

# 一般廃棄物処理基本計画

平成27年2月

嘉手納町・読谷村  
比謝川行政事務組合



## 【目 次】

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の主旨・目的.....	1
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ.....	2
第3節 他の計画との関係.....	3
第4節 計画の対象区域.....	4
第5節 計画の範囲.....	4
第6節 計画目標年次.....	5
第7節 一般廃棄物処基本計画の見直し、点検、評価.....	5
第2章 地域の概要.....	6
第1節 地理的・地形的特性.....	6
第2節 気象的特性.....	7
第3節 人口・世帯.....	8
第4節 産業の動向.....	9
1. 事業所数.....	9
2. 従業者数.....	10
第5節 土地利用状況.....	11
第6節 総合計画（開発計画）.....	12
1. 嘉手納町.....	12
2. 読谷村.....	13
第7節 水環境・水質保全に関する状況.....	14
1. 水環境の現況.....	14
2. 水利用状況.....	16
第8節 一般廃棄物処理施設の整備状況.....	17
1. 焼却（熱回収）施設.....	17
2. リサイクルセンター（粗大ごみ処理施設、保管施設含む）.....	19
3. 最終処分場.....	21
4. し尿処理施設.....	22
第3章 ごみ処理基本計画.....	23
第1節 ごみ処理の現況及び課題.....	23
1. ごみ処理の流れ（処理フロー）.....	23
2. ごみ処理体制.....	24
3. ごみ処理の実績.....	32
4. 一般廃棄物処理システム評価.....	46
5. ごみ処理の課題.....	48
第2節 ごみ処理行政等の動向.....	51
1. ごみ処理広域化の状況.....	51
2. 関係法令等.....	53

第3節	ごみ処理基本計画の基本方針等	54
1.	基本方針	54
2.	将来のごみ処理体系	55
3.	将来のごみ処理主体	55
4.	計画対象区域	56
5.	計画期間	56
第4節	ごみ処理基本計画	57
1.	ごみの排出量及び処理量の推計	57
2.	排出抑制・再生利用の目標達成による効果	68
3.	計画目標年次のごみ処理・処分フロー（排出抑制・再生利用目標達成後）	72
4.	施策の体系	73
5.	排出抑制・再資源化計画	74
6.	収集・運搬計画（分別収集計画）	79
7.	中間処理計画	82
8.	最終処分計画	85
9.	その他の計画	86
第4章	生活排水処理基本計画	87
第1節	生活排水処理の現況及び課題	87
1.	生活排水の処理体系	87
2.	生活排水処理形態別人口及び汚水衛生処理率	88
3.	し尿等の収集・処理状況	89
4.	生活排水処理施設の状況	91
5.	生活排水処理の課題の抽出	93
第2節	生活排水処理の基本方針等	94
1.	生活排水処理に係る理念、目標	94
2.	生活排水処理施設整備の基本方針	94
3.	生活排水の処理主体	95
4.	計画対象区域	95
5.	計画期間	95
第3節	生活排水処理基本計画	96
1.	生活排水処理施設等の整備計画	96
2.	生活排水処理形態別人口とし尿等の排出量の推計	97
3.	し尿等の処理計画	100
4.	その他	101

(添付資料)

- ・資料1：ごみ排出量等の推計
- ・資料2：し尿等排出量の推計

---

---

## 第1章 計画の概要

---

---

### 第1節 計画策定の主旨・目的

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型のシステムは、豊かで利便性の高い社会生活を創造してきたが、一方で、地球環境に様々な形で影響を与え、大きな社会問題となっている。

なかでも、ごみ処理の問題については、ダイオキシン類による汚染や地球温暖化等、地域内に限定されず広範囲の環境にまで影響を拡大している。そして、これらの問題を解決し、「持続可能な社会」を実現するために、「低炭素社会」・「循環型社会」・「自然共生社会」の実現に向けた取組を統合的に進めていくことが求められている。

こうしたなか、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や各種リサイクル法など、関係法令の整備が進められてきた。

さらに、平成25年5月には「第3次循環型社会形成推進基本計画」が改定され、国内における取組として、『質』にも着目した循環型社会の形成、「低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組」、「地域循環圏の高度化」など、8つの項目を掲げ、循環型社会の形成を実行していくことが定められた。

比謝川行政事務組合（以下、単に「組合」という。）及び組合を構成する嘉手納町と読谷村においても、時代にあったごみ処理を推進するため、平成18年2月に「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を見直し、嘉手納町・読谷村地域（以下、「本地域」という。）の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めることはもとより、循環型社会の実現に向け鋭意努力してきたところである。

以上を踏まえ、本計画は、策定から5年以上が経過した前計画の進捗状況を検証し、更なる「循環型社会の形成」の推進に向けた取組の方向性を示すものとして策定した。

## 第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされている。

一般廃棄物の処理計画は、長期的視野に立った一般廃棄物処理の基本となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、各年度ごとに基本計画実施のために必要な事項を定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成され、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成されている。この関係を図示したものを図1-2-1に示す。

本計画では、以上に示した「廃棄物処理法」に基づき、長期的・総合的視点に立って、平成18年2月に策定した一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水）を見直したものである。なお、本計画は、比謝川行政事務組合を構成する嘉手納町及び読谷村の廃棄物行政の基本方針を包括したものととして策定している。

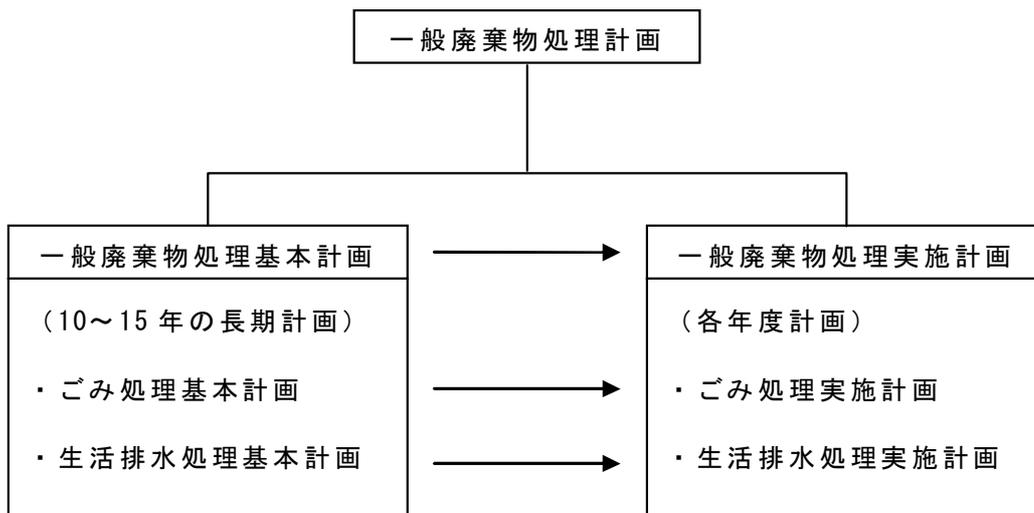


図1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

### 第3節 他の計画との関係

本計画と他の計画との関係を図 1-3-1 に示す。

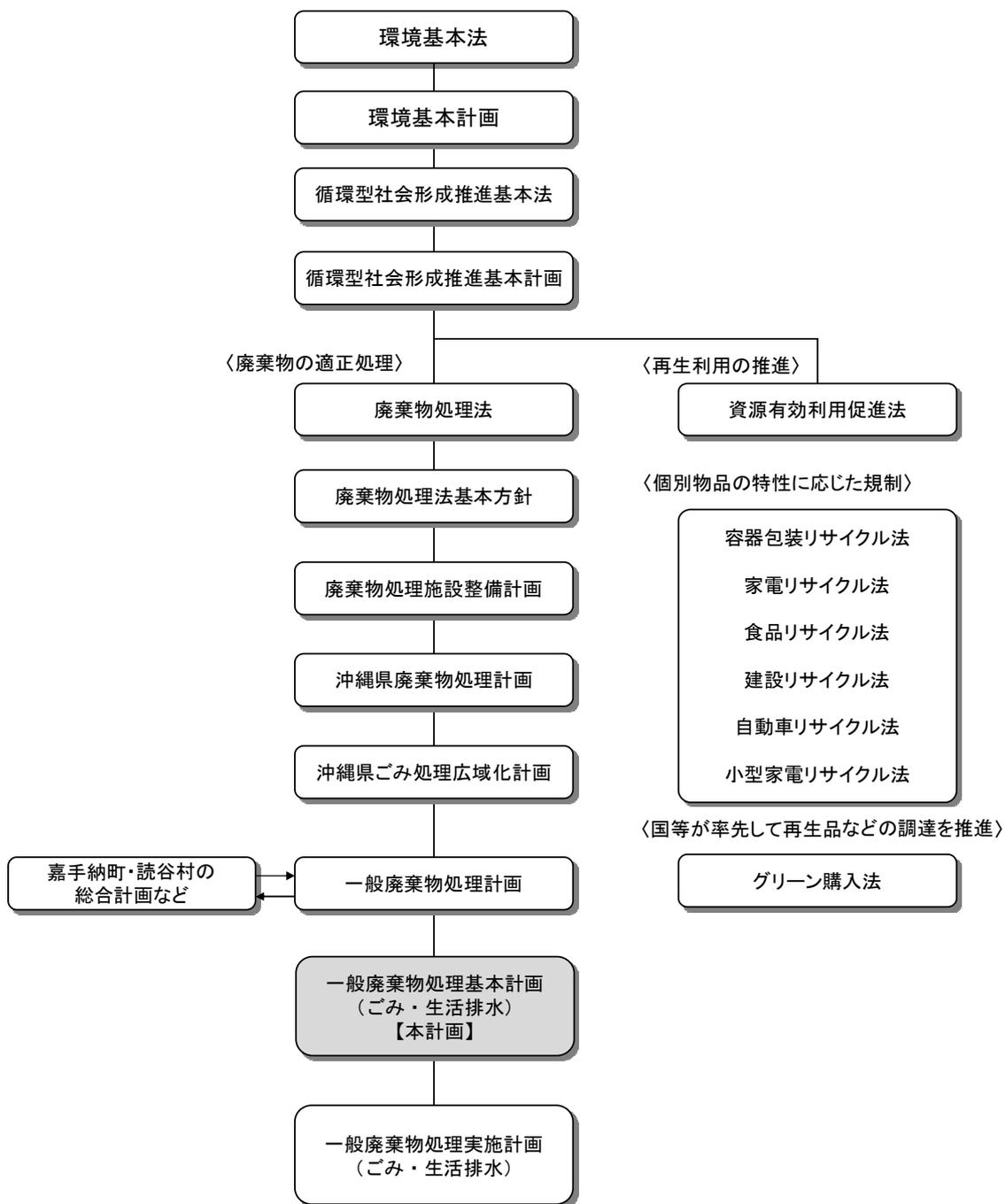


図 1-3-1 本計画と他の計画との関係

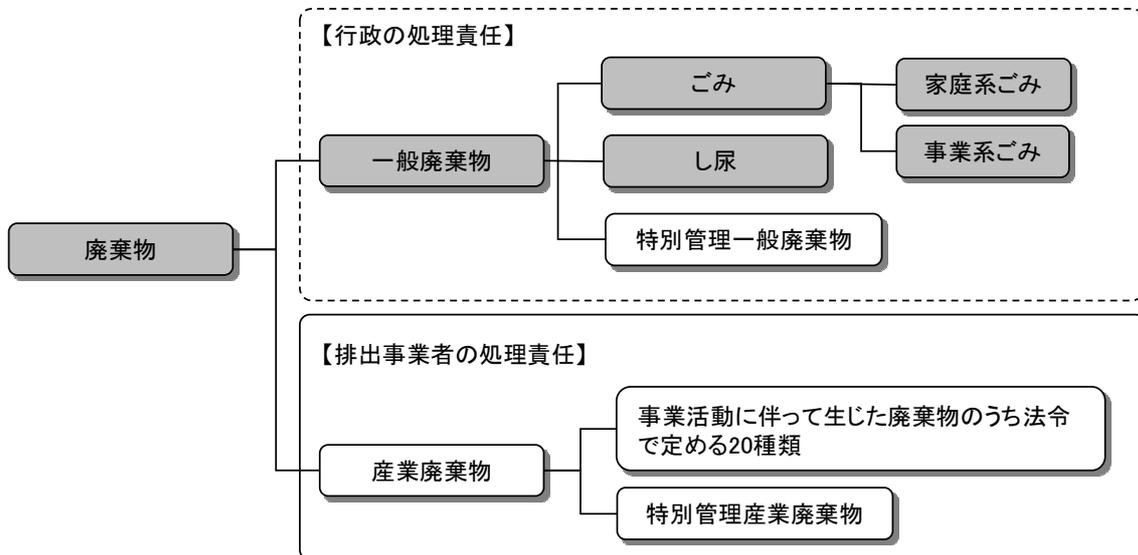
## 第4節 計画の対象区域

計画対象区域は、嘉手納町及び読谷村のそれぞれの行政区域内全域を対象とする。ただし、行政区域内の軍用地の範囲は処理区域外とする。

## 第5節 計画の範囲

本計画で対象とする廃棄物は、計画対象区域内で発生する一般廃棄物のうち、「特別管理一般廃棄物」を除く「ごみ」及び「し尿（生活排水）」とする。

本計画の策定範囲については、排出抑制、分別排出、収集・運搬、中間処理、最終処分までを対象とする。



※：事業系ごみとは、事業所（公共施設含む）及び軍人宅から出た一般廃棄物

図 1-5-1 本計画で対象とする廃棄物

## 第6節 計画目標年次

計画期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 41 年度を計画目標年度とする 15 年間とし、5 年後の平成 31 年度と 10 年後の平成 36 年度を中間目標年度とする。

表 1-6-1 計画期間及び計画目標年度

平成年度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
計画期間	←————— 計画期間(15年間) —————→														
計画目標年度					■					■					■
					中間目標					中間目標					計画目標

## 第7節 一般廃棄物処基本計画の見直し、点検、評価

本計画は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、各施策や目標の進捗状況について定期的な検証と継続的な改善を図る。

また、評価を踏まえて、概ね5年ごと、又は計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は本計画の見直しを行う。

（一般廃棄物処理基本計画策定の時期について）

「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 25 年 6 月／環境省)から抜粋

「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」

---

---

## 第2章 地域の概要

---

---

### 第1節 地理的・地形的特性

本地域は、沖縄本島の中央部に位置し、本地域の構成町村のうち、嘉手納町は那覇市から北へ約 23km、読谷村は北へ約 28km の距離に位置している。

本地域は、東シナ海に面し、地形分類は主にカルスト台地であり、南西部に埋立地、南東部に平坦化地がある。本地域を流れる県指定 2 級河川の比謝川沿いは山地・丘陵地となっている。表層地質は、琉球石灰岩（更新世～鮮新世）であり、得意な地形・地質として「石灰岩堤」がある。

本地域の総面積は 50.21km<sup>2</sup>（嘉手納町 15.04 km<sup>2</sup>、読谷村 35.17 km<sup>2</sup>）で、県全体の面積 2,276.72 km<sup>2</sup> の約 2.2% を占めている。

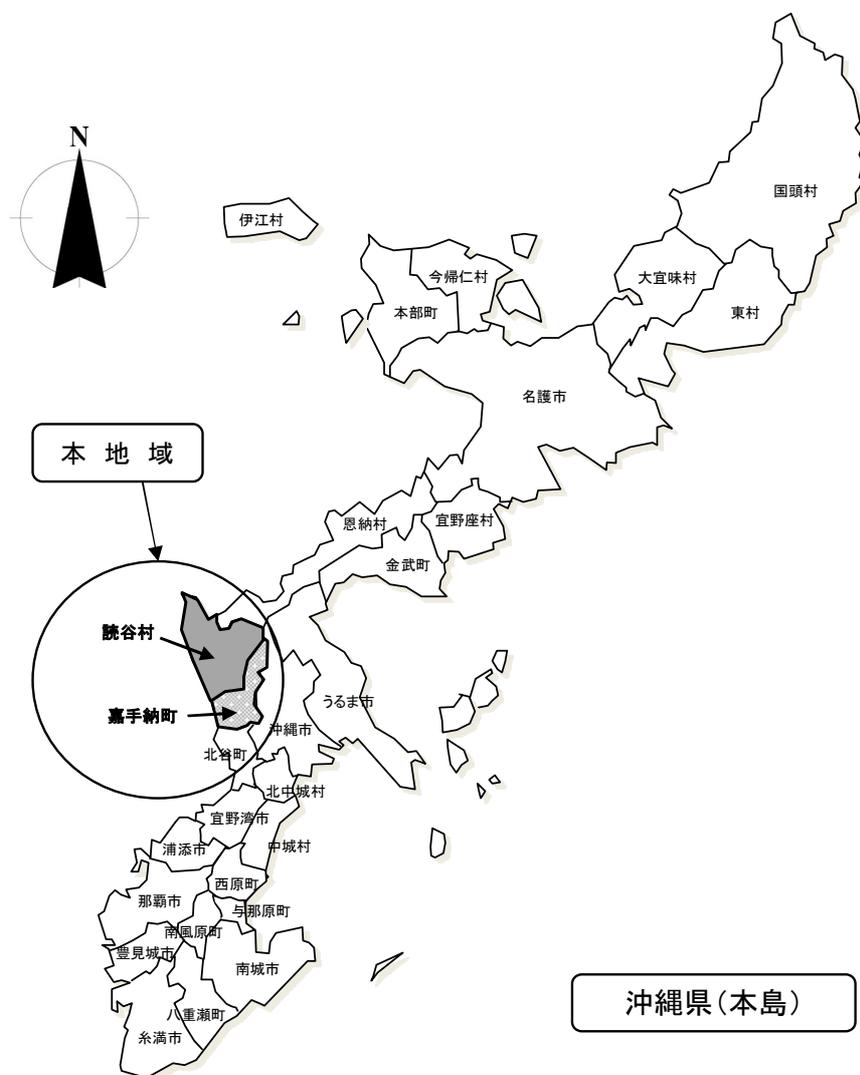


図 2-1-1 本地域の位置

## 第2節 気象的特性

本地域の気候は、亜熱帯海洋性気候に属し、降雨は梅雨期と台風期に多く、年平均降水量は約 2,040mm、年平均気温は約 23℃である。

表 2-2-1 本地域の気象概要(那覇観測所 平年値<sup>※1</sup>)

要素	降水量 (mm)	気温(℃)			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
		平均	日最高	日最低		
統計期間	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010	1981～ 2010
資料年数	30	30	30	30	30	30
1月	107.0	17.0	19.5	14.6	5.4	94.2
2月	119.7	17.1	19.8	14.8	5.3	87.1
3月	161.4	18.9	21.7	16.5	5.2	108.3
4月	165.7	21.4	24.1	19.0	5.1	123.8
5月	231.6	24.0	26.7	21.8	5.0	145.8
6月	247.2	26.8	29.4	24.8	5.4	163.6
7月	141.4	28.9	31.8	26.8	5.3	238.8
8月	240.5	28.7	31.5	26.6	5.2	215.0
9月	260.5	27.6	30.4	25.5	5.4	188.9
10月	152.9	25.2	27.9	23.1	5.4	169.6
11月	110.2	22.1	24.6	19.9	5.5	123.0
12月	102.8	18.7	21.2	16.3	5.2	115.6
全年	2040.8	23.1	25.7	20.8	5.3	1774.0

※1: 平年値は西暦年の1位が1の年から数えて、連続する30年間について算出した累年平均値をいい、これをその統計期間に引き続く10年間使用し10年ごとに更新されている。本データは、1981～2010年(昭和56年～平成22年)の観測値に基づいた平年値を使用したものである。

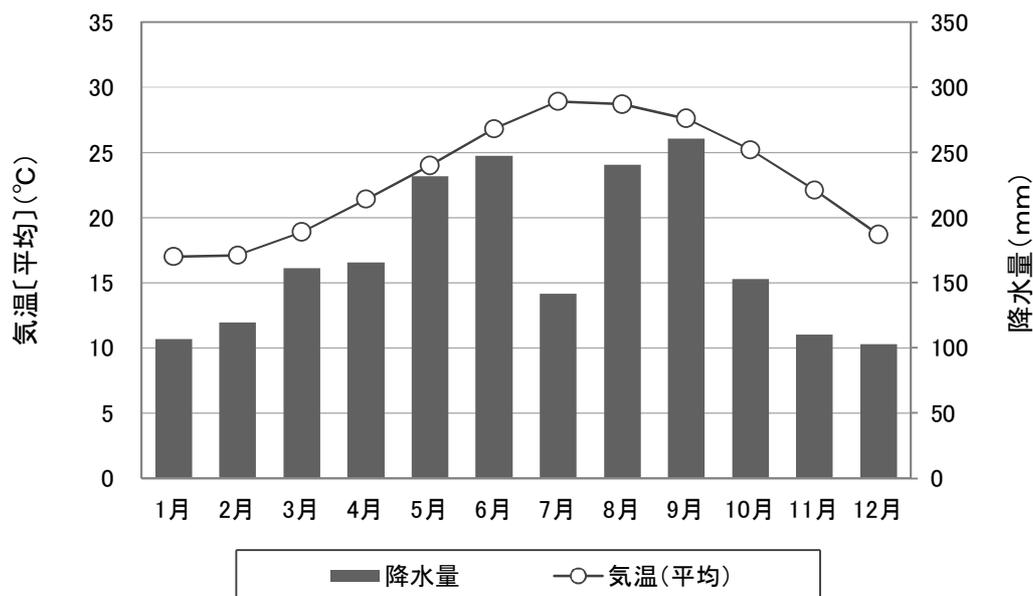


図 2-2-1 月別の気温及び降水量(那覇観測所 平年値)

### 第3節 人口・世帯

国勢調査結果による人口・世帯の推移を表 2-3-1、図 2-3-1 に示す。

人口及び世帯数はともに増加し、1世帯当たり人員は減少しており、単身世帯や核家族世帯の増加が進む傾向にある。直近の国勢調査は平成 22 年に行われており、本地域の人口は 52,027 人、世帯は 17,344 世帯であり、1世帯当たりの人員は 3.00 人/世帯となっている。

表 2-3-1 人口及び世帯数の推移

単位：人、世帯、人/世帯

	年次	人口	世帯	1世帯当たり人員
嘉手納町	H7	13,752	4,236	3.25
	H12	13,661	4,408	3.10
	H17	13,629	4,661	2.92
	H22	13,827	4,933	2.80
読谷村	H7	32,912	8,965	3.67
	H12	36,115	10,699	3.38
	H17	37,306	11,793	3.16
	H22	38,200	12,411	3.08
本地域	H7	46,664	13,201	3.53
	H12	49,776	15,107	3.29
	H17	50,935	16,454	3.10
	H22	52,027	17,344	3.00

資料：国勢調査結果（各年 10 月 1 日）

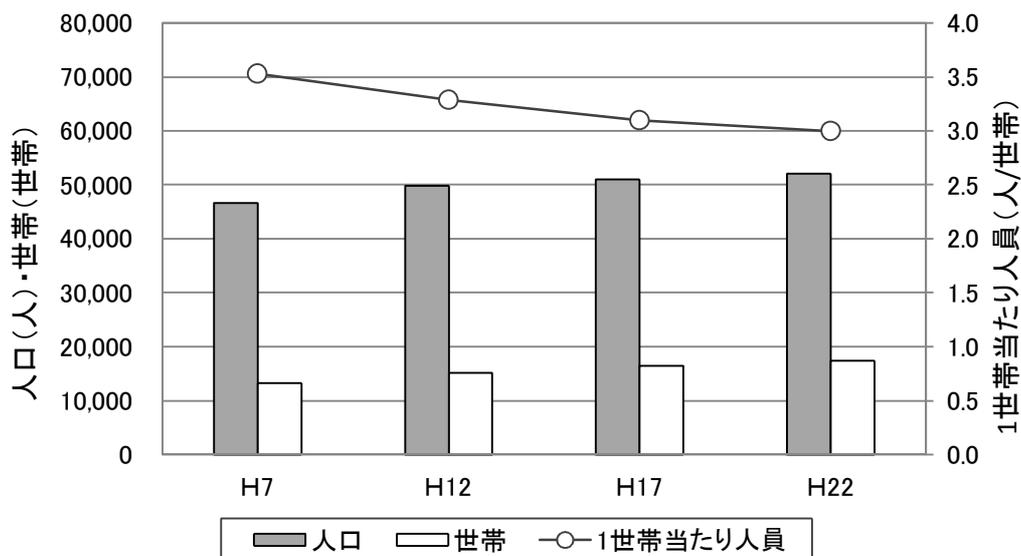


図 2-3-1 人口及び世帯数の推移

## 第4節 産業の動向

### 1. 事業所数

産業分類別事業所数の推移を表 2-4-1 に示す。

本地域全体では、産業全体の事業所数は減少傾向にある。産業別従業者数の割合の推移をみると、第一次産業は微増傾向、第二次産業は、平成 16 年にピークを迎え減少傾向、第三次産業は平成 21 年までは増加傾向にあったが、平成 24 年に大きく減少している。本地域の平成 24 年の事業所数は、第一次産業が 7 事業所、第二次産業が 306 事業所、第三次産業が 1,669 事業所となっている。

表 2-4-1 産業分類別事業所数の推移

単位:事業所

	年次	第一次産業		第二次産業		第三次産業		事業所数 合計
		事業所数	割合	事業所数	割合	事業所数	割合	
嘉手納町	H13	-	0.0%	84	11.9%	622	88.1%	706
	H16	-	0.0%	73	10.5%	619	89.5%	692
	H18	-	0.0%	69	10.8%	572	89.2%	641
	H21	3	0.5%	64	10.4%	547	89.1%	614
	H24	1	0.2%	66	11.6%	500	88.2%	567
読谷村	H13	4	0.3%	269	22.5%	923	77.2%	1,196
	H16	2	0.2%	346	28.7%	859	71.1%	1,207
	H18	4	0.3%	343	27.7%	891	72.0%	1,238
	H21	8	0.6%	338	26.4%	936	73.0%	1,282
	H24	6	0.5%	240	21.8%	856	77.7%	1,102
本地域	H13	4	0.2%	353	18.6%	1,545	81.2%	1,902
	H16	2	0.1%	419	22.1%	1,478	77.8%	1,899
	H18	4	0.2%	412	21.9%	1,463	77.9%	1,879
	H21	11	0.6%	402	21.2%	1,483	78.2%	1,896
	H24	7	0.4%	306	18.3%	1,356	81.3%	1,669

※1 : 第一次産業は農林漁業、第二次産業は鉱業、建設業、製造業、それ以外の分類を第三次産業とした。

資料 : 平成 25 年度沖縄県統計年鑑 (総務省・経済産業省「経済センサス活動調査 (平成 24 年)」)

平成 24 年度沖縄県統計年鑑 (総務省統計局「経済センサス基礎調査 (平成 21 年)」)

平成 22 年度沖縄県統計年鑑 (県統計課「事業所・企業統計調査結果報告 (平成 18 年)」)

平成 18 年度沖縄県統計年鑑 (県統計課「事業所・企業統計調査結果報告 (平成 16 年)」)

平成 16 年度沖縄県統計年鑑 (県統計課「事業所・企業統計調査結果報告 (平成 13 年)」)

## 2. 従業者数

産業分類別従業者数の推移を表 2-4-2 に示す。

本地域全体では、産業全体の従業者数は増加する傾向にある。産業別従業者数の割合の推移をみると、第一次産業は増加傾向、第二次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向で推移している。本地域の平成 24 年の従業者数は、第一次産業が 104 人、第二次産業が 2,477 人、第三次産業が 9,869 人となっている。

表 2-4-2 産業分類別従業者数の推移

単位:人

	年次	第一次産業		第二次産業		第三次産業		事業所数 合計
		従業者数	割合	従業者数	割合	従業者数	割合	
嘉手納町	H13	-	0.0%	949	23.7%	3,051	76.3%	4,000
	H16	-	0.0%	826	20.7%	3,172	79.3%	3,998
	H18	-	0.0%	741	19.0%	3,162	81.0%	3,903
	H21	10	0.2%	772	18.4%	3,423	81.4%	4,205
	H24	7	0.2%	737	16.5%	3,718	83.3%	4,462
読谷村	H13	31	0.5%	1,497	24.2%	4,654	75.3%	6,182
	H16	29	0.5%	1,965	30.6%	4,424	68.9%	6,418
	H18	39	0.5%	1,943	27.4%	5,120	72.1%	7,102
	H21	61	0.8%	1,765	22.4%	6,036	76.8%	7,862
	H24	97	1.2%	1,740	21.8%	6,151	77.0%	7,988
本地域	H13	31	0.3%	2,446	24.0%	7,705	75.7%	10,182
	H16	29	0.3%	2,791	26.8%	7,596	72.9%	10,416
	H18	39	0.4%	2,684	24.4%	8,282	75.2%	11,005
	H21	71	0.6%	2,537	21.0%	9,459	78.4%	12,067
	H24	104	0.8%	2,477	19.9%	9,869	79.3%	12,450

※1 : 第一次産業は農林漁業、第二次産業は鉱業、建設業、製造業、それ以外の分類を第三次産業とした。

資料 : 平成 25 年度沖縄県統計年鑑 (総務省・経済産業省「経済センサス活動調査 (平成 24 年)」)

平成 24 年度沖縄県統計年鑑 (総務省統計局「経済センサス基礎調査 (平成 21 年)」)

平成 22 年度沖縄県統計年鑑 (県統計課「事業所・企業統計調査結果報告 (平成 18 年)」)

平成 18 年度沖縄県統計年鑑 (県統計課「事業所・企業統計調査結果報告 (平成 16 年)」)

平成 16 年度沖縄県統計年鑑 (県統計課「事業所・企業統計調査結果報告 (平成 13 年)」)

## 第5節 土地利用状況

土地地目別面積を表 2-5-1、図 2-5-1 に示す。

土地利用地目別面積の総数は、本地域全体で 33,866,190m<sup>2</sup>であり、内訳別割合は、畑が 17.1%、宅地が 16.3%、山林が 0.8%、原野が 5.2%、その他が 60.6%を占めている。また、本地域には米軍基地があり、表 2-5-2 に示すとおり、嘉手納町が町全体の面積の 82.5%、読谷村が村全体の面積の 35.8%を占めている。

表 2-5-1 土地地目別面積(平成 24 年度)

単位:m<sup>2</sup>

	嘉手納町		読谷村		本地域	
	面積	割合	面積	割合	面積	割合
田	0	0.0%	0	0.0%	0.00	0.0%
畑	23,428	0.2%	5,751,951	24.8%	5,775,379	17.1%
宅地	1,098,398	10.3%	4,413,038	19.0%	5,511,436	16.3%
山林	0	0.0%	276,308	1.2%	276,308	0.8%
原野	59,044	0.6%	1,702,901	7.3%	1,761,945	5.2%
その他	9,477,130	88.9%	11,063,992	47.7%	20,541,122	60.6%
総数	10,658,000	100.0%	23,208,190	100.0%	33,866,190	100.0%

※1：国や地方公共団体の所有地などの非課税地積は含まれていない。

※2：「その他」は、池沼、牧場、雑種地（ゴルフ場の用地、遊園地等の用地、鉄軌道用地、その他の雑種地）の合計。

資料：平成 25 年度沖縄県統計年鑑（県企画部市町村課「平成 24 年度分の土地に関する概要調書」）

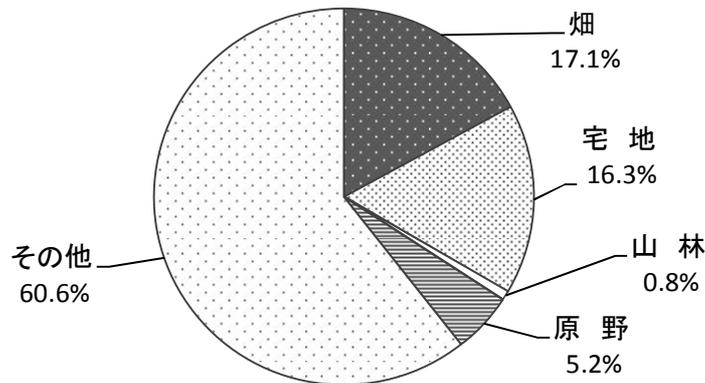


図 2-5-1 本地域の土地地目別面積(割合)(平成 24 年)

表 2-5-2 米軍基地の面積(平成 24 年度)

単位:ha

	町村面積	施設面積	町村面積に占める割合
嘉手納町	1,504	1,240.4	82.5%
読谷村	3,517	1,259.0	35.8%

資料：平成 25 年沖縄県統計年鑑（県知事公室基地対策課「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）平成 25 年 3 月」）

## 第6節 総合計画(開発計画)

### 1. 嘉手納町

嘉手納町では、「第4次嘉手納町総合計画(計画期間:平成21年～平成30年)」(平成21年3月)を策定し、行政運営を行っている。

<b>■将来像</b>
ひと、みら輝く交流のまち かでな
<b>■基本理念</b>
支え合い、人づくり、安心、賑わい
<b>■基本施策の大綱</b>
○人にやさしい・人がやさしい・健やかな暮らし育むまちづくり
○未来へはばたく情操豊かな人材と交流を育むまちづくり
○誰もが安心・安全で心豊かに暮らせる潤いあるまちづくり
○生き活きた生活と賑わいを育むまちづくり
<b>■人口の見通し</b>
目標年度である平成30年度の推計人口14,000人と設定。
<b>■廃棄物行政に関する施策</b>
○基本施策の大綱:誰もが安心・安全で心豊かに暮らせる潤いあるまちづくり
○施策体系:(ごみ・生活排水に関する施策を抜粋)
<b>明日の世代のための環境共生・資源循環型社会の構築</b>
▶ <u>一般廃棄物の減量化のため、3Rを基本とし、ゴミ分別の徹底やゴミの資源化などに取り組みます。</u>
▶ <u>地球温暖化対策として省エネやエコ製品の使用など町民のエコライフの推進に取り組みます。</u>
▶ <u>住みよい環境を維持するため、地域美化に関する意識を高めるとともに子供のころから地域美化に関するモラル教育に努めます。</u>
<b>安心・安全な上下水道の維持管理</b>
▶ <u>水洗化の普及促進に努めるとともに、快適な生活環境ができるよう、維持管理体制の充実に努めます。</u>

図 2-6-1 第4次嘉手納町総合計画の概要

## 2. 読谷村

読谷村では、「読谷村第4次総合計画後期計画（計画期間：平成25年～平成29年）」（平成25年3月）を策定し、行政運営を行っている。

<p>■基本理念</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ゆたさある風水 優る肝心 咲き誇る文化や 健康の村</div> <p>■基本施策の大綱</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○自治と平和の協働むらづくり</li><li>○自然と調和したむらづくり</li><li>○ちむ清らさの人づくり</li><li>○生き活きがんじゅう・ゆいまーる</li><li>○手作り工芸の継承と発展</li><li>○ゆんたんざ産業づくり</li><li>○<u>安全・快適・潤いのあるむらづくり</u></li></ul> <p>■人口の見通し</p> <p>目標年度である平成29年度の推計人口41,500人と設定。</p> <p>■廃棄物行政に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○基本施策の大綱:安全・快適・潤いのあるむらづくり</li><li>○施策体系:(ごみ・生活排水に関する施策を抜粋)</li></ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><b>循環型むらづくり</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>➢ <u>下水道整備の推進</u> :公共下水道の整備や合併浄化槽の設置等、地域特性に合わせた汚水処理を推進します。</li><li>➢ <u>ごみの資源化や減量化の推進</u> :資源ごみ回収や生ごみ処理容器の普及促進などを図るとともに、リデュース(ごみ減量化)・リユース(資源の再使用)・リサイクル(資源の再利用)の3Rによるごみ総量の削減と再資源化を啓発・促進します。</li></ul><p><b>安心・安全なむらづくり</b></p><ul style="list-style-type: none"><li>➢ <u>環境衛生の充実</u> :廃棄物の不法投棄防止に係る意識啓発に努めるとともに、事前の防止策の実施と適正な体制づくりを検討します。</li></ul></div>
---

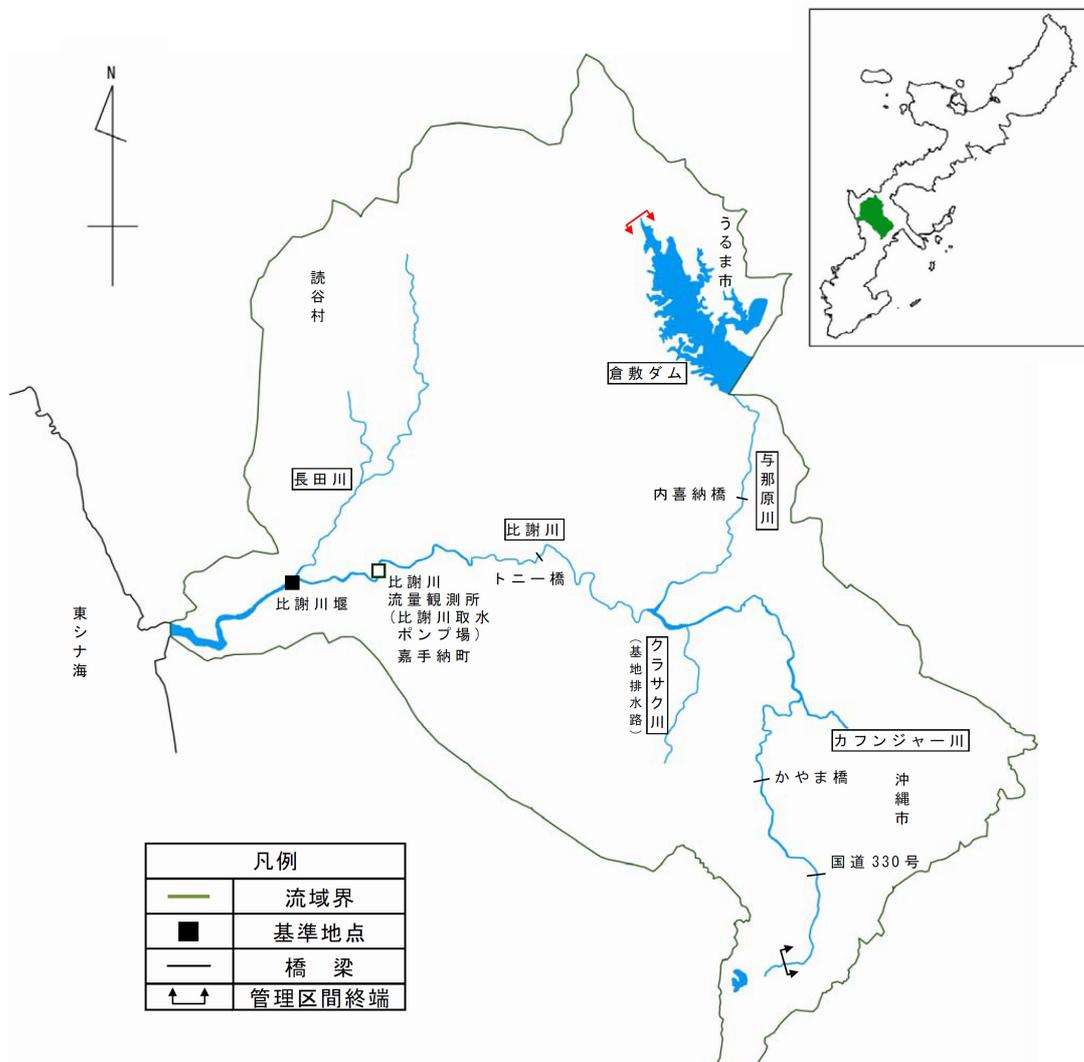
図 2-6-2 読谷村第4次総合計画後期計画の概要

## 第7節 水環境・水質保全に関する状況

### 1. 水環境の現況

#### (1) 河川等の状況

本地域を流れる比謝川は、沖縄本島の中部に位置し、その源を沖縄市の緩やかな丘陵地帯に発し、沖縄市市街地を南北に貫流し、沖縄市美里地先においてカフンジャー川を合流した後、流を西方に変え、与那原川（二級河川）等の支線を合流しながら、国道 58 号付近で長田川と合流し、嘉手納町と読谷村の境界で東シナ海に注ぐ、幹線流路延長 21.8km（比謝川 15.4km、与那原川 6.4km）、流域面積 50.9km<sup>2</sup>の沖縄本島最大の二級河川である。



資料：沖縄県「比謝川水系河川整備基本方針（平成 25 年 5 月）」

図 2-7-1 比謝川水系図

## (2) 公共用水域の類型指定状況

本地域における公共用水域の環境基準の指定状況は、表2-7-1のとおりであり、河川として比謝川が指定されている。なお、本地域では海域についての指定はない。

平成20年度～平成24年度の公共用水域水質測定結果（BOD）は、表2-7-3に示すとおりであり、水質は、いずれも環境基準値以下であり、環境基準は達成されている状況にある。

表2-7-1 本地域の環境基準の類型指定状況

水域名	範囲	類型	環境基準点	指定年月日
比謝川(1)	比謝川橋下流の堰堤からトニー橋までと長田川	B	比謝川ポンプ場	S49.3.4
比謝川(2)	トニー橋から与那原川合流点まで	C	トニー橋	S49.3.4
比謝川(3)	与那原川合流点から上流とハンザ川の昭和橋まで	C	与那原川合流点	S49.3.4

資料：沖縄県（平成24年度 公共用水域及び地下水御水質測定結果について）

表2-7-2 環境基準の類型指定(河川)の基準値【抜粋】

類型	pH (-)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
B	6.5-8.5	3以下	25以下	5以上	5,000以下
C	6.5-8.5	5以下	50以下	5以上	—

資料：沖縄県（平成24年度 公共用水域及び地下水御水質測定結果について）

表2-7-3 本地域の環境基準の類型指定状況

水域名	類型	環境基準点	BOD基準値 (mg/L以下)	測定値(BOD75%値) (mg/L)				
				H20	H21	H22	H23	H24
比謝川(1)	B	比謝川ポンプ場	3	1.1	1.1	0.8	1.1	1.3
比謝川(2)	C	トニー橋	5	1.5	1.1	1.4	1.6	1.8
比謝川(3)	C	与那原川合流点	5	2.1	2.4	1.6	2.0	2.5

資料：沖縄県（平成24年度 公共用水域及び地下水御水質測定結果について）

また、本地域にある2箇所の井戸で行われている地下水の継続監視調査結果を表2-7-4に示す。なお、地下水の継続監視調査では、過去に実施された概況調査等により確認された汚染の継続的な監視を目的として、環境基準を超過した項目について測定を行っている。

地下水調査結果のうち、読谷村にある井戸の地下水から、基準値を超える砒素とほう素が検出されている。

表 2-7-4 本地域の地下水調査結果(平成 24 年度)

		基準値	嘉手納町 (mg/L)	読谷村 (mg/L)
井戸の位置(字)		—	屋良	楚辺
項目	砒素	0.01 以下	検査対象外	0.018
	総水銀	0.0005 以下	検査対象外	検査対象外
	アルキル水銀	検出されないこと	検査対象外	検査対象外
	トリクロロエチレン	0.03 以下	0.0067	検査対象外
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.0008	検査対象外
	1,1,1-トリクロロエチレン	1 以下	不検出	検査対象外
	塩化ビニルモノマー	0.002 以下	不検出	検査対象外
	12-ジクロロエタン	0.004 以下	検査対象外	検査対象外
	ほう素	1 以下	検査対象外	1.2
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	検査対象外	検査対象外

資料：沖縄県（平成 24 年度 公共用水域及び地下水御水質測定結果について）

## 2. 水利用状況

本地域の水道の普及状況を表 2-7-5 に示す。

本地域の構成町村は、ともに上水道により水の供給を行っている。

表 2-7-5 水道の普及状況(平成 24 年度)

区分	行政区域内 総人口 (外国人含む)	上水道		普及率	一日当たりの 平均給水量 (上水道)
		箇所数	現在給水人口		
	A	B	C	$C/A \times 100$	
嘉手納町	13,718 人	1 箇所	13,718 人	100.00%	7,557 m <sup>3</sup>
読谷村	38,825 人	1 箇所	38,803 人	99.94%	13,238 m <sup>3</sup>
本地域	52,543 人	1 箇所	52,521 人	99.96%	20,795 m <sup>3</sup>

資料：沖縄県（平成 24 年度 公共用水域及び地下水御水質測定結果について）

## 第8節 一般廃棄物処理施設の整備状況

沖縄県内の一般廃棄物処理施設の整備状況を種類別に整理したものを以下に示す。

### 1. 焼却(熱回収)施設

沖縄県内の焼却(熱回収)施設の整備状況を表 2-8-1 に示す。

表 2-8-1 沖縄県内の焼却(熱回収)施設の整備状況(一般廃棄物処理施設)【1/2】

設置主体 (構成市町村)	施設の名称	規模 (t/日)	処理方式	運転開始 年月
名護市	環境センター	40 (2 炉)	機械化バッチ	S53.6
浦添市	クリーンセンター	150 (2 炉)	全連続	S57.12
石垣市	クリーンセンター	80 (2 炉)	准連続	H9.10
宮古島市	平良工場	60 (2 炉)	機械化バッチ	S51.7
久米島町	クリーンセンター	20 (2 炉)	機械化バッチ	H2.3
竹富町	波照間島ごみ焼却施設	0.4 (1 炉)	ガス化燃焼	H18.6
	黒島ごみ焼却施設	0.4 (1 炉)	ガス化燃焼	H18.6
	竹富島ごみ焼却施設	0.4 (1 炉)	ガス化燃焼	H19.4
	小浜島ごみ焼却施設	0.5 (1 炉)	ガス化燃焼	H19.4
	鳩間島ごみ焼却施設	0.4 (1 炉)	ガス化燃焼	H21.6
	西表島ごみ焼却施設	1.5 (1 炉)	ガス化燃焼	H23.4
渡嘉敷村	グリーンセンター	4 (1 炉)	機械化バッチ	H11.8
北大東村	うふあがりクリーンセンター	2 (1 炉)	機械化バッチ	H14.4
国頭村	環境センター	15 (2 炉)	機械化バッチ	S58.4

資料：環境産業新聞社（2014年版廃棄物年鑑）を加筆修正している。

表 2-8-1 沖縄県内の焼却(熱回収)施設の整備状況(一般廃棄物処理施設)【2/2】

設置主体 (構成市町村)	施設の名称	規模 (t/日)	処理方式	運転開始 年月
座間味村(阿嘉島)	阿嘉島クリーンセンター	3 (1 炉)	機械化バッチ	H10.5
	ごみ焼却施設	3 (1 炉)	ガス化熔融	H15.8
南大東村	クリーンセンター	3 (1 炉)	機械化バッチ	H12.7
多良間村	クリーンセンターたらま	3 (1 炉)	機械化バッチ	H12.7
渡名喜村	ごみ焼却施設	2 (1 炉)	ガス化熔融	H15.3
伊平屋村	伊平屋村クリーンセンター	3 (1 炉)	機械化バッチ	H16.3
粟国村	粟国村ごみ焼却施設	3 (1 炉)	機械化バッチ	H16.4
伊江村	E&Cセンター	7t (1 炉)	機械化バッチ	H16.2
伊是名村	伊是名村ごみ処理施設 (焼却処理設備)	3 (1 炉)	機械化バッチ	H23.12
中部北環境施設組合	美島クリーンセンター	166 (2 炉)	全連続	H16.9
那覇市・南風原町環境施設組合 〔那覇市・南風原町〕	那覇・南風原クリーンセンター	450 (3 炉)	全連続	H18.4
倉浜衛生施設組合 〔沖縄市・宜野湾市・北谷町〕	エコトピア池原	309 (3 炉)	全連続	H22.4
東部清掃施設組合 〔西原町・与那原町・南城市(佐敷)〕	環境美化センター	40 (2 炉)	機械化バッチ	S60.3
本部町今帰仁村清掃施設組合 〔本部町・今帰仁村〕	環境美化センター	40 (2 炉)	機械化バッチ	H10.3
糸満市豊見城市清掃施設組合 〔糸満市・豊見城市〕	糸豊環境美化センター	200 (2 炉)	全連続	H10.3
比謝川行政事務組合 〔嘉手納町・読谷村〕	環境美化センター (焼却施設)	70 (2 炉)	准連続	H10.3
島尻消防清掃組合 〔南城市・八重瀬村〕	島尻環境美化センター	40 (2 炉)	機械化バッチ	S55.4
金武地区消防衛星組合 〔金武町・宜野座村〕	金武地区清掃センター	20 (2 炉)	機械化バッチ	S60.12
中城村北中城村清掃事務組合 〔中城村・北中城村〕	青葉苑	40 (2 炉)	全連続	H15.5

資料：環境産業新聞社（2014年版廃棄物年鑑）を加筆修正している。

## 2. リサイクルセンター(粗大ごみ処理施設、保管施設含む)

沖縄県内のリサイクルセンターの整備状況を表 2-8-2 に示す。

表 2-8-2 沖縄県内のリサイクルセンターの整備状況(一般廃棄物処理施設)【1/2】

設置主体 (構成市町村)	施設の名称	規模 (t/日)	処理内容	運転開始 年月
那覇市	エコマール那覇リサイクル棟	53	選別・圧縮	H7.4
	エコマール那覇ストックヤード	-	保管	H23.4
浦添市	リサイクルプラザ	40	選別・圧縮	H11.5
	クリーンセンター	25	破碎	S57.12
石垣市	ストックヤード	-	保管	H10.4
糸満市	ストックヤード	-	保管	H12.4
名護市	名護市粗大ごみ処理施設	5	破碎・圧縮	H11.4
宮古島市	伊良部リサイクルセンター	1	選別・圧縮	H20.4
久米島町	リサイクルセンター	3	-	H16.4
竹富町	リサイクルセンター	1.4	-	H18.4
与那国町	リサイクルセンター	1	-	H19.4
渡嘉敷村	ストックヤード	-	保管	H11.4
	リサイクルセンター	1	圧縮・梱包	H14.4
多良間村	リサイクルセンター	1	-	H14.8
	ストックヤード	-	保管	H14.8

資料：環境産業新聞社（2014年版廃棄物年鑑）を加筆修正している。

表 2-8-2 沖縄県内のリサイクルセンターの整備状況(一般廃棄物処理施設)【2/2】

設置主体 (構成市町村)	施設の名称	規模 (t/日)	処理内容	運転開始 年月
北大東村	ストックヤード	-	保管	H14.9
伊江村	E&Cセンター	1	-	H16.2
伊是名村	伊是名村ごみ処理施設 (資源化設備)	1	選別・圧縮・破砕	H23.12
中城村北中城村清掃事務組合 〔中城村・北中城村〕	リサイクルプラザ	9	破砕・圧縮・選別	H15.5
島尻消防清掃組合 〔南城市(知念・玉城・大里)・八重瀬町〕	ストックヤード	-	保管	H12.9
中部北環境施設組合 〔うるま市・恩納村〕	リサイクルプラザ	57	破砕・選別	H16.3
	ストックヤード	-	保管	H20.4
	ストックヤード	-	保管	H24.4
国頭地区行政事務組合 〔国頭村・大宜味村・東村〕	リサイクルセンター	4.8	-	H18.4
	ストックヤード	-	保管	H18.4
倉浜衛生施設組合 〔沖縄市・宜野湾市・北谷町〕	エコループ池原 リサイクルセンター	82	選別・圧縮	H22.4
	ストックヤード	-	保管	H22.4
糸満市豊見城市清掃施設組合 〔糸満市・豊見城市〕	糸豊環境美化センター	30	破砕・圧縮	H10.3
本部町今帰仁村清掃施設組合 〔本部町・今帰仁村〕	環境美化センター	15	破砕・圧縮	H10.3
	ストックヤード	-	保管	H19.4
比謝川行政事務組合 〔嘉手納町・読谷村〕	環境美化センター (粗大・不燃ごみ処理施設)	13	破砕・選別	H10.3
那覇市・南風原町環境施設組合 〔那覇市、南風原町〕	那覇・南風原クリーンセンター	39	破砕・圧縮	H18.3
	清掃工場	25	破砕	S56.12

資料：環境産業新聞社（2014年版廃棄物年鑑）を加筆修正している。

### 3. 最終処分場

沖縄県内の最終処分場の整備状況を表 2-8-3 に示す。

表 2-8-3 沖縄県内の最終処分場の整備状況(一般廃棄物処理施設)

設置主体 (構成市町村)	施設の名称	全体容量 (m <sup>3</sup> )	埋立 場所	水処理 (有・無)	埋立 開始年
宮古島市	野田最終処分場	81,000	平地	有	H6
	川満最終処分場	52,000	平地	有	H9
石垣市	一般廃棄物最終処分場	140,000	平地	有	H11
名護市	一般廃棄物最終処分場	185,000	山間	有	H7
久米島町	一般廃棄物最終処分場	25,000	山間	有	H16
竹富町	一般廃棄物最終処分場	22,000	山間	有	H18
与那国町	一般廃棄物最終処分場	11,000	山間	有	H19
恩納村	一般廃棄物最終処分場	100,000	山間	有	H3
伊江村	一般廃棄物最終処分場	72,400	平地	有	H3
粟国村	一般廃棄物最終処分場	15,000	平地	有	H12
渡嘉敷村	一般廃棄物最終処分場	15,000	平地	有	H14
多良間村	最終処分場	10,000	平地	有	H14
伊是名村	一般廃棄物最終処分場	11,000	平地	有	H18
北大東村	一般廃棄物最終処分場	2,000	平地	有	H21
南大東村	南大東村エコセンター	4,500	平地	有	H22
倉浜衛生施設組合 (沖縄市・宜野湾市・北谷町)	エコボウル倉浜	400,000	平地	有	H9
国頭地区行政事務組合 (国頭村・大宜味村・東村)	一般廃棄物最終処分場	45,000	山間	有	H18
那覇市・南風原町環境施設組合 (那覇市・南風原町)	一般廃棄物最終処分場	93,000	海面	有	H19
比謝川行政事務組合 (嘉手納町・読谷村)	一般廃棄物最終処分場	155,000	平地	有	H20
本部町・今帰仁村清掃施設組合 (本部町・今帰仁村)	一般廃棄物最終処分場	67,000	山間	有	H21

資料：環境産業新聞社（2014年版廃棄物年鑑）を加筆修正している。

#### 4. し尿処理施設

沖縄県内のし尿処理施設の整備状況を表 2-8-4 に示す。

表 2-8-4 沖縄県内のし尿処理施設の整備状況(一般廃棄物処理施設)

設置主体 (構成市町村)	施設の名称	規模 (kL/日)	処理方式	運転 開始 年月
石垣市	し尿処理場	25	嫌気性消化	S48.8
名護市 〔名護市・委託(国頭村、東村、大宜見村)〕	衛生センター	40	二段活性汚泥法	S48.9
宮古島市	伊良部 し尿処理場	10	好気性酸化 (低希釈)	S58.6
	し尿処理場 「上原苑」	30	好気性酸化 (高負荷)	S.61.4
多良間村	し尿処理施設	3	二段活性汚泥法 (低希釈法)	S58.4
東部清掃施設組合 〔西原町・与那原町・中城村・北中城村〕	東部清掃施設組合 汚泥再生処理センター	107	固液分離・希釈方式 (下水道放流)	H27.1
本部町今帰仁村清掃施設組合 〔本部町・今帰仁村〕	環境美化センター	35	嫌気性消化	S50.8
倉浜衛生施設組合 〔沖縄市・宜野湾市・北谷町〕	清水苑	130	嫌気性消化	S52.4
中部衛生施設組合 〔うるま市・嘉手納町・読谷村・恩納村〕	長尾苑	80	二段活性汚泥法 (低希釈法)	S55.7
糸満市豊見城市清掃施設組合 〔糸満市・豊見城市〕	岡波苑	65	二段活性汚泥法 (低希釈法)	S57.4
島尻消防清掃組合 〔南城市・八重瀬村、南風原町(委託)〕	清澄苑	30	二段活性汚泥法 (低希釈法)	S61.5

資料：環境産業新聞社（2014年版廃棄物年鑑）を加筆修正している。

### 第3章 ごみ処理基本計画

#### 第1節 ごみ処理の現況及び課題

##### 1. ごみ処理の流れ(処理フロー)

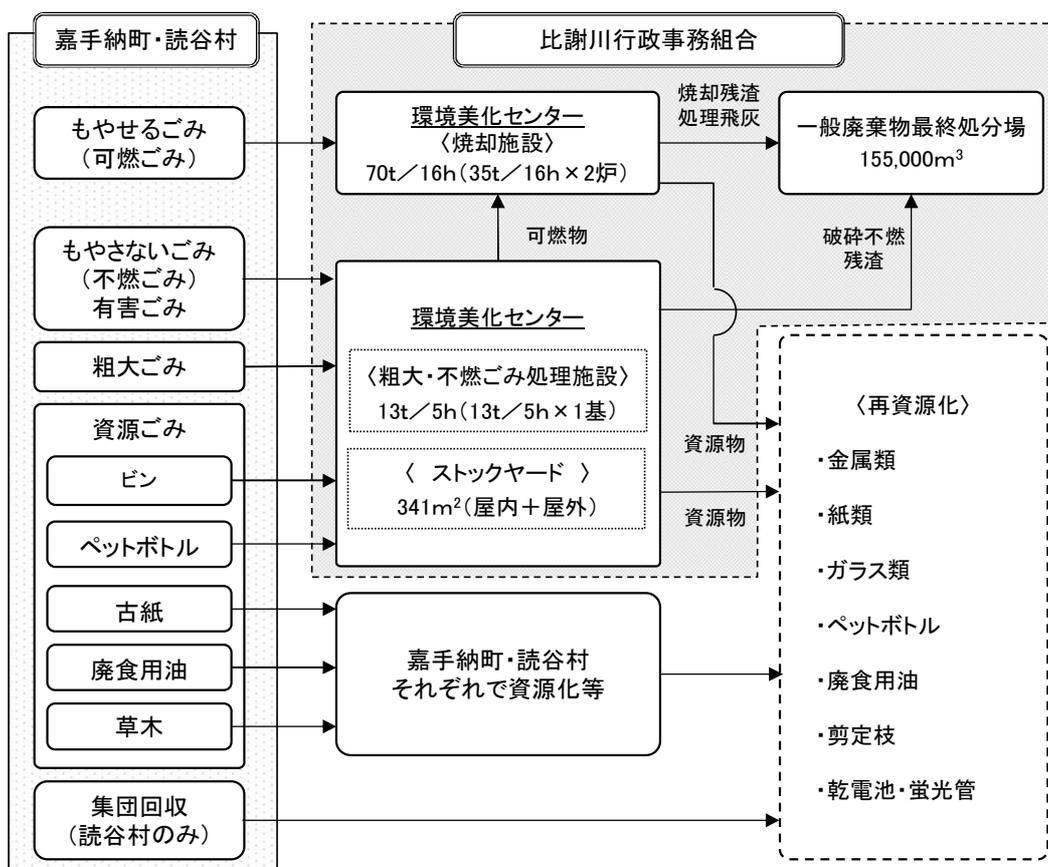
本地域のごみ処理体系を図 3-1-1 に示す。

もやせるごみは、環境美化センターの焼却施設で焼却処理し、残渣は一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

もやさないごみ及び粗大ごみは、粗大・不燃ごみ処理施設で破碎・選別処理により金属類の資源物回収とごみの減容化を行い、可燃物は焼却施設で焼却処理し、不燃残渣は一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。

回収した金属類及び有害ごみ、ビン、ペットボトルについては、環境美化センターで一時保管し、全て民間業者へ売却もしくは委託処理している。

残りの資源ごみについては、嘉手納町・読谷村それぞれで資源化もしくは民間業者へ売却又は委託処理している。



※：スプレー缶は、嘉手納町はビンと、読谷村はもやさないごみと一緒に回収している。

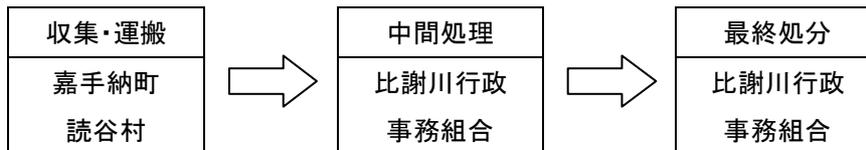
図 3-1-1 本地域のごみ処理体系(平成 26 年 3 月時点)

## 2. ごみ処理体制

### (1) ごみ処理の実施主体

ごみ処理の流れと実施主体を図 3-1-2 に示す。

「収集・運搬」については、嘉手納町及び読谷村がそれぞれの行政区域内における処理区域のごみを収集し、各施設へ運搬している。「中間処理」については、組合が管理している環境美化センターで中間処理を行い、「最終処分」については、組合が管理する一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。



※：資源ごみの一部は構成町村が主体となり資源化（委託含む）している。

図 3-1-2 ごみ処理の流れと実施主体

比謝川行政事務組合は、平成 6 年 4 月に設立した組合である。組合規約は平成 18 年 1 月 4 日に改正を行っており、共同で処理する事務内容として、一般廃棄物最終処分場の設置並びに管理に関する事務を新たに加え、下記に示す内容となっている。

#### 比謝川行政事務組合

（組合を組織する地方公共団体）

組合は、嘉手納町、北谷町、読谷村をもって組織する。

（組合の共同処理にする事務）

組合は、次表右欄に掲げる町村に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	町村
1 ごみ処理施設及び一般廃棄物最終処分場の設置並びに管理に関する事務	嘉手納町、読谷村
2 自治体消防及び非常備消防に関する事務	嘉手納町、北谷町、読谷村

（組合の事務所の位置）

組合の事務所は、嘉手納町に置く。

「比謝川行政事務組合規約（最終改正 H17. 1. 4 現在）」より抜粋

## (2)ごみの分別区分

嘉手納町及び読谷村のごみの分別区分（家庭系）の概要をまとめたものを表 3-1-1、構成町村ごとのごみの分別区分をまとめたものを表 3-1-2、表 3-1-3 に示す。なお、事業系ごみの分別区分については、家庭系ごみに準じて行うよう指導している。

表 3-1-1 構成町村の分別区分の概要(家庭系)

		嘉手納町	読谷村	
もやせるごみ(可燃ごみ)		○	○	
もやさないごみ(不燃ごみ)		○ (缶類含む)	○ (缶類含む)	
有害ごみ(蛍光灯・乾電池・体温計)		○	○	
資源ごみ	ビン	○ (スプレー缶含む)	○	
	ペットボトル	○	○	
	古紙	ダンボール・紙箱	○	○
		雑誌・本類	○	○
		新聞紙・チラシ	○	○
		紙パック	○	○
	草木	○	○ (自己搬入のみ)	
	廃食油	○	○ (拠点回収のみ)	
粗大ごみ		○	○	

表 3-1-2 嘉手納町のごみの分別区分(家庭系)

分別区分		具体例
もやせるごみ (可燃ごみ)		台所のごみ(生ごみ、貝類)、皮革類(くつ・皮製品)、板切れ(厚さ5cm以内)、布・衣類(布・衣類、ふとん)、プラスチック・ビニール類(プラスチック、カセットテープ・ビデオテープ・CD、洗剤容器ビニールボトル)、資源化できない紙類(紙おむつ、紙ごみ)、ゴザ・ムシロ、発泡スチロール 等
もやさないごみ (不燃ごみ)		缶類(アルミ缶、スチール缶、ツナ缶、スチールフタ)、セトモノ・グラス、カミソリ・包丁・ナイフ、化粧ビン、薬ビン、口紅、コード類、茶碗、植木鉢、金属類(ナベ・フライパン、携帯、電卓、受話器、ドライヤー、剃刀、シェーバー、アイロン、鏡・ガラス、カサ、ライター、懐中電灯、時計) など
有害ごみ		蛍光灯、乾電池、体温計
粗大ごみ		扇風機、ベッド・木製家具、タタミ、鉄パイプ、自転車、掃除機、ビデオデッキ、炊飯器、ラジカセ、ワープロ、スピーカー、ステレオ、コンロ、コタツ、テーブル、ソファ、ふすま、電子レンジ
資源ごみ	スプレー缶 ビン類	ビン類(酒、マヨネーズ、クリープ、コーヒー、調味料、栄養ドリンク、のりビン) スプレー缶
	ペットボトル	ペットボトル(ふたは、「もやせるごみ」へ)
	古紙	ダンボール類、雑誌・本類、新聞紙・チラシ、紙パック (紙製容器方法のもの、紙パック製容器包装のもの全て対象)
	草木	剪定木(幹が40cm、長さが2m以下)
	植物油	植物油
家電リサイクル対象品目		テレビ、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機、衣類乾燥機 ・買い替えの時: 販売店等による引取りとする。 ・買い替え以外の時: 郵便局で家電メーカーを指定し「リサイクル券」を買って、粗大ごみの出し方により処分
PC(パソコン)リサイクル対象品目		デスクトップパソコン(本体)、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ ・メーカー等の引取りとする。
町で回収できないごみ		農業用ビニール、ブロック、ペンキ、消火器、ガスボンベ、タイヤ、バッテリー、医療用廃棄物、車の部品(ヘッドライト、ブレーキパットなど)、その他(廃油、土、砂、農薬、劇毒物など)

資料: 嘉手納町分別収集パンフレット(平成24年4月)

表 3-1-3 読谷村のごみの分別区分(家庭系)

分別区分		具体例
もやせるごみ (可燃ごみ)		台所ごみ(生ごみ)、革製品・運動靴など、板切れ(厚さ5cm以内)、破れた・汚れた衣類、プラスチック・ビニール類、ビニールボトル、紙くず、貝殻、カセットテープ・ビデオテープ・CD、紙おむつ等 (食品トレイは、購入したスーパー等へ返すよう周知)
もやさないごみ (不燃ごみ)		金属など、かさ、セトモノ・食器など、金属製ハンガー、小型家電、ガラスなど、画びょう・くぎ、スチールのふた、スプレー缶(透明袋にわけて出す)
有害ごみ		有害ごみ①(蛍光灯・電球など) 有害ごみ②(乾電池・水銀体温計など)
粗大ごみ		扇風機、掃除機、ゴルフクラブ、フスマ、カーペット、ミニコンポ、ビデオデッキ、自転車、束ねた組立家具類、タタミ、家具類
資源ごみ	ビン	ビン(泡盛・ビールビンなどは店舗へ返すか、集団回収に出すように周知)
	ペットボトル	ペットボトル(フタは「もやせるごみ」かリサイクル協力店へ帰るよう周知)
	古紙	ダンボール類 雑誌・本類(パンフレット含む) 新聞紙(チラシ、コピー紙、包装紙、お菓子の箱、紙製容器包装マークのあるもの) 紙パック(牛乳パックなど紙パック製容器包装マークがあるもの)
草木 (直接搬入のみ)		草木(搬入出来ないもの: 廃材、加工された木材、水分の多い木、石、ごみ、土類が混ざっている草木、太さ30cm以上の木)
廃食油(拠点回収のみ)		大豆油、コーン油、紅花油等
家電リサイクル		テレビ、エアコン、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機、衣類乾燥機 ・買い替えの時: 販売店等による引取りとする。 ・買い替え以外の時: 郵便局で家電メーカーを指定し「リサイクル券」を買って、粗大ごみの出し方により処分
PC(パソコン)リサイクル		デスクトップパソコン(本体)、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ ・メーカー等の引取りとする。
村で回収できないごみ		農業用ビニール、ブロック、ペンキ、消火器、ガスボンベ、タイヤ、バッテリー、医療用廃棄物、車の部品(ヘッドライト、ブレーキパッドなど)、その他(廃油、土、砂、農薬、劇毒物など)

資料：読谷村分別収集パンフレット(平成24年5月)

### (3)ごみの排出抑制・再生利用を推進体制

本地域では前計画において、ごみの排出抑制・再生利用を推進するための具体的な施策を表3-1-4のとおり定め、行政（嘉手納町、読谷村、比謝川行政事務組合）、住民、事業者の三者が連携協力して取り組んでいる。

表 3-1-4 ごみの排出抑制・再生利用を推進するための具体的な施策(前計画)

	施策名称	実施主体 (該当の場合“○”)		施策概要
		構成町村	組 合	
住民への取組	情報提供	○	—	住民へ広く情報を提供し、ごみの発生抑制や再使用への取組や活動への参画を促す。
	環境教育・普及啓発	○	○	住民の自主的な取組を奨励し、ごみの排出抑制や再使用に関する環境教育・普及啓発を図る。
	店頭回収の推進	○	—	商業店舗における資源物の店頭回収の利用を奨励する。
	再使用の推進	○	—	フリーマーケット等の実施を支援・奨励し、情報の掲示等によるPRを行う。各種イベントにて不用品の再利用を推進する。
	助成	○	—	集団回収や生ごみの処理容器購入への助成を引き続き行っていくとともに、制度の活用を呼び掛ける。
	有料化の見直し	○	○	費用負担の公平性の確保の観点から、必要に応じて手数料の見直しを検討する。
事業者への取組	情報提供・普及啓発	○	○	多量排出事業所への指導・改善要請と事業所の自主的な3R活動を奨励。
	店頭回収の推進	○	○	店頭回収を推進し、事業所と資源回収業者との間の再資源化ルートの構築を支援する。
	有料化の見直し	○	○	費用負担の公平性確保の観点から、必要に応じて手数料の見直しを検討する。
その他	剪定ごみの再資源化	○	○	剪定ごみの再資源化を推進し、最終処分量の削減を図る。

※：構成町村（嘉手納町、読谷村）、組合（比謝川行政事務組合）

#### (4)収集・運搬体制

ごみの収集・運搬の方法・機材の状況を表 3-1-5、表 3-1-6 に示す。

表 3-1-5 嘉手納町のごみの収集・運搬の方法・機材の状況

		排出形態	排出方法 (有料化の有無)	収集頻度	運搬形態	
家庭系	もやせるごみ (可燃ごみ)	戸別収集	指定袋(有料)	2回/週	委託	
	もやさないごみ (不燃ごみ)		各自の容器	1回/週		
	有害ごみ		各自の容器 (透明袋に入れる)	1回/週		
	資源ごみ		ビン類 (スプレー缶含む)	各自の容器		2回/月
			ペットボトル	指定袋・透明袋・各自の容器		2回/月
			古紙	結束		2回/週
			草木	結束・透明袋		2回/週
	廃食油		各自の容器	2回/週		
粗大ごみ	処理券(有料)	4回/週				
直接搬入ごみ	個人による持ち込み(有料:もやせるごみ、粗大ごみ)					
事業系		事業者自ら適正に処理する。もしくは、町の許可業者へ収集運搬を依頼して環境美化センターへ搬入する(有料)。				
収集運搬機材:委託3台、許可2台、役場2台、その他車両4台						

表 3-1-6 読谷村のごみの収集・運搬の方法・機材の状況

		排出形態	排出方法 (有料化の有無)	収集頻度	運搬形態	
家庭系	もやせるごみ (可燃ごみ)	戸別収集	指定袋(有料)	2回/週	委託	
	もやさないごみ (不燃ごみ)		各自の容器 (スプレー缶は透明袋)	1回/週		
	有害ごみ		各自の容器 (乾電池・体温計は透明袋)	1回/週		
	資源ごみ		ビン類	各自の容器		2回/月
			ペットボトル	透明袋		2回/月
			古紙	結束		2回/週
			草木	(直接搬入)		
	廃食油		拠点回収 (役場、公民館)	各自の容器 (廃油回収ボックスへ移す)		随時
粗大ごみ	戸別収集	処理券(有料)	3回/週	委託		
直接搬入ごみ	個人による持ち込み(有料:もやせるごみ、粗大ごみ)					
事業系		事業者自ら適正に処理する。もしくは、村の許可業者へ収集運搬を依頼して環境美化センターへ搬入する(有料)。				
収集運搬機材:委託・許可18台、その他車両5台						

## (5)ごみ処理・処分体制

### ①中間処理

中間処理施設の概要を表 3-1-7 に示す。

中間処理は、組合が管理している環境美化センターの焼却施設や粗大・不燃ごみ処理施設にて行っている。また、環境美化センターで回収された資源物については、資源回収業者に引き渡している。

なお、焼却施設については、これまで必要に応じて補修・整備等を実施しているが、平成 25 年度末時点で稼働開始後 16 年、基幹改良後 7 年が経過し、精密機能検査報告書（平成 25 年 11 月）によると設備・装置については損傷、劣化等が認められ、補修・整備等が必要な状況となっている。

粗大・不燃ごみ処理施設についても、平成 25 年度末時点で稼働開始後 16 年が経過し、経年劣化が認め、補修・整備等が必要な状況である。

表 3-1-7 中間処理施設の概要(1/2)

#### ○焼却施設

施設名称	比謝川行政事務組合 環境美化センター(焼却施設)
所在地	沖縄県中頭郡嘉手納町字久得 242-1
施設所管	比謝川行政事務組合(構成町村:嘉手納町・読谷村)
工期	(着工)平成 7 年 2 月 (竣工)平成 10 年 3 月
処理能力	70t/16h(35t/16h×2 炉)
形式及び処理方式	准連続燃焼式ストーカ炉
処理対象物	もやせるごみ(可燃ごみ)、中間処理後により発生する可燃物
備考	基幹改良工事(循環型社会形成推進交付金事業:環境省) 工事期間:平成 18 年 3 月～平成 19 年 3 月 工事内容:受入供給設備、燃焼設備、排ガス処理設備、通風設備、 灰出設備、給排水設備、電気計装設備等

#### ○不燃物処理・資源化設備

施設名称	比謝川行政事務組合 環境美化センター(粗大・不燃ごみ処理施設)
所在地	沖縄県中頭郡嘉手納町字久得 242-1
施設所管	比謝川行政事務組合(構成町村:嘉手納町・読谷村)
工期	(着工)平成 7 年 8 月 (竣工)平成 10 年 3 月
処理能力	13t/5h(13t/5h×1 基)
処理方式	併用施設 破碎設備:前処理破碎機+回転式破碎機 選別設備:磁選機+粒度選別機+アルミ選別機
処理対象物	もやさないごみ(不燃ごみ)、粗大ごみ

表 3-1-7 中間処理施設の概要(2/2)

○ストックヤード

施設名称	比謝川行政事務組合 環境美化センター(ストックヤード)
所在地	沖縄県中頭郡嘉手納町字久得 242-1
施設所管	比謝川行政事務組合(構成町村:嘉手納町・読谷村)
工期	(着工)平成7年2月 (竣工)平成10年3月
面積	341m <sup>2</sup> (屋内:260m <sup>2</sup> 、屋外:81m <sup>2</sup> )
処理対象物	3種類(紙類,ガラス類,ペットボトル)

②最終処分

最終処分場の概要を表 3-1-8 に示す。最終処分場については、平成 18 年に読谷村から組合へ管理を移管し、循環型社会形成推進交付金事業として最終処分場の再生事業を行い、平成 20 年度に埋立てを開始している。

表 3-1-8 最終処分場の概要

施設名称	比謝川行政事務組合 一般廃棄物最終処分場	
所在地	沖縄県中頭郡読谷村字儀間 689	
施設所管	比謝川行政事務組合(構成町村:嘉手納町・読谷村)	
工期	(着工)平成18年3月 (竣工)平成20年3月 (再生事業)	
敷地面積	約 33,000m <sup>2</sup>	
埋立面積	15,650m <sup>2</sup>	
埋立容量	155,000m <sup>3</sup> (覆土含む)	
埋立期間(容量)	平成20年4月～平成35年3月(49,562m <sup>3</sup> )	
埋立方式	サンドイッチ方式	
埋立対象物	焼却残渣、処理飛灰、破砕不燃残渣	
遮水工	表面2重遮水シート工法+アスファルト吹付遮水工法	
浸出水処理設備	計画規模	45 m <sup>3</sup> /日(調整槽:4,929m <sup>3</sup> )
	処理方式	生物処理(酸化・硝化・脱窒)+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+消毒(汚泥は、濃縮後、脱水(遠心)後処分する)
	計画水質	pH : 5.8~8.6 BOD:10 mg/L以下 COD:20 mg/L以下 SS :10 mg/L以下 T-N:10 mg/L以下 大腸菌群数:3,000 個/m <sup>3</sup> 以下 ダイオキシン類:10pg-TEQ/L以下 ※その他水質項目 一律排水基準値以下
モニタリング井戸	上流(東側)及び下流側(西側)の2箇所	

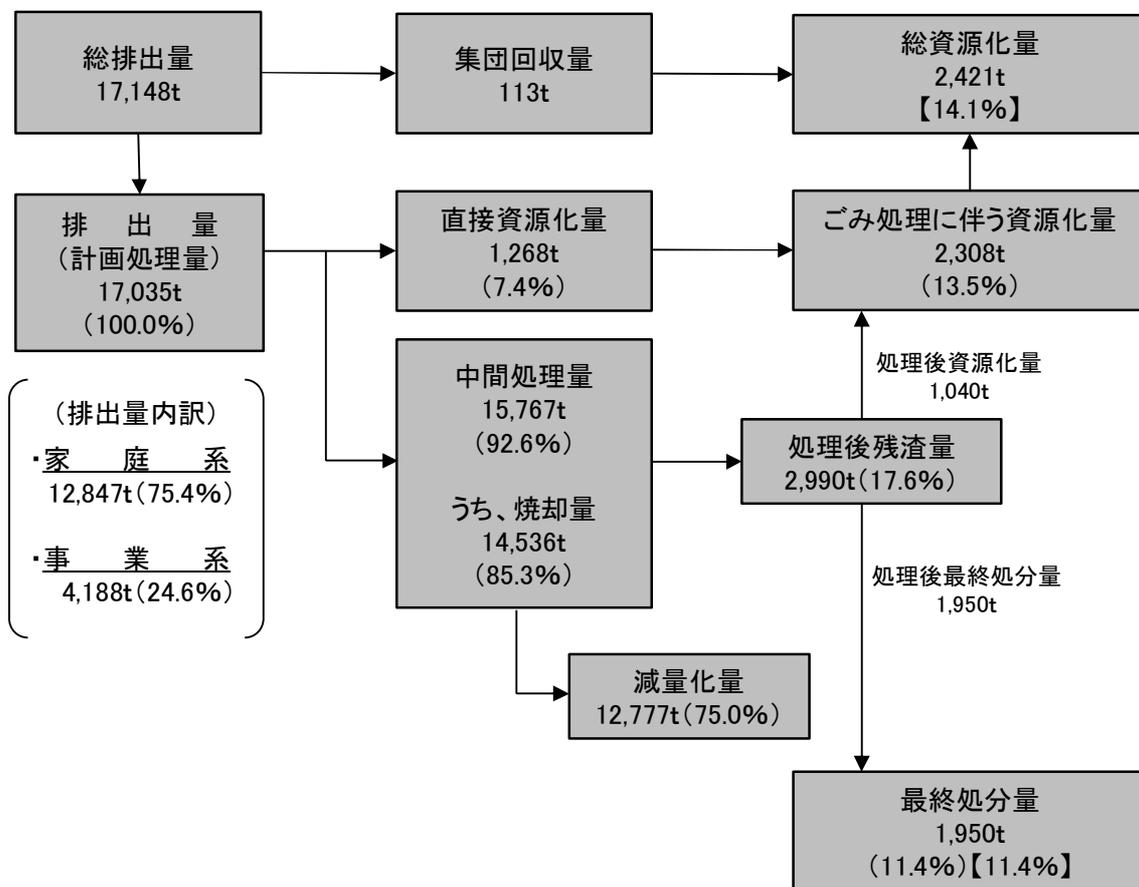
### 3. ごみ処理の実績

#### (1)平成 25 年度ごみ処理・処分フロー

平成 25 年度の本地域のごみ処理・処分フローを図 3-1-3 に示す。

平成 25 年度の総排出量は、集団回収を含め、17,148 t であり、再生利用される総資源化量は 2,421 t、リサイクル率（総資源化量÷総排出量）は 14.1%である。

中間処理による減量化量は 12,777 t であり、集団回収を除いた排出量の 75.0% が減量化されている。また、総排出量の 11.4% に当たる 1,950 t が埋立処分されている。中間処理量のうち、14,536 t が焼却処理されている。



※1：（ ）の割合（%）は集団回収量を除いた排出量に対する割合を四捨五入しているため、内訳は合計と合わないことがある。

※2：【 】の割合（%）は総排出量に対する割合。

図 3-1-3 本地域のごみ処理・処分フロー(平成 25 年度)

## (2)ごみの排出状況

過去5年間（平成21年度～平成25年度）のごみ排出量実績を整理したものを表3-1-9～表3-1-11に示す。

嘉手納町・読谷村のごみ排出量実績は、比謝川行政事務組合のごみ処理実績と嘉手納町・読谷村が単独で行っている資源回収事業や集団回収事業の実績を合計した値とした。

表中に記載されている排出原単位等の算出方法は以下に示すとおりである。

### 【排出原単位等の算出方法】

#### (家庭系ごみ)

□1人1日当たり排出量(g/人・日)

: 家庭系ごみ量(t/年) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(365日)

□1人年間当たり排出量(資源ごみ含む)(kg/人)

: 家庭系ごみ量(t/年) ÷ 人口(人)

□1人年間当たり排出量(資源ごみ除く)(kg/人)

: (家庭系ごみ量(t/年) - 家庭系資源ごみ量(t/年)) ÷ 人口(人)

#### (事業系ごみ)

□1日当たり排出量(t/日)

: 事業系ごみ量(t/年) ÷ 年間日数(365日)

□1事業所当たり年間排出量(資源ごみ含む)(t/事業所)

: 事業系ごみ量(t/年) ÷ 事業所数(事業所)

□1事業所当たり年間排出量(資源ごみ除く)(t/事業所)

: (事業系ごみ量(t/年) - 事業系資源ごみ量(t/年)) ÷ 事業所数(事業所)

#### (集団回収)

□1日当たり集団回収量(t/日)

: 集団回収量(t/年) ÷ 年間日数(365日)

□1人1日当たり集団回収量(g/人・日)

: 集団回収量(t/年) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(365日)

#### (総排出量: 家庭系ごみ + 事業系ごみ + 集団回収量)

□1日当たり総排出量(t/日)

: 総排出量(t/年) ÷ 年間日数(365日)

□1人1日当たり排出量(g/人・日)

: 総排出量(t/年) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(365日)

表 3-1-9 嘉手納町のごみ排出量実績

		単位	H21	H22	H23	H24	H25
行政区域内人口		人	13,927	13,957	13,898	13,819	13,801
事業所数		事業所	614	598	583	567	567
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	2,647	2,538	2,577	2,587	2,435
	不燃ごみ	t/年	125	125	138	144	127
	粗大ごみ	t/年	38	51	56	55	73
	資源ごみ	t/年	125	384	405	401	525
	資源ごみ(ビン)	t/年	84	93	96	93	92
	資源ごみ(古紙)	t/年	0	0	0	0	0
	資源ごみ(PET)	t/年	40	39	42	41	42
	資源ごみ(古紙)【単独】	t/年	1	3	2	5	177
	資源ごみ(草木)【単独】	t/年	0	249	265	262	211
	資源ごみ(廃食油)【単独】	t/年	0	0	0	0	3
	資源ごみ(古布)【単独】	t/年	0	0	0	0	0
	計	t/年	2,935	3,098	3,176	3,187	3,160
	可燃ごみ	t/年	3	4	6	5	3
	不燃ごみ	t/年	0	0	1	1	0
	粗大ごみ	t/年	4	2	5	3	6
	資源ごみ	t/年	1	0	0	2	0
	資源ごみ(ビン)	t/年	0	0	0	0	0
	資源ごみ(古紙)	t/年	1	0	0	2	0
	計	t/年	8	6	12	11	9
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	1,340	1,260	1,368	1,298	990
	不燃ごみ	t/年	69	50	41	38	11
	粗大ごみ	t/年	1	2	2	1	0
	資源ごみ	t/年	13	11	11	11	29
	資源ごみ(ビン)	t/年	10	10	11	11	29
	資源ごみ(古紙)	t/年	0	1	0	0	0
	資源ごみ(PET)	t/年	3	0	0	0	0
	計	t/年	1,423	1,323	1,422	1,348	1,030
	可燃ごみ	t/年	37	27	21	102	116
	不燃ごみ	t/年	1	1	1	3	5
	粗大ごみ	t/年	8	11	14	12	10
	資源ごみ	t/年	0	2	2	4	0
	資源ごみ(ビン)	t/年	0	0	0	0	0
資源ごみ(古紙)	t/年	0	2	2	4	0	
計	t/年	46	41	38	121	131	
排出量	家庭系ごみ計	t/年	2,943	3,104	3,188	3,198	3,169
	(資源ごみ含む)	g/人・日	578.9	609.3	628.5	634.0	629.1
	(資源ごみ含む)	kg/人	211	222	229	231	230
	(資源ごみ除く)	kg/人	202	195	200	202	192
	事業系ごみ計	t/年	1,469	1,364	1,460	1,469	1,161
	(資源ごみ含む)	t/日	4.02	3.74	4.00	4.02	3.18
	(資源ごみ含む)	t/事業所	2.39	2.28	2.50	2.59	2.05
	(資源ごみ除く)	t/事業所	2.37	2.26	2.48	2.56	2.00
	計(家庭系+事業系)	t/年	4,412	4,468	4,648	4,667	4,330
	t/日	12.09	12.24	12.73	12.79	11.86	
	g/人・日	867.9	877.1	916.3	925.3	859.6	
集団回収	ビン	t/年	0	0	0	0	0
	古紙	t/年	0	0	0	0	0
	缶類	t/年	0	0	0	0	0
	廃食油	t/年	0	0	0	0	0
	計	t/年	0	0	0	0	0
	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
総排出量 (家庭系+事業系+集団回収)	t/年	4,412	4,468	4,648	4,667	4,330	
	t/日	12.09	12.24	12.73	12.79	11.86	
	g/人・日	867.9	877.1	916.3	925.3	859.6	

表 3-1-10 読谷村のごみ排出量実績

		単位	H21	H22	H23	H24	H25	
行政区域内人口		人	39,835	40,284	40,673	40,758	40,945	
事業所数		事業所	1,282	1,222	1,162	1,102	1,102	
家庭系ごみ	収集ごみ	t/年	7,286	7,643	7,818	8,033	7,864	
	不燃ごみ	t/年	328	335	380	398	361	
	粗大ごみ	t/年	102	116	121	123	156	
	資源ごみ	t/年	979	1,037	1,376	1,679	1,275	
	資源ごみ(ビン)	t/年	263	275	284	284	280	
	資源ごみ(古紙)	t/年	0	0	0	0	0	
	資源ごみ(PET)	t/年	106	103	108	117	118	
	資源ごみ(古紙)【単独】	t/年	369	350	231	289	318	
	資源ごみ(草木)【単独】	t/年	168	221	662	944	503	
	資源ごみ(廃食油)【単独】	t/年	38	39	35	45	56	
	資源ごみ(古布)【単独】	t/年	35	49	56	0	0	
	計	t/年	8,695	9,131	9,695	10,233	9,656	
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	5	8	7	8	8
		不燃ごみ	t/年	1	1	1	2	2
		粗大ごみ	t/年	9	11	15	14	12
		資源ごみ	t/年	1	0	1	1	0
		資源ごみ(ビン)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(古紙)	t/年	1	0	1	1	0
		計	t/年	16	20	24	25	22
事業系ごみ	収集ごみ	t/年	2,349	2,423	2,562	2,660	2,776	
	不燃ごみ	t/年	103	95	93	98	88	
	粗大ごみ	t/年	0	1	0	2	0	
	資源ごみ	t/年	93	94	95	98	104	
	資源ごみ(ビン)	t/年	66	69	74	82	92	
	資源ごみ(古紙)	t/年	0	0	0	0	0	
	資源ごみ(PET)	t/年	27	25	21	16	12	
	計	t/年	2,545	2,613	2,750	2,858	2,968	
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	42	67	67	39	40
		不燃ごみ	t/年	2	2	2	2	2
		粗大ごみ	t/年	12	14	14	12	15
		資源ごみ	t/年	1	1	2	1	2
		資源ごみ(ビン)	t/年	0	0	1	1	1
	資源ごみ(古紙)	t/年	1	1	1	0	1	
	計	t/年	57	84	85	54	59	
排出量	家庭系ごみ計	t/年	8,711	9,151	9,719	10,258	9,678	
	(資源ごみ含む)	g/人・日	599.1	622.4	654.7	689.5	647.6	
	(資源ごみ含む)	kg/人	219	227	239	252	236	
	(資源ごみ除く)	kg/人	194	201	205	210	205	
	事業系ごみ計	t/年	2,602	2,697	2,835	2,912	3,027	
	(資源ごみ含む)	t/日	7.13	7.39	7.77	7.98	8.29	
	(資源ごみ含む)	t/事業所	2.03	2.21	2.44	2.64	2.75	
	(資源ごみ除く)	t/事業所	1.96	2.13	2.36	2.55	2.65	
	計(家庭系+事業系)	t/年	11,313	11,848	12,554	13,170	12,705	
	t/日	30.99	32.46	34.39	36.08	34.81		
	g/人・日	778.1	805.8	845.6	885.3	850.1		
集団回収	ビン	t/年	4	4	3	3	3	
	古紙	t/年	81	79	82	83	77	
	缶類	t/年	37	28	33	32	32	
	廃食油	t/年	1	1	1	1	1	
	計	t/年	123	112	119	119	113	
	t/日	0.34	0.31	0.33	0.33	0.31		
	g/人・日	8.5	7.6	8.0	8.0	7.6		
総排出量 (家庭系+事業系+集団回収)		t/年	11,436	11,960	12,673	13,289	12,818	
		t/日	31.33	32.77	34.72	36.41	35.12	
		g/人・日	786.5	813.4	853.7	893.3	857.7	

表 3-1-11 本地域のごみ排出量実績

		単位	H21	H22	H23	H24	H25	
行政区域内人口		人	53,762	54,241	54,571	54,577	54,746	
事業所数		事業所	1,896	1,820	1,745	1,669	1,669	
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	9,933	10,181	10,395	10,620	10,299
		不燃ごみ	t/年	453	460	518	542	488
		粗大ごみ	t/年	140	167	177	178	229
		資源ごみ	t/年	1,104	1,421	1,781	2,080	1,800
		資源ごみ(ビン)	t/年	347	368	380	377	372
		資源ごみ(古紙)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(PET)	t/年	146	142	150	158	160
		資源ごみ(古紙)【単独】	t/年	370	353	233	294	495
		資源ごみ(草木)【単独】	t/年	168	470	927	1,206	714
		資源ごみ(廃食油)【単独】	t/年	38	39	35	45	59
	資源ごみ(古布)【単独】	t/年	35	49	56	0	0	
	計	t/年	11,630	12,229	12,871	13,420	12,816	
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	8	12	13	13	11
		不燃ごみ	t/年	1	1	2	3	2
粗大ごみ		t/年	13	13	20	17	18	
資源ごみ		t/年	2	0	1	3	0	
資源ごみ(ビン)		t/年	0	0	0	0	0	
資源ごみ(古紙)		t/年	2	0	1	3	0	
計	t/年	24	26	36	36	31		
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	3,689	3,683	3,930	3,958	3,766
		不燃ごみ	t/年	172	145	134	136	99
		粗大ごみ	t/年	1	3	2	3	0
		資源ごみ	t/年	106	105	106	109	133
		資源ごみ(ビン)	t/年	76	79	85	93	121
		資源ごみ(古紙)	t/年	0	1	0	0	0
	資源ごみ(PET)	t/年	30	25	21	16	12	
	計	t/年	3,968	3,936	4,172	4,206	3,998	
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	79	94	88	141	156
		不燃ごみ	t/年	3	3	3	5	7
		粗大ごみ	t/年	20	25	28	24	25
		資源ごみ	t/年	1	3	4	5	2
		資源ごみ(ビン)	t/年	0	0	1	1	1
		資源ごみ(古紙)	t/年	1	3	3	4	1
計	t/年	103	125	123	175	190		
排出量	家庭系ごみ計		t/年	11,654	12,255	12,907	13,456	12,847
	(資源ごみ含む)		g/人・日	593.9	619.0	648.0	675.5	642.9
	(資源ごみ含む)		kg/人	217	226	237	247	235
	(資源ごみ除く)		kg/人	196	200	204	208	202
	事業系ごみ計		t/年	4,071	4,061	4,295	4,381	4,188
	(資源ごみ含む)		t/日	11.15	11.13	11.77	12.00	11.47
	(資源ごみ含む)		t/事業所	2.15	2.23	2.46	2.62	2.51
	(資源ごみ除く)		t/事業所	2.09	2.17	2.40	2.56	2.43
	計(家庭系+事業系)		t/年	15,725	16,316	17,202	17,837	17,035
		t/日	43.08	44.70	47.13	48.87	46.67	
		g/人・日	801.4	824.1	863.6	895.4	852.5	
集団回収	ビン	t/年	4	4	3	3	3	
	古紙	t/年	81	79	82	83	77	
	缶類	t/年	37	28	33	32	32	
	廃食油	t/年	1	1	1	1	1	
	計	t/年	123	112	119	119	113	
		t/日	0.34	0.31	0.33	0.33	0.31	
		g/人・日	6.3	7.6	8.0	8.0	7.6	
総排出量 (家庭系+事業系+集団回収)		t/年	15,848	16,428	17,321	17,956	17,148	
		t/日	43.42	45.01	47.46	49.20	46.98	
		g/人・日	807.6	829.8	869.6	901.4	858.2	

### (3)ごみ処理・処分の実績

過去5年間（平成21年度～平成25年度）の本地域のごみ処理・処分の実績を整理したものを表3-1-12に示す。

表 3-1-12 本地域のごみ処理・処分の実績

			単位	H21	H22	H23	H24	H25	
施設搬入別内訳	焼却施設	家庭系可燃ごみ	焼却処理	t/年	9,941	10,193	10,408	10,633	10,310
		事業系可燃ごみ	—	t/年	3,768	3,777	4,018	4,099	3,922
		可燃物	焼却処理	t/年	3,752	3,762	4,004	4,052	3,916
		紙類（可燃物以外）	資源化	t/年	16	15	14	47	6
	不燃・粗大処理施設	不燃ごみ＋粗大ごみ	—	t/年	803	817	884	908	868
		可燃物	焼却処理	t/年	188	206	247	269	291
		不燃残渣	埋立処分	t/年	181	181	202	206	191
		金属類	資源化	t/年	392	371	380	385	356
		ガラス類	資源化	t/年	37	37	34	27	11
		乾電池・蛍光管	資源化	t/年	5	22	21	21	19
ストックヤード	資源ごみ（ビン）	資源化	t/年	423	447	466	471	494	
	資源ごみ（古紙）	資源化	t/年	3	4	4	7	1	
	資源ごみ（PET）	—	t/年	176	167	171	174	172	
	可燃物	焼却処理	t/年	13	13	21	26	19	
	PET（可燃物以外）	資源化	t/年	163	154	150	148	153	
ごみ処理内訳	焼却処理	—	t/年	13,894	14,174	14,680	14,980	14,536	
	減量化量	—	t/年	12,189	12,499	12,895	13,142	12,777	
	焼却残渣（主灰・飛灰）	埋立	t/年	1,705	1,675	1,785	1,838	1,759	
	資源化	—	t/年	1,773	2,073	2,439	2,770	2,421	
	中間処理後資源化	資源化	t/年	1,039	1,050	1,069	1,106	1,040	
	直接資源化	資源化	t/年	611	911	1,251	1,545	1,268	
	資源ごみ（古紙）【単独】	資源化	t/年	370	353	233	294	495	
	資源ごみ（草木）【単独】	資源化	t/年	168	470	927	1,206	714	
	資源ごみ（廃食油）【単独】	資源化	t/年	38	39	35	45	59	
	資源ごみ（古布）【単独】	資源化	t/年	35	49	56	0	0	
	集団回収	—	t/年	123	112	119	119	113	
	ビン	資源化	t/年	4	4	3	3	3	
	古紙	資源化	t/年	81	79	82	83	77	
	缶類	資源化	t/年	37	28	33	32	32	
	廃食油	資源化	t/年	1	1	1	1	1	
	最終処分	—	t/年	1,886	1,856	1,987	2,044	1,950	
	焼却残渣・処理飛灰	埋立	t/年	1,705	1,675	1,785	1,838	1,759	
不燃残渣	埋立	t/年	181	181	202	206	191		
リサイクル率=総資源化量÷総排出量			%	11.2%	12.6%	14.1%	15.4%	14.1%	
最終処分率=最終処分量÷総排出量			%	11.9%	11.3%	11.5%	11.4%	11.4%	

#### (4)ごみ処理実績のまとめ

過去5年間（平成21年度～平成25年度）の本地域のごみ処理実績のまとめを  
表3-1-13に示す。

表3-1-13 本地域のごみ処理実績のまとめ

			年度	H21	H22	H23	H24	H25
				実績	実績	実績	実績	実績
行政区域内人口			人	53,762	54,241	54,571	54,577	54,746
事業所数			事業所	1,896	1,820	1,745	1,669	1,669
排出量	排出量	年間量	t/年	15,725	16,316	17,202	17,837	17,035
		家庭系	年間量 (うち、資源ごみ量)	t/年	11,654	12,255	12,907	13,456
			t/年	1,106	1,421	1,782	2,083	1,800
	原単位(資源含む)		g/人・日	593.9	619	648	675.5	642.9
	原単位(資源含む)		kg/人	217	226	237	247	235
	原単位(資源除く)		kg/人	196	200	204	208	202
	事業系	年間量 (うち、資源ごみ量)	t/年	4,071	4,061	4,295	4,381	4,188
			t/年	107	108	110	114	135
		1日量	t/日	11.15	11.13	11.77	12.00	11.47
		原単位(資源含む)	t/事業所	2.15	2.23	2.46	2.62	2.51
		原単位(資源除く)	t/事業所	2.09	2.17	2.40	2.56	2.43
	集団回収量	年間量	t/年	123	112	119	119	113
総排出量	年間量	t/年	15,848	16,428	17,321	17,956	17,148	
	原単位(資源含む)	g/人・日	807.6	829.8	869.6	901.4	858.2	
再生利用量	直接資源化量	年間量	t/年	611	911	1,251	1,545	1,268
		対排出量の割合	%	3.9%	5.6%	7.3%	8.7%	7.4%
	集団回収量	年間量	t/年	123	112	119	119	113
	処理後再生利用 (中間処理後資源化)	年間量	t/年	1,039	1,050	1,069	1,106	1,040
		対排出量の割合	%	6.6%	6.4%	6.2%	6.2%	6.1%
	総資源化量 (リサイクル率)	年間量	t/年	1,773	2,073	2,439	2,770	2,421
		対総排出量の割合	%	11.2%	12.6%	14.1%	15.4%	14.1%
	紙類	年間量	t/年	470	451	333	431	579
	金属類	年間量	t/年	429	399	413	417	388
	ガラス類	年間量	t/年	464	488	503	501	508
	PET	年間量	t/年	163	154	150	148	153
	草木	年間量	t/年	168	470	927	1,206	714
	廃食油	年間量	t/年	39	40	36	46	60
	乾電池・蛍光管	年間量	t/年	5	22	21	21	19
	古布	年間量	t/年	35	49	56	0	0
熱回収量(年間の発電電力量)	年間量	MWh/年	-	-	-	-	-	
減量化量 (減量化率)	年間量	t/年	12,189	12,499	12,895	13,142	12,777	
	対排出量の割合	%	77.5%	76.6%	75.0%	73.7%	75.0%	
焼却処理量	年間量	t/年	13,894	14,174	14,680	14,980	14,536	
最終処分量 (最終処分率①) (最終処分率②)	年間量	t/年	1,886	1,856	1,987	2,044	1,950	
	対排出量の割合	%	12.0%	11.4%	11.6%	11.5%	11.4%	
	対総排出量の割合	%	11.9%	11.3%	11.5%	11.4%	11.4%	

### (5)ごみ排出量原単位(1人1日当たり排出量)

本地域のごみ排出量原単位の実績を表3-1-14、図3-1-4に示す。

平成25年度のごみ排出量原単位は858.2g/人・日であり、平成16年度の実績981.8g/人・日の87.4%まで減少しており、増減はあるものの排出抑制が進む傾向にある。

ごみ排出量原単位について、本地域の最新実績(平成25年度)と沖縄県及び全国の最新実績(平成24年度)を比べると、本地域は全国の実績よりも下回っており、沖縄県の実績と同水準である。

表3-1-14 ごみ排出量原単位の実績

単位:g/人・日

年度	H16	H21	H22	H23	H24	H25	H25(H24) ÷H16
本地域	981.8 <sup>※1</sup>	807.6	829.8	869.6	901.4	858.2	87.4%
沖縄県 <sup>※2</sup>	918	832	824	867	853	-	92.9%
全国 <sup>※2</sup>	1,146	1,033	994	976	963	-	84.0%

※1: 前計画の平成16年度実績をもとに算出。

(ごみ排出量+集団回収量)÷人口÷年間日数=(18,663.1+154.8)÷52,510人÷365日=981.8g/人・日

※2: 沖縄県及び全国は一般廃棄物処理実態調査票(環境省)の値。

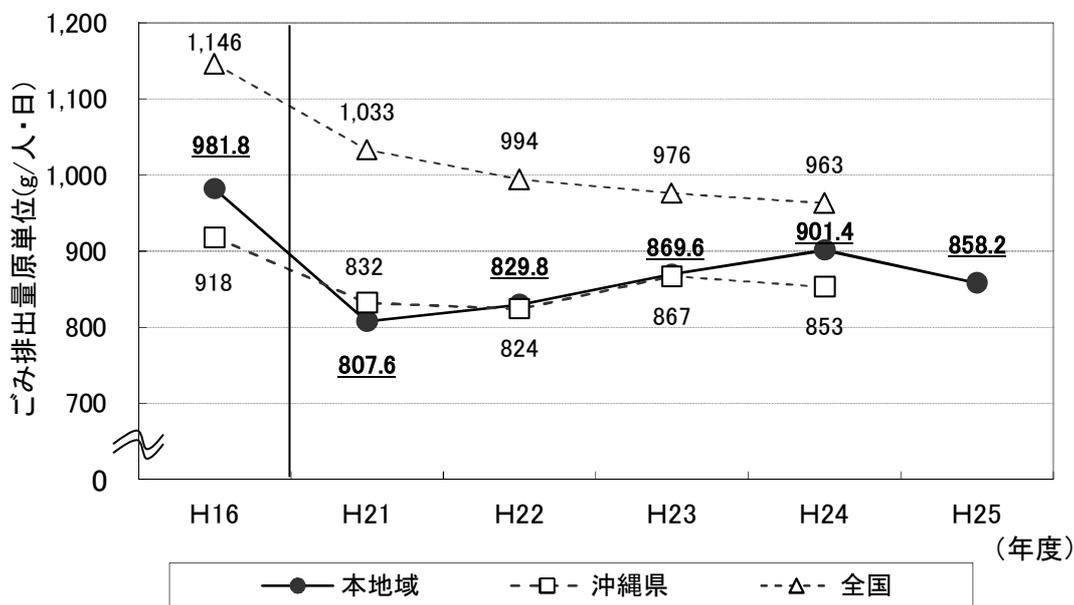


図3-1-4 ごみ排出量原単位の実績

## (6)リサイクル率

リサイクル率の実績を表 3-1-15、図 3-1-5 に示す。

本地域の平成 25 年度のリサイクル率（総資源化量÷総排出量）は 14.1%となっており、平成 16 年度の実績 6.1%と比べると 8%増加している。

リサイクル率について、本地域の最新実績（平成 25 年度）と沖縄県及び全国の最新実績（平成 24 年度）を比べると、本地域は全国の実績よりも低い状況にあり、沖縄県の実績と同程度である。

表 3-1-15 リサイクル率の実績

年度	H16	H21	H22	H23	H24	H25
本地域	6.1% <sup>※1</sup>	11.2%	12.6%	14.1%	15.4%	14.1%
沖縄県 <sup>※2</sup>	12.3%	13.7%	12.7%	15.4%	14.4%	—
全国 <sup>※2</sup>	17.6%	20.5%	20.8%	20.6%	20.4%	—

※1：前計画の平成 16 年度実績をもとに算出。

総資源化量÷（ごみ排出量+集団回収量）=1,142 t/年÷（18,663.1+154.8）（t/年）=6.1%

※2：沖縄県及び全国は一般廃棄物処理実態調査票（環境省）の値。

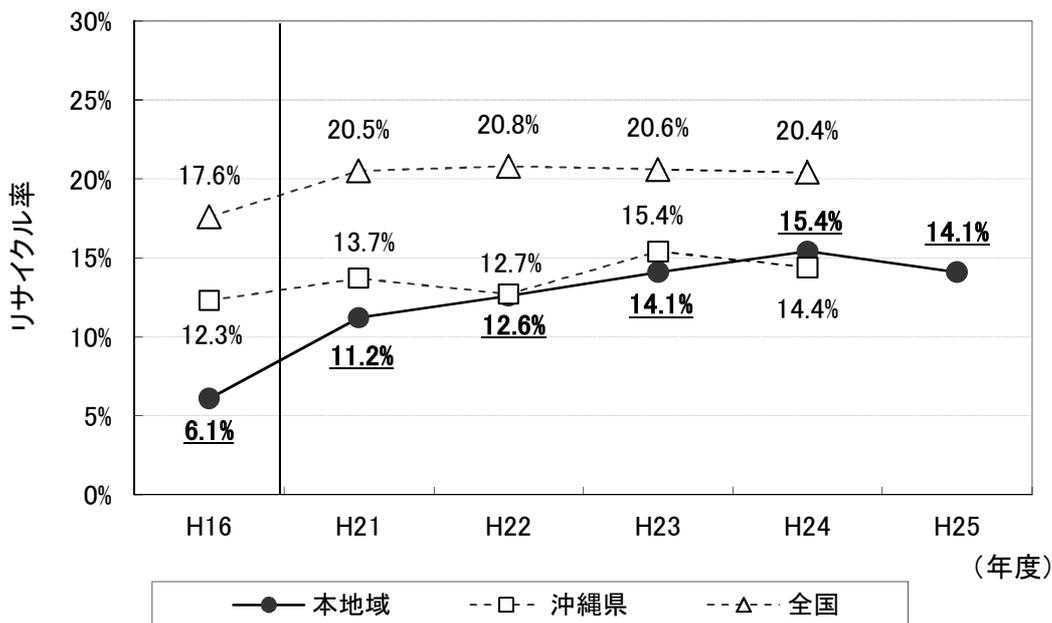


図 3-1-5 リサイクル率の実績

## (7)最終処分率

最終処分率の実績を表 3-1-16、図 3-1-6 に示す。

本地域の平成 25 年度の実績（最終処分量÷ごみ排出量）は 11.4%となっており、平成 16 年度の実績 16.8%と比べると 5.4%減少している。

最終処分率について、本地域の最新実績（平成 25 年度）と沖縄県及び全国の最新実績（平成 24 年度）を比べると、本地域は全国の実績と同程度であり、沖縄県の実績より高い状況にある。

表 3-1-16 最終処分率の実績

年度	H16	H21	H22	H23	H24	H25
本地域	16.8% <sup>※1</sup>	12.0%	11.4%	11.6%	11.5%	11.4%
沖縄県 <sup>※2</sup>	16.1%	8.4%	7.5%	6.1%	6.1%	—
全国 <sup>※2</sup>	16.0%	11.6%	11.3%	11.3%	11.3%	—

※1：前計画の平成 16 年度実績をもとに算出。

最終処分量÷ごみ排出量（集団回収含まない）=3,139 t /年÷18,663.1 t /年=16.8%

※2：沖縄県及び全国は一般廃棄物処理実態調査票（環境省）をもとに算出。

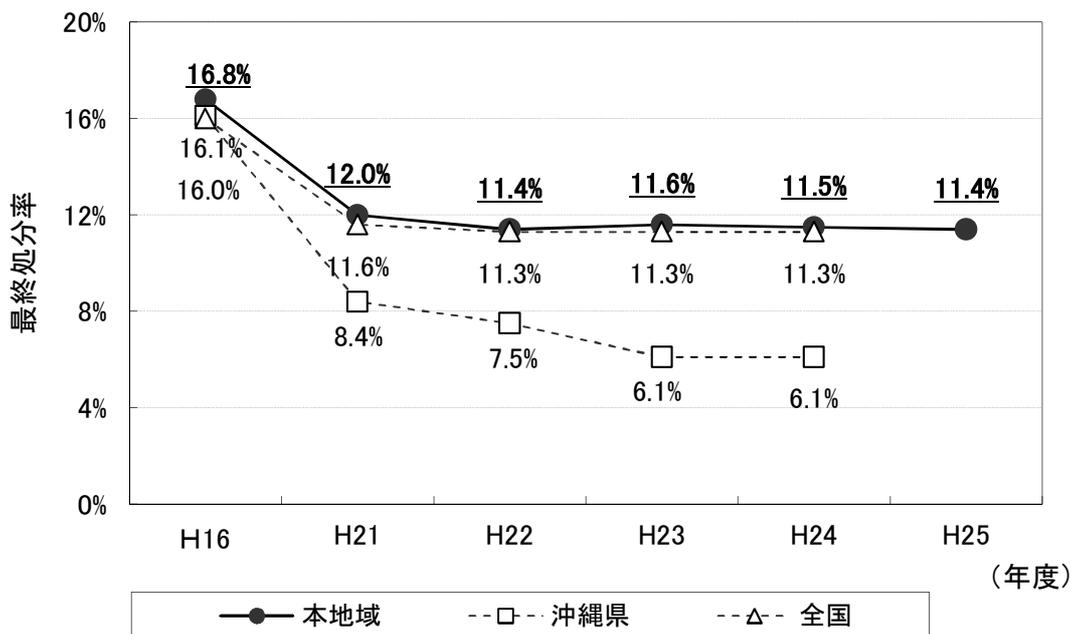


図 3-1-6 最終処分率の実績

## (8) 排出抑制・再資源化への取組

### ① 生ごみ処理容器等の購入設置助成の実績

嘉手納町及び読谷村の生ごみ容器等の購入設置助成の実績を表 3-1-17、表 3-1-18 に示す。

嘉手納町及び読谷村では、家庭で発生する生ごみを住民が自ら処理し、減量化することを目的として、生ごみ処理容器等の購入設置に対する助成を行っている。なお、嘉手納町は平成 21 年度から読谷村は平成 21 年度から助成を開始している。

表 3-1-17 嘉手納町の生ごみ処理容器等購入設置助成の実績

単位：件

年度	H21	H22	H23	H24	H25
生ごみ処理容器	—	—	—	—	—
生ごみ処理機器	—	24	260	16	4
合計	—	24	260	16	4

表 3-1-18 読谷村の生ごみ処理容器等購入設置助成の実績

単位：件

年度	H21	H22	H23	H24	H25
生ごみ処理容器	141	38	75	37	57
生ごみ処理機器	—	—	—	—	—
合計	141	38	75	37	57

### ② 集団回収の実績(奨励金制度の対象)

嘉手納町では、町の奨励金制度に基づく集団回収は行っていない。読谷村では、資源ごみ集団回収事業奨励金交付制度を設けて集団回収を実施している。

読谷村の集団回収の実績を表 3-1-19 に示す。

表 3-1-19 読谷村の集団回収量の実績

単位：団体、t

年度	H21	H22	H23	H24	H25
実施団体数(延べ)	20	19	20	20	18
ビン	4	4	3	3	3
古紙	81	79	82	83	77
缶類(アルミ・スチール)	37	28	33	32	32
廃食油 <sup>※1</sup>	1	1	1	1	1
合計	123	112	119	119	113

※1：廃食油については、各年度とも 1 t 未満であるが、1 t とした。

### ③容器包装リサイクル法及びその他の資源化可能な品目への対応

本地域の容器包装リサイクル法及びその他の資源化可能な品目への対応状況を表 3-1-20 に示す。

本地域では、資源化可能な品目のうち、プラスチック製容器包装、古布類、生ごみ、使用済小型電子機器等を除く品目は全て資源化している。

なお、古布類については、リサイクル推進ため民間のリサイクル店舗等の利用を奨励しており、生ごみについては、ごみとして排出しない取組（家庭での堆肥化等）を進めている。

表 3-1-20 容器包装リサイクル法及びその他の資源化可能な品目への対応状況

資源物品目		資源化への対応の有無 <sup>※1</sup>			
		(分別区分の名称)			
		嘉手納町	読谷村		
容器包装リサイクル法対象品目	アルミ缶・スチール缶		○	○	
	ガラスびん		○	○	
	ペットボトル		○	○	
	プラスチック製 容器包装	白色トレイ	×	×	
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装	×	×	
	紙製容器包装	飲料用紙パック	○	○	
		段ボール	○	○	
飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装		○	○		
その他資源化可能な品目	古紙類		○	○	
	古布類		×	×	
			(民間のリサイクル店舗等を活用することを奨励)	(民間のリサイクル店舗等を活用することを奨励)	
	バイオマス 資源	生ごみ	×	×	
				(生ごみ処理機器等の購入設置助成による家庭での有効利用を推進)	(生ごみ処理機器等の購入設置助成による家庭での有効利用を推進)
		廃食用油等	○	○	
		草木類	○	○	
その他	乾電池・蛍光管	○	○		
	使用済小型電子機器等	×	×		

※1：○は分別対応（施設で資源回収しているものも含む）、×は分別未対応。

### (9)ごみの性状

環境美化センターで実施している可燃ごみのごみ質調査結果（年間平均値）を表 3-1-21、図 3-1-7 に示す。

平成 25 年度の可燃ごみの種類組成は、最も大きい割合を占める紙・布類が 48.7%、次いでビニール類が 26.0%、厨芥類が 16.2%、木・竹・わら類が 7.2%、不燃物類が 1.2%、その他が 0.7%を占めている。

表 3-1-21 可燃ごみのごみ質調査結果(年間平均値)

年度		H21	H22	H23	H24	H25
種類・組成	紙・布類	51.7%	52.4%	53.9%	48.5%	48.7%
	ビニール類	24.8%	26.6%	26.4%	29.3%	26.0%
	木・竹・わら類	6.3%	5.0%	6.2%	7.5%	7.2%
	厨芥類	13.2%	13.1%	10.2%	13.2%	16.2%
	その他 <sup>※1</sup>	1.5%	1.7%	2.2%	1.0%	0.7%
	不燃物類	2.5%	1.2%	1.1%	0.5%	1.2%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
三成分	水分	35.4%	43.3%	36.7%	31.7%	40.1%
	灰分	6.8%	6.2%	5.4%	5.7%	5.0%
	可燃分	57.8%	50.5%	57.9%	62.6%	54.9%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
低位発熱量(kJ/kg) <sup>※2</sup> (実測値)		11,600	10,000	11,800	13,800	10,700

※1：可燃ごみのごみ質調査結果は合計が 100%ではないため「その他」で調整した。

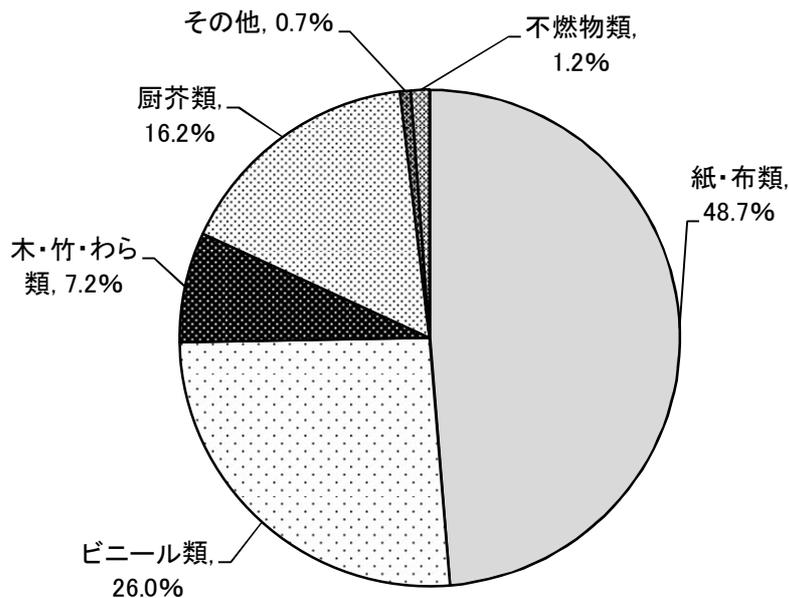


図 3-1-7 可燃ごみの組成割合(平成 25 年度)

### (10)ごみ処理に係る経費の実績

ごみ処理事業経費の実績を表 3-1-22 に示す。

平成 24 年度のごみ処理事業経費は 499,093 千円、うち建設・改良費は 23,768 千円、処理及び維持管理費が 475,325 千円である。また、ごみ 1 トン当たりのごみ処理費用は 26,648 円、住民 1 人当たりのごみ処理費用は 8,709 円である。

表 3-1-22 ごみ処理事業経費の実績

			単位	H21	H22	H23	H24
ごみ処理事業経費	嘉手納町	建設・改良費	千円/年	0	39,097	0	4
		処理及び維持管理費※1	千円/年	112,452	288,027	123,330	124,973
		合計	千円/年	112,452	327,124	123,330	124,977
	読谷村	建設・改良費	千円/年	0	74,038	0	23,764
		処理及び維持管理費※1	千円/年	364,103	315,547	307,382	350,352
		合計	千円/年	364,103	389,585	307,382	374,116
	本地域	建設・改良費	千円/年	0	113,135	0	23,768
		処理及び維持管理費※1	千円/年	476,555	603,574	430,712	475,325
		合計	千円/年	476,555	716,709	430,712	499,093
ごみ総処理量(集団回収含まない)			t/年	15,725	16,316	17,202	17,837
行政区域内人口			人	53,762	54,241	54,571	54,577
ごみ1トン当たりのごみ処理費用※2			円/t	30,306	36,993	25,038	26,648
住民1人当たりのごみ処理費用※3			円/人	8,864	11,128	7,893	8,709

※1：車両等購入費及び調査研究費は含まない。

※2：ごみ1トン当たりのごみ処理経費＝処理及び維持管理費（本地域）÷ごみ処理量（本地域）

※3：住民1人当たりのごみ処理経費＝処理及び維持管理費（本地域）÷行政区域内人口（本地域）

資料：一般廃棄物処理実態調査票（環境省）

#### 4. 一般廃棄物処理システム評価

##### (1) 前計画の目標値との比較による評価

前計画の目標値と本地域の実績値の比較による評価結果を表 3-1-23 に示す。

ごみ総排出量、リサイクル率、最終処分率ともに前計画で定めた目標を達成している。

表 3-1-23 本地域の前計画の目標値と実績値との比較による評価

	前計画目標値 (平成 22 年度)	実績値 (平成 25 年度)	達成 評価 <sup>※1</sup>
ごみ総排出量	18,618t/年	17,148 t/年	○
リサイクル率	12.7%	14.1%	○
最終処分率	14.5%	11.4%	○

※1：目標達成（○）、目標未達成であるが目標に近づいている（△）。

※2：リサイクル率は対総排出量、最終処分率は対排出量（集団回収を含まない）。

##### (2) 沖縄県及び国の目標値との比較による評価

沖縄県及び国では表 3-1-24 のように目標値を定めている。

表 3-1-24 沖縄県及び国の目標値の概要

	沖縄県の設定した目標値	国の設定した目標値
設定計画等	沖縄県廃棄物処理計画(第三期)	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針」
策定年月	平成 23 年 3 月改定	平成 22 年 12 月改定
基本となる法律	廃棄物処理法	廃棄物処理法
目標年次	平成 27 年度(2015 年度)	平成 27 年度(2015 年度)
排出量に係る目標値	【一般廃棄物】 排出量を平成 20 年度と同程度に抑制する。(425 千t) 1 人 1 日当たりの排出量を平成 20 年度(831g/人・日)に対して 26g/人・日を削減する(805g/人・日)。	【一般廃棄物】 平成 19 年度に対し、年間排出量を 5%削減(48,280 千トン)する。 ○1 人 1 日当たり排出量換算値 ⇒996g/人・日 ※市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(H25.4)の計算値を記載。
再生利用に係る目標値	【一般廃棄物】 排出量の「22.0%」とする。 (平成 20 年度実績「12%」)	【一般廃棄物】 リサイクル率を約 25%に増加 (平成 19 年度実績「20.3%」)
最終処分に係る目標値	【一般廃棄物】 排出量の「8.0%」とする。 (平成 20 年度実績「9.0%」)	【一般廃棄物】 平成 19 年度に対し、最終処分量を約 22%削減。(最終処分率 11%) (平成 19 年度実績「13.3%」)

沖縄県と本地域の平成 25 年度の実績値を比較したものを表 3-1-25 に示す。

ごみ総排出量については、県の目標では平成 20 年度と同程度に抑制することを目指していたのに対し 5.9%の増加となっている。これは、本地域では、人口増加や基地返還にともなう土地開発が進んでいることに加え、社会経済情勢が変化していることなどが要因としてあげられる。

リサイクル率及び最終処分率は目標値に届かないものの、リサイクル率は、県の目標では平成 20 年度に対し 10%の増加を目指していたのに対し、本地域では 6.8%の増加と約 7 割程度が達成できている。最終処分については、平成 20 年度に対し 1.0%の削減を目指していたのに対し、本地域では 2.4%を削減している。

表 3-1-25 沖縄県の目標値と本地域の実績値との比較による評価

	県の目標値 平成 27 年度	本地域の実績値 平成 25 年度	達成 評価 <sup>※1</sup>
ごみ総排出量	H20 と同程度	5.9%増 (対H20)	△
リサイクル率	22.0% 10%増(対H20)	14.1% 6.8%増(対H20)	△
最終処分率	8.0% 1.0%減(対H20)	11.4% 2.4%減(対H20)	△

※1：目標達成（○）、目標未達成であるが目標に近づいている（△）。

※2：平成 20 年度の本地域の実績は、一般廃棄物処理実態調査票（環境省）の公表値をもとに算出した結果（リサイクル率が 7.3%、最終処分率が 13.8%）を基準とした。

※3：リサイクル率、最終処分率は対総排出量。

国と本地域の平成 25 年度の実績値を比較したものを表 3-1-26 に示す。

各指標ともに目標値には届いていないものの、それぞれの平成 19 年度に対する増減割合をみると、ごみ総排出量を除く、リサイクル率、最終処分率は国が目指していた数値を達成している。

表 3-1-26 国の目標値と本地域の実績値との比較による評価

	国の目標値 平成 27 年度	本地域の実績値 平成 25 年度	達成 評価 <sup>※1</sup>
ごみ総排出量	5%削減 (対H19)	2.0%削減 (対H19)	△
リサイクル率	25.0% 4.7%増(対H19)	14.1% 6.9%増(対H19)	△
最終処分率	11.0% 2.3%減(対H19)	11.4% 4.8%減(対H19)	△

※1：目標達成（○）、目標未達成であるが目標に近づいている（△）。

※2：平成 19 年度の本地域の実績は、一般廃棄物処理実態調査票（環境省）の公表値をもとに算出した結果（リサイクル率が 7.2%、最終処分率が 16.2%）を基準とした。

※3：リサイクル率は対総排出量、最終処分率は対排出量（集団回収を含まない）。

沖縄県及び国の目標値との比較を行った結果、本地域では県や国が定めた目標値に向け着実にごみ減量化・資源化の取組が進んでいると評価できる。

## 5. ごみ処理の課題

### (1) 排出抑制・再資源化の課題

住民・事業者・行政の三者による連携の促進

適正なごみ処理や減量化・資源化を進めていくためには、住民、事業者、行政の三者による連携が重要であるため、情報共有や意識向上イベントなどの啓発事業を積極的に実施し、今後も更なる相互協力・連携強化を進めていく必要がある。

ごみ排出量の抑制

#### ◆ 家庭系・事業系ごみの排出抑制

##### ○家庭系ごみ

家庭系ごみの更なるごみ減量化のためには、家庭でできる排出抑制の取組<sup>※1</sup>の普及啓発や生ごみ処理機器等の普及促進、マイバッグ運動の推進などにより、住民のごみ減量の意識をより一層高める必要がある。

※1:未利用食品や食べ残しを出さない、生ごみの水切りの徹底、物を長く利用するなど。

##### ○事業系ごみ

事業系ごみについては、事業者が自らごみを減量化・資源化し、適正に処理する義務があることを周知・徹底していく必要がある。また、業種に応じたごみの排出抑制・資源化方法について指導・啓発を行うなど、自主的なごみ減量化の取組を誘導する必要がある。

#### ◆ ごみの減量化・資源化を進めるための助成制度の利用促進

地域の自主的なごみの減量化・資源化の取組を進めるため、本地域で実施されている生ごみ処理容器等の設置購入助成制度や集団回収を継続するとともに、利用者を増やすために、構成町村の広報やホームページ等による周知に努め、制度の普及に努める必要がある。

ごみ排出量の抑制

#### ◆ 有料化(処理負担の公平化)

本地域ではごみ処理の有料化を実施しており、今後は、ごみ減量の促進、費用負担の公平化の観点からごみ排出量の推移等を踏まえながら必要に応じて見直す必要がある。

#### リサイクル率の向上

◆ 家庭系・事業系ごみの可燃ごみに混入している資源物の分別の徹底

家庭系ごみのうち、可燃ごみの中には資源として再利用できる紙類やペットボトル及び草木などが混入していることから、引き続き分別の徹底を図る必要がある。

また、資源物の分別状況や可燃ごみに混入している資源物の調査などを定期的の実施し、結果について住民や事業者に周知を図るなど、適正な分別を促進するための取組を強化する必要がある。

◆ 資源物を出しやすい環境づくり

資源物の分別を推進していくためには、多様化していく住民の生活に合わせて、住民のだれでもが参加できるように、地域の実情に応じて集団回収、分別収集、拠点回収、店頭回収やリサイクルショップの活用等の多様な選択肢を設けるなど、資源物を出しやすい環境づくりに努める必要がある。

### (2) 収集・運搬の課題

#### ごみの適正な分別・排出の促進

効率的なリサイクルと適正処理を推進するため、分別排出を徹底する必要がある。また、安全なごみ収集を継続していくため、危険物(スプレー缶等)の排出方法について、更なる周知徹底を図る必要がある。

#### 収集・運搬の効率性・安定性の向上

資源物として分別する品目の追加及び宅地開発や道路新設改良等による収集・運搬体制の変更・追加を適宜行っており、今後も効率性・安定性の向上に努める必要がある。

#### 収集・運搬の利便性の向上

生活介助を要する障害者や高齢者などがいる世帯に対する収集・運搬体制等、多様化する住民のニーズについて把握し、収集・運搬の利便性の向上に努める必要がある。

### (3) 中間処理の課題

#### 中間処理段階における循環利用の推進

本地域では中間処理の段階において、資源物の回収等を推進しており、今後も、循環利用の推進、最終処分場の延命化の観点から継続していく必要がある。

環境美化センター(焼却施設、粗大・不燃ごみ処理施設)の延命化
--------------------------------

焼却施設については、これまで必要に応じて補修・整備等を実施しているが、稼働開始後 16 年(平成 25 年度末)、基幹改良後 7 年(平成 25 年度末)が経過し、設備・装置については損傷、劣化等が認められ、補修・整備等が必要な状況となっている。
---

粗大・不燃ごみ処理施設についても、稼働開始後 16 年(平成 25 年度末)が経過し、経年劣化が認められ、補修・整備等が必要な状況である。
---

今後もこれらの施設を継続利用していくことから長寿命化を図るために計画的な補修(基幹的設備改造等)や維持補修を実施していく必要がある。
--

#### (4)最終処分の課題

最終処分場の適正管理・延命化
----------------

現行の最終処分場の維持管理基準を遵守し、周辺環境にも配慮した維持管理に努め、適正処分を継続していく必要がある。また、埋立物は環境負荷であるとの観点から埋立量を削減し、最終処分場の延命化を図る必要がある。
---

#### (5)ごみ処理費用の課題

合理的・経済的な実施体制の構築によるごみ処理経費の削減
-----------------------------

今後もごみ処理費用の低減のため、合理的・経済的な廃棄物処理事業の実施体制の構築に努めていく必要がある。
---

#### (6)その他の課題

ごみの不法投棄への対策
-------------

不法投棄は生活環境や自然環境に大きな影響を及ぼす。本計画の着実な実施を図るためにも、不法投棄への対策を徹底する必要がある。
---

適正処理困難物等への対応
--------------

適正処理困難物等については、適正処理を推進するため、関係機関や民間業者と連携し処理体制を構築していることから、円滑に適正処理が進められるよう、住民への情報提供などを継続的に行う必要がある。
--

災害時の廃棄物処理への対応
---------------

台風等の災害により大量の廃棄物が発生した場合には、衛生的な環境を保持し、早急な復旧をする観点から迅速な対応が求められる。このため、大規模災害発生時に適切・迅速な対応ができるよう、事前の準備・対策の強化を図る必要がある。
---

## 第2節 ごみ処理行政等の動向

### 1. ごみ処理広域化の状況

沖縄県は、「沖縄県ごみ処理広域化計画（平成 11 年 3 月）」において、本島における中間処理施設の広域化ブロック割りを図 3-2-1 のとおり定めている。

沖縄県では、ごみ処理の広域化の区域は、行政区域上で本島 3 ブロック（北部、中部、南部）、離島域 2 ブロックの計 5 ブロックに分けられている。本地域は中部ブロックの中部南ブロックに位置づけられている。

中部南ブロックの中間処理施設の整備計画の概要を図 3-2-2 に示す。



図 3-2-1 沖縄県本島における中間処理施設の広域化ブロック割り

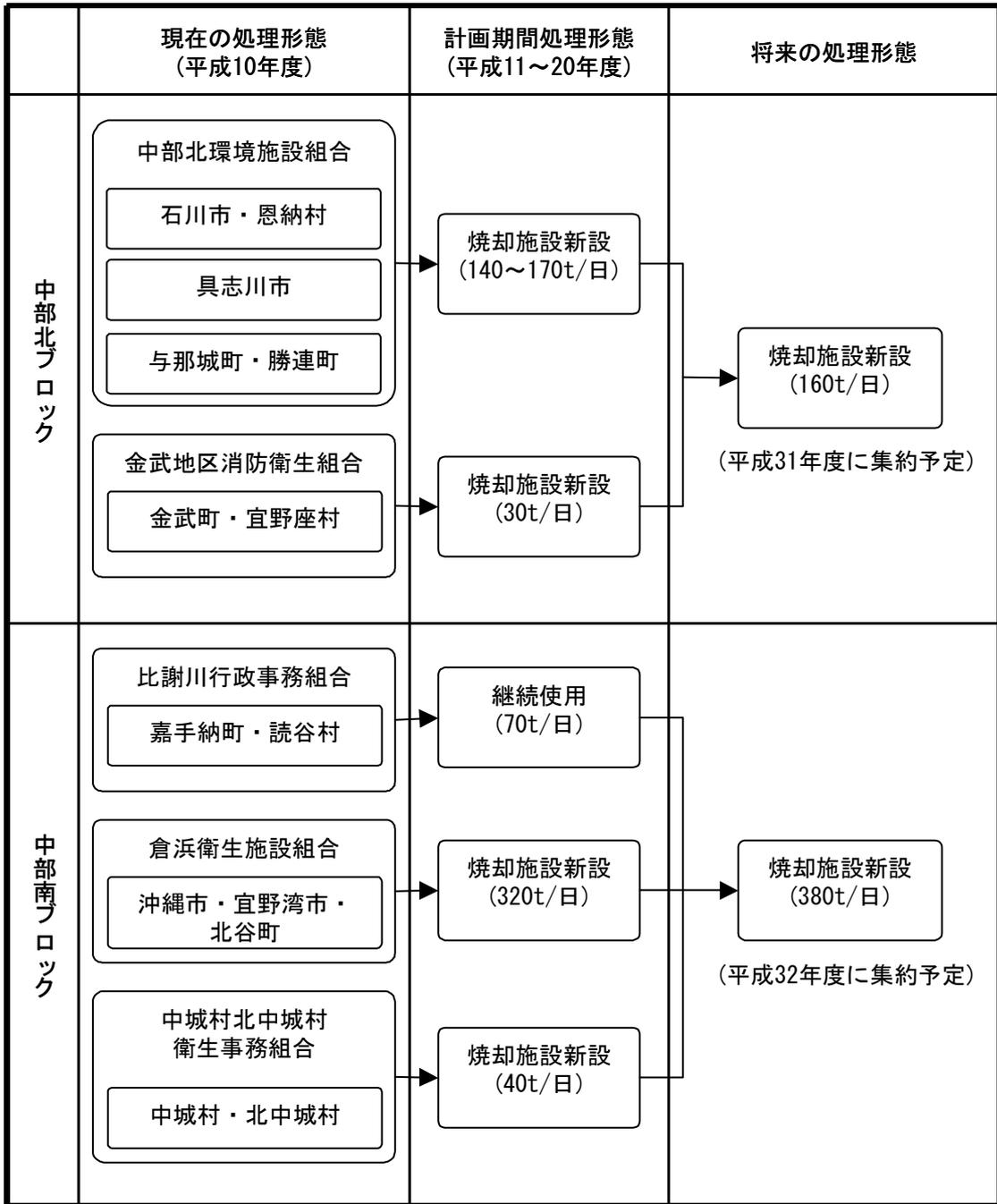


図 3-2-2 中間処理施設の整備計画の概要(中部北・南ブロック)

## 2. 関係法令等

本計画に関する法令の概要を表 3-2-1 に示す。

表 3-2-1 本計画に関する法令の概要

法令名称	制定年度 (最終改正)	概 要
環境基本法	平成5年度 (平成24年度改正)	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成12年度 (平成24年度改正)	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	昭和45年度 (平成25年度改正)	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、処分、再生等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	平成3年度 (平成25年度改正)	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	平成7年度 (平成23年度改正)	家庭等から排出されるごみのおよそ6割(容積比約60%)を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	平成10年度 (平成23年度改正)	家電製品の製造・販売事業者などに廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。当面、対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加されている。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	平成12年度 (平成25年度改正)	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	平成12年度 (平成23年度改正)	建設工事の受注者などに建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	平成14年度 (平成25年度改正)	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	平成24年度	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物の適正処理の確保を図る。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	平成12年度 (平成15年度改正)	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

## 第3節 ごみ処理基本計画の基本方針等

### 1. 基本方針

ごみ処理基本計画の基本理念を以下のように掲げ、従来の処理・処分を中心としたシステムから、ごみを減量し、有効利用を図っていくシステム、いわゆる「持続可能な循環型社会」の形成を住民、事業者、行政が協働で目指す。

#### 住民・事業者・行政の三者協働による 持続可能な循環型の地域社会づくり

この基本理念に基づいた本地域のあるべき姿の実現に向けて、今後のごみ処理行政についての基本方針を以下のように掲げ、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を推進する。

#### 【ごみ処理の基本方針】

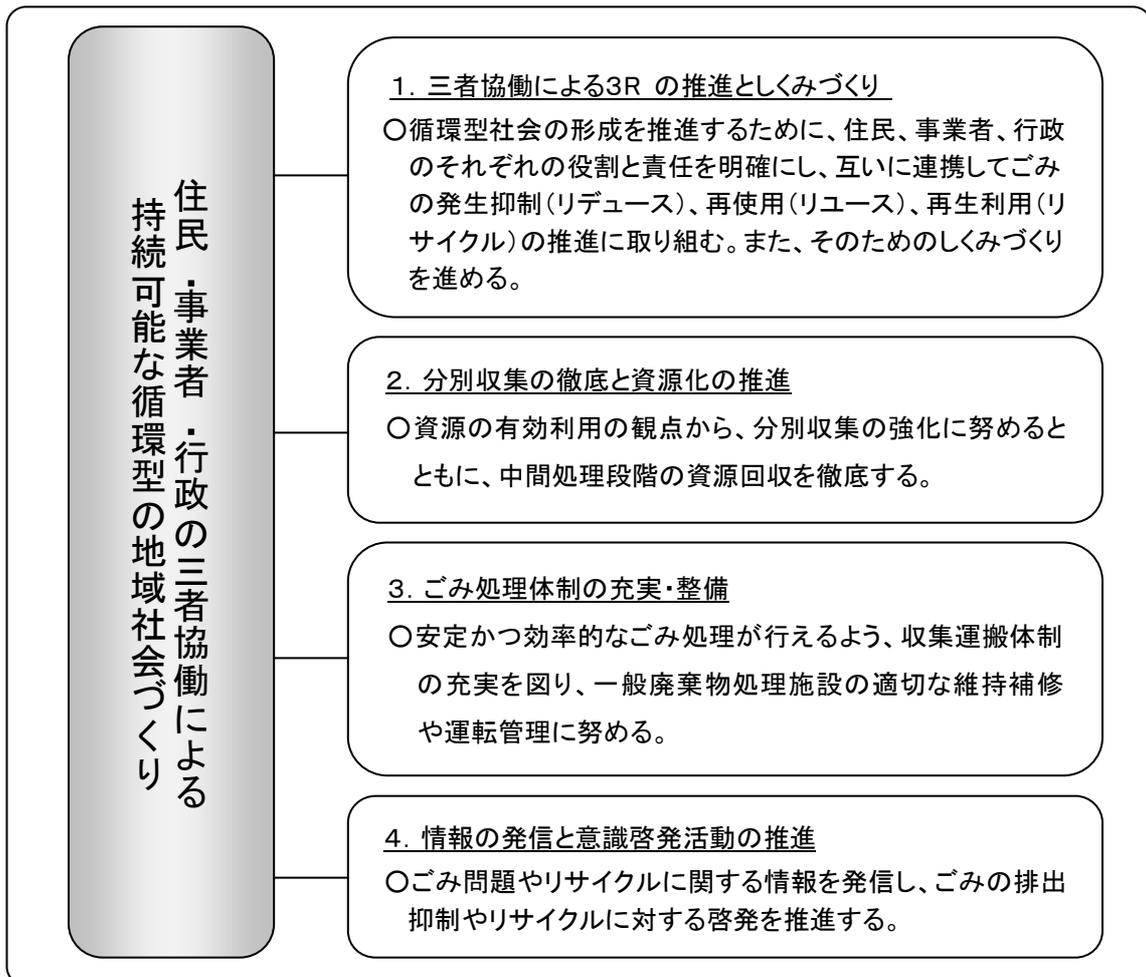
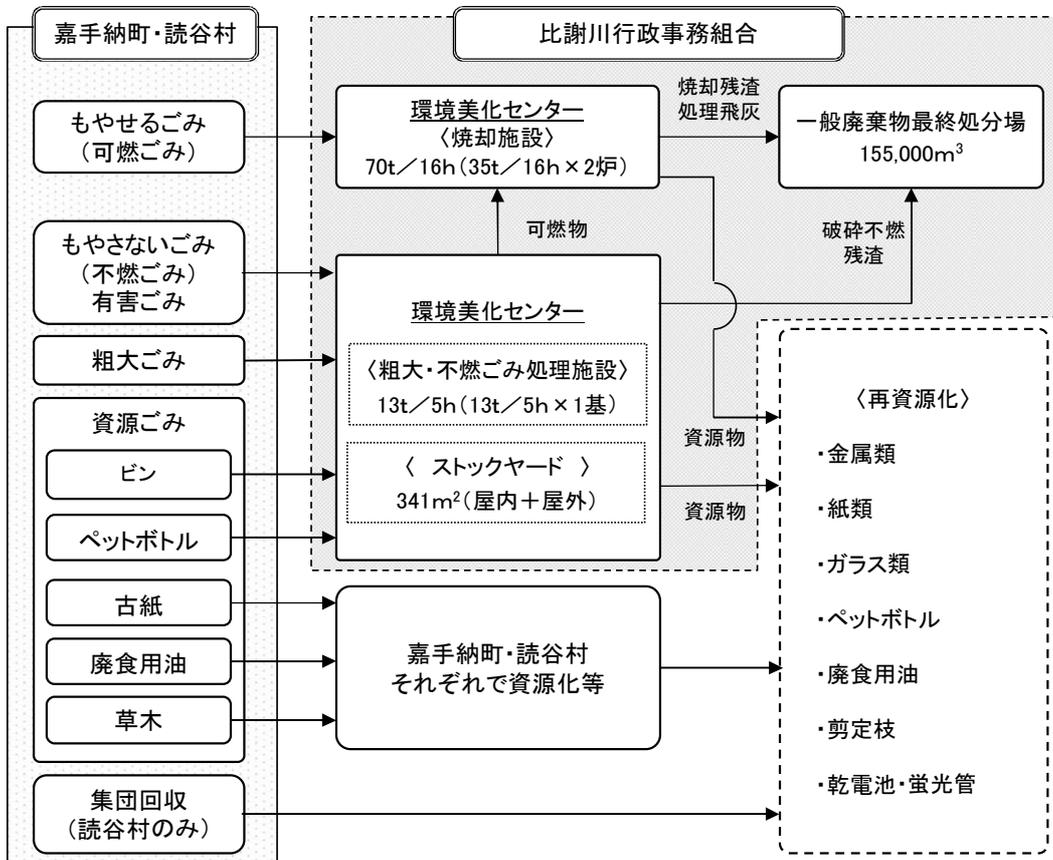


図 3-3-1 ごみ処理の基本方針

## 2. 将来のごみ処理体系

本地域のごみ処理は、当面、現行の処理体系を継続する。

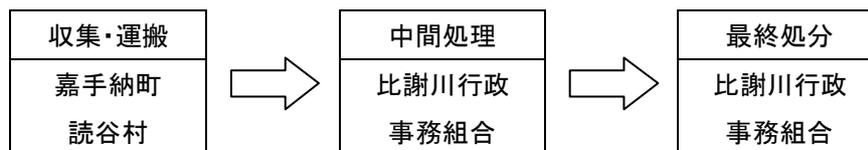


※：スプレー缶は、嘉手納町はビンと、読谷村はもやさないごみと一緒に回収する。

図 3-3-2 将来のごみ処理体系

## 3. 将来のごみ処理主体

ごみ処理の流れと実施主体は、当面、現行体制を継続する。「収集・運搬」については、嘉手納町及び読谷村がそれぞれの行政区域内における処理区域のごみを収集し、各施設へ運搬する。「中間処理」については、組合が管理している環境美化センターで中間処理を行い、「最終処分」については、組合が管理する一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。



※：資源ごみの一部は構成町村が主体となり資源化（委託含む）する。

図 3-3-3 将来のごみ処理の流れと実施主体

#### 4. 計画対象区域

計画対象区域は、本地域の構成町村である嘉手納町及び読谷村のそれぞれの行政区域内全域を対象とする。ただし、行政区域内の軍用地の範囲は処理区域外とする。

#### 5. 計画期間

計画期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 41 年度を計画目標年度とする 15 年間とし、5 年後の平成 31 年度と 10 年後の平成 36 年度を中間目標年度とする。

(計画目標年次)

初 年 度 :平成 27 年度

中間目標年度( 5 年後) :平成 31 年度

中間目標年度(10 年後) :平成 36 年度

目 標 年 度 (15 年後) :平成 41 年度

## 第4節 ごみ処理基本計画

### 1. ごみの排出量及び処理量の推計

ごみの排出量及び処理量の推計については、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 25 年 6 月）に示される方法を基本に行った。また、詳細は「資料 1 ごみ排出量等の推計」に示す。

#### (1) 将来人口及び事業所数の推計

##### ① 将来人口の推計

将来人口の推計結果を表 3-4-1 に示す。

将来人口の推計は、過去の各年度 3 月 31 日の住民基本台帳人口（外国人含む）の実績を 5 つのトレンド式に当てはめて行った。人口推計は構成町村別に行い、合計した値を本地域の推計値とした。

本地域の将来人口は、今後も増加傾向で推移する見込みである。

表 3-4-1 将来人口の推計結果

年度	H25	H27	H31	H36	H41
	実績	計画初年	中間目標	中間目標	計画目標
嘉手納町	13,801	13,786	13,760	13,732	13,708
読谷村	40,945	41,379	42,159	43,003	43,737
本地域	54,746	55,165	55,919	56,735	57,445

##### ② 将来の事業所数の推計

将来の事業所数の推計結果を表 3-4-2 に示す。

事業所数の推計については、今後の社会経済状況の変化や構成町村の土地開発事業の進捗等の影響を受けることからトレンド法による推計が困難であるため、嘉手納町及び読谷村ともに現状の事業数で推移していくものとし、最新実績のある平成 24 年度の実績（指定年）を採用した。事業所数の実績は、沖縄県統計年鑑（事業所・企業統計調査報告等）の値を用いた。

表 3-4-2 将来の事業所数の推計結果

年度	H24	H27	H31	H36	H41
	実績	計画初年	中間目標	中間目標	計画目標
嘉手納町	567	567	567	567	567
読谷村	1,102	1,102	1,102	1,102	1,102
本地域	1,669	1,669	1,669	1,669	1,669

(2)ごみ排出量の推計計画(現状対策時)

現状対策を継続した場合の本地域のごみ排出量の推計結果を表 3-4-3～表 3-4-5 に示す。

表 3-4-3 嘉手納町のごみ排出量の推計結果(現状対策時)

				年度				
				H25 実績	H27 計画初年	H31 中間目標	H36 中間目標	H41 計画目標
行政区域内人口		人		13,801	13,786	13,760	13,732	13,708
事業所数		事業所		567	567	567	567	567
排出量	排出量	年間量	t/年	4,330	4,520	4,463	4,402	4,351
		家庭系	年間量	t/年	3,169	3,137	3,080	3,019
	原単位(資源含む)		g/人・日	629.1	623.4	613.2	602.4	593.2
	事業系	年間量	t/年	1,161	1,383	1,383	1,383	1,383
		1日量	t/日	3.18	3.79	3.79	3.79	3.79
		原単位(資源含む)	t/事業所	2.05	2.44	2.44	2.44	2.44
	集団回収量	年間量	t/年	0	0	0	0	0
	総排出量	年間量	t/年	4,330	4,520	4,463	4,402	4,351
原単位(資源含む)		g/人・日	859.6	898.3	888.6	878.3	869.6	

表 3-4-4 読谷村のごみ排出量の推計結果(現状対策時)

				年度				
				H25 実績	H27 計画初年	H31 中間目標	H36 中間目標	H41 計画目標
行政区域内人口		人		40,945	41,379	42,159	43,003	43,737
事業所数		事業所		1,102	1,102	1,102	1,102	1,102
排出量	排出量	年間量	t/年	12,705	12,745	12,821	12,899	12,961
		家庭系	年間量	t/年	9,678	9,657	9,616	9,570
	原単位(資源含む)		g/人・日	647.6	639.4	624.9	609.7	596.7
	事業系	年間量	t/年	3,027	3,088	3,205	3,329	3,435
		1日量	t/日	8.29	8.46	8.78	9.12	9.41
		原単位(資源含む)	t/事業所	2.75	2.80	2.91	3.02	3.12
	集団回収量	年間量	t/年	113	120	122	125	127
	総排出量	年間量	t/年	12,818	12,865	12,943	13,024	13,088
原単位(資源含む)		g/人・日	857.7	851.8	841.1	829.8	819.8	

表 3-4-5 本地域のごみ排出量の推計結果(現状対策時)

		単位	H25	H27	H31	H36	H41	
			実績	計画初年	中間目標	中間目標	計画目標	
行政区域内人口		人	54,746	55,165	55,919	56,735	57,445	
事業所数		事業所	1,669	1,669	1,669	1,669	1,669	
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	10,299	10,257	10,180	10,096	10,021
		不燃ごみ	t/年	488	486	482	478	474
		粗大ごみ	t/年	229	228	226	225	222
		資源ごみ	t/年	1,800	1,792	1,777	1,760	1,747
		資源ごみ(ビン)	t/年	372	370	367	365	362
		資源ごみ(古紙)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(PET)	t/年	160	160	158	156	155
		資源ごみ(古紙)【単独】	t/年	495	492	488	483	479
		資源ごみ(草木)【単独】	t/年	714	711	705	698	693
		資源ごみ(廃食油)【単独】	t/年	59	59	59	58	58
	資源ごみ(古布)【単独】	t/年	0	0	0	0	0	
	計	t/年	12,816	12,763	12,665	12,559	12,464	
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	11	17	17	16	16
		不燃ごみ	t/年	2	2	2	2	2
		粗大ごみ	t/年	18	12	12	12	12
		資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(ビン)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(古紙)	t/年	0	0	0	0	0
	計	t/年	31	31	31	30	30	
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	3,766	4,011	4,119	4,232	4,330
		不燃ごみ	t/年	99	103	106	110	113
		粗大ごみ	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ	t/年	133	141	145	149	152
		資源ごみ(ビン)	t/年	121	129	132	136	139
		資源ごみ(古紙)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(PET)	t/年	12	12	13	13	13
	計	t/年	3,998	4,255	4,370	4,491	4,595	
	直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	156	179	180	182	184
		不燃ごみ	t/年	7	8	8	8	8
		粗大ごみ	t/年	25	27	28	29	29
		資源ごみ	t/年	2	2	2	2	2
		資源ごみ(ビン)	t/年	1	1	1	1	1
資源ごみ(古紙)		t/年	1	1	1	1	1	
計	t/年	190	216	218	221	223		
排出量	家庭系ごみ計		t/年	12,847	12,794	12,696	12,589	12,494
	(資源ごみ含む)	g/人・日	642.9	635.4	622.0	607.9	595.9	
	(資源ごみ含む)	kg/人	235	232	227	222	217	
	(資源ごみ除く)	kg/人	202	199	195	191	187	
	事業系ごみ計		t/年	4,188	4,471	4,588	4,712	4,818
	(資源ごみ含む)	t/日	11.47	12.25	12.57	12.91	13.20	
	(資源ごみ含む)	t/事業所	2.51	2.68	2.75	2.82	2.89	
	(資源ごみ除く)	t/事業所	2.43	2.59	2.66	2.73	2.79	
	計(家庭系+事業系)		t/年	17,035	17,265	17,284	17,301	17,312
			t/日	46.67	47.30	47.35	47.40	47.43
g/人・日			852.5	857.5	846.8	835.5	825.7	
集団回収	ビン	t/年	3	4	4	4	4	
	古紙	t/年	77	79	80	82	84	
	缶類	t/年	32	36	37	38	38	
	廃食油	t/年	1	1	1	1	1	
	計		t/年	113	120	122	125	127
			t/日	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31
総排出量 (家庭系+事業系+集団回収)		t/年	17,148	17,385	17,406	17,426	17,439	
		t/日	46.98	47.61	47.66	47.71	47.74	
		g/人・日	858.2	863.4	852.8	841.5	831.7	

### (3) 排出抑制・再生利用目標の設定

#### ① 上位計画の目標設定

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、一般廃棄物の適正な処理に関する目標を以下のように定めている。

表 3-4-6 廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物に関する目標値

	平成 27 年度目標値
排出量	平成 19 年度比「約 5%」削減
再生利用率	「約 25%」に増加
最終処分量	平成 19 年度比「約 22%」削減

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定されている、平成 25 年度～29 年度を計画期間とする「廃棄物処理施設整備計画」（平成 25 年 5 月 31 日閣議決定）では、一般廃棄物の適正な処理に関する目標を以下のように定めている。

表 3-4-7 廃棄物処理施設整備計画における一般廃棄物に関する目標値

	平成 29 年度目標値
再生利用率	平成 24 年度の「24%（見込み）」から「26%」に増加 ※目標の評価に当たっては、民間事業者等によるものも含めた本地域におけるリサイクルの推進状況を考慮することも必要である。

沖縄県の「沖縄県廃棄物処理計画（第三期）」（平成 23 年 3 月）では、一般廃棄物（ごみ）の減量化等の数値目標を以下のように定めている。

なお、第三期計画の一般廃棄物処理の目標については、国の基本方針を踏まえるとともに、第二期計画の目標の達成状況や今後の市町村による容器包装リサイクル分別収集計画や施設整備による効果、容器包装以外の品目の資源化の推進等を総合的に検討し設定している。

表 3-4-8 沖縄県廃棄物処理計画（第三期）における一般廃棄物に関する目標値

	平成 27 年度目標値
排出量	排出量を平成 20 年度と同程度に抑制（425 千t） 1 人 1 日当たりの排出を平成 20 年度（831g/人・日）に対し、26g/人・日を削減する。（805g/人・日）
再生利用量	排出量の「22.0%」とする。（平成 20 年度「12%」）
最終処分量	排出量の「8.0%」とする。

## ②排出抑制・再生利用目標の指標

本計画で定める排出抑制・再生利用目標の指標は、表 3-4-9 のとおりとした。

表 3-4-9 排出抑制・再生利用の目標の指標

項目		算出方法
排出抑制 の目標	家庭系 ごみ原単位	$= \text{家庭系ごみ量} \div \text{人口} \div \text{年間日数(365日)}$
	事業系ごみ 1日量	$= \text{事業系ごみ量} \div \text{年間日数(365日)}$
	ごみ排出量 原単位	$= \text{ごみ総排出量(家庭系ごみ量 + 事業系ごみ量 + 集団回収量)} \div \text{人口} \div \text{年間日数(365日)}$
再生利用 の目標	リサイクル率	$= \text{総資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$

## ③排出抑制目標の設定

上位計画や本地域のごみ処理の実情を踏まえ、再生利用の目標のを以下のように定めた。

### (排出抑制目標)

#### 【家庭系ごみ】

: 家庭系ごみ原単位は、嘉手納町・読谷村ともに現況施策を継続することで、今後、減少していくものと予測されることから、嘉手納町・読谷村ともに現状対策の効果を維持することでごみ減量化を進める。

#### 【事業系ごみ】

: 事業系ごみの1日排出量は、現状施策を継続した場合、嘉手納町は横ばい、読谷村は増加傾向で今後は推移していくものと予測されることから、嘉手納町・読谷村ともに排出抑制を強化するものとし、現状のまま推移した場合に対し、平成27年度から平成31年度までに6%減少させ、その後は6%減少を継続する。

上記目標を達成した場合の構成町村及び本地域の目標値を現状対策時の数値と併せて表 3-4-10～表 3-4-12 に示す。

表 3-4-10 嘉手納町の現状対策時と排出抑制目標達成時のごみ排出量目標値

年度		H25	H27	H31	H36	H41
		実績	計画初年	中間目標	中間目標	計画目標
家庭系ごみ 原単位 (g/人・日)	現状対策時	629.1	623.4	613.2	602.4	593.2
	目標達成後	—	623.4	613.2	602.4	593.2
事業系ごみ 1日量 (t/日)	現状対策時	3.18	3.79	3.79	3.79	3.79
	目標達成後	—	3.74	3.56	3.56	3.56
ごみ排出量 原単位 (g/人・日)	現状対策時	859.6	898.3	888.6	878.3	869.6
	目標達成後	—	894.7	871.9	861.5	852.8

表 3-4-11 読谷村の現状対策時と排出抑制目標達成時のごみ排出量目標値

年度		H25	H27	H31	H36	H41
		実績	計画初年	中間目標	中間目標	計画目標
家庭系ごみ 原単位 (g/人・日)	現状対策時	647.6	639.4	624.9	609.7	596.7
	目標達成後	—	639.4	624.9	609.7	596.7
事業系ごみ 1日量 (t/日)	現状対策時	8.29	8.46	8.78	9.12	9.41
	目標達成後	—	8.36	8.25	8.57	8.85
ごみ排出量 原単位 (g/人・日)	現状対策時	857.7	851.8	841.1	829.8	819.8
	目標達成後	—	849.3	828.5	817.0	807.0

表 3-4-12 本地域の現状対策時と排出抑制目標達成時のごみ排出量目標値

年度		H25	H27	H31	H36	H41
		実績	計画初年	中間目標	中間目標	計画目標
家庭系ごみ 原単位 (g/人・日)	現状対策時	642.9	635.4	622.0	607.9	595.9
	目標達成後	—	635.4	622.0	607.9	595.9
事業系ごみ 1日量 (t/日)	現状対策時	11.47	12.25	12.57	12.91	13.20
	目標達成後	—	12.10	11.81	12.13	12.41
ごみ排出量 原単位 (g/人・日)	現状対策時	858.2	863.4	852.8	841.5	831.7
	目標達成後	—	860.7	839.2	827.7	817.9

#### ④再生利用目標の設定

上位計画や本地域のごみ処理の実情を踏まえ、再生利用の目標を以下のように定めた。なお、目標値については本地域全体の目標値を定めた。目標達成後の推計結果については、次頁以降に示す。

##### 【リサイクル率】

:平成 27 年度から平成 31 年度までにリサイクル率を 16.0%以上まで向上させ、平成 41 年度までにリサイクル率を 16.5%まで向上させる。

再生利用目標の達成に向けた具体的な施策とその効果として、家庭系可燃ごみの資源物の分別を徹底することにより、資源回収量が増加する効果を見込んだ。

具体的には、現在資源ごみとして分別している品目のうち、収集可燃ごみに混入している未分別の「古紙・ペットボトル・草木」を資源ごみへ移行させるものとした。

平成 25 年度の実績及び環境省の容器包装廃棄物の使用・排出実態調査をもとに家庭系収集可燃ごみへの未分別の資源物の混入状況を推定した結果、紙類（17.81%）、ペットボトル（0.65%）、草木（6.15%）が混入している結果となった。収集可燃ごみへの未分別の資源物の混入割合は合計で 24.60%となり、全体の約 4 分の 1 を占める結果であった。

これを踏まえ、適正な分別の推進により、平成 31 年度までに収集可燃ごみから 3.0%（年間 0.6%増）の資源物を移行させ、平成 41 年度までに 4.0%（平成 32 年度以降 0.1%増）の資源物を移行させることを目標とした。内訳については、「紙類・ペットボトル・草木」の平成 25 年度の混入比率で按分した。

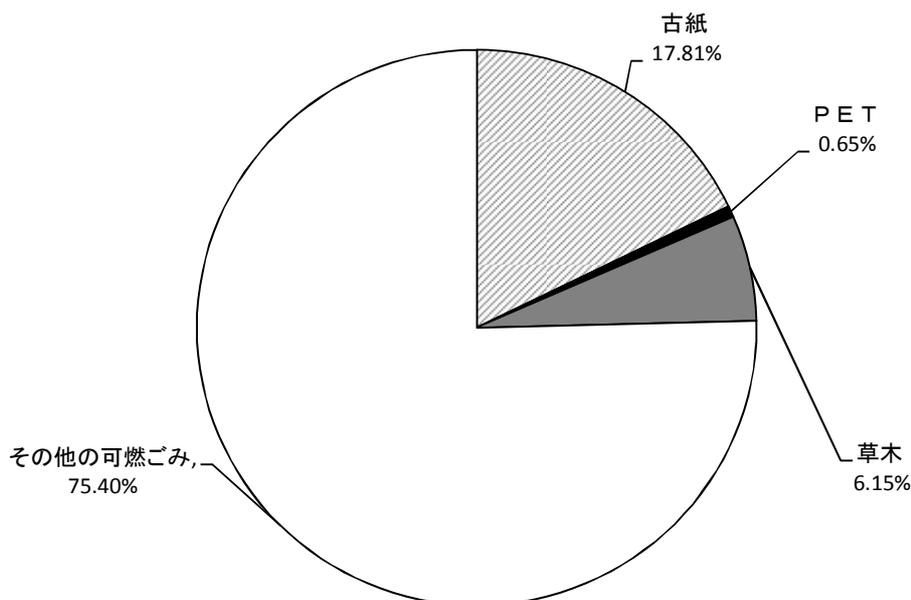


図 3-4-1 家庭系収集可燃ごみに占める未分別の資源物の混入割合(平成 25 年度)

#### (4)ごみ排出量の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

目標達成後の嘉手納町、読谷村及び本地域のごみ排出量の推計結果を 3-4-13～3-4-15 に示す。

表 3-4-13 嘉手納町のごみ排出量の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

				年度				
				H25 実績	H27 計画初年	H31 中間目標	H36 中間目標	H41 計画目標
行政区域内人口		人		13,801	13,786	13,760	13,732	13,708
事業所数		事業所		567	567	567	567	567
排出量	排出量	年間量	t/年	4,330	4,502	4,379	4,318	4,267
		家庭系	年間量	t/年	3,169	3,137	3,080	3,019
	原単位(資源含む)		g/人・日	629.1	623.4	613.2	602.4	593.2
	事業系	年間量	t/年	1,161	1,365	1,299	1,299	1,299
		1日量	t/日	3.18	3.74	3.56	3.56	3.56
		原単位(資源含む)	t/事業所	2.05	2.41	2.29	2.29	2.29
	集団回収量	年間量	t/年	0	0	0	0	0
	総排出量	年間量	t/年	4,330	4,502	4,379	4,318	4,267
原単位(資源含む)		g/人・日	859.6	871.9	861.5	861.5	852.8	

表 3-4-14 読谷村のごみ排出量の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

				年度				
				H25 実績	H27 計画初年	H31 中間目標	H36 中間目標	H41 計画目標
行政区域内人口		人		40,945	41,379	42,159	43,003	43,737
事業所数		事業所		1,102	1,102	1,102	1,102	1,102
排出量	排出量	年間量	t/年	12,705	12,708	12,627	12,698	12,756
		家庭系	年間量	t/年	9,678	9,657	9,616	9,570
	原単位(資源含む)		g/人・日	647.6	639.4	624.9	609.7	596.7
	事業系	年間量	t/年	3,027	3,051	3,011	3,128	3,230
		1日量	t/日	8.29	8.36	8.25	8.57	8.85
		原単位(資源含む)	t/事業所	2.75	2.77	2.73	2.84	2.93
	集団回収量	年間量	t/年	113	120	122	125	127
	総排出量	年間量	t/年	12,818	12,828	12,749	12,823	12,883
原単位(資源含む)		g/人・日	857.7	849.3	828.5	817.0	807.0	

表 3-4-15 本地域のごみ排出量の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

		単位	H25	H27	H31	H36	H41	
			実績	計画初年	中間目標	中間目標	計画目標	
行政区域内人口		人	54,746	55,165	55,919	56,735	57,445	
事業所数		事業所	1,669	1,669	1,669	1,669	1,669	
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	10,299	10,195	9,875	9,743	9,620
		不燃ごみ	t/年	488	486	482	478	474
		粗大ごみ	t/年	229	228	226	225	222
		資源ごみ	t/年	1,800	1,854	2,082	2,113	2,148
		資源ごみ(ビン)	t/年	372	370	367	365	362
		資源ごみ(古紙)	t/年	0	0	0	0	0
		資源ごみ(PET)	t/年	160	162	166	165	165
		資源ごみ(古紙)【単独】	t/年	495	536	709	739	770
		資源ごみ(草木)【単独】	t/年	714	727	781	786	793
		資源ごみ(廃食油)【単独】	t/年	59	59	59	58	58
		資源ごみ(古布)【単独】	t/年	0	0	0	0	0
		計	t/年	12,816	12,763	12,665	12,559	12,464
		直搬ごみ	可燃ごみ	t/年	11	17	17	16
	不燃ごみ		t/年	2	2	2	2	2
	粗大ごみ		t/年	18	12	12	12	12
	資源ごみ		t/年	0	0	0	0	0
	資源ごみ(ビン)		t/年	0	0	0	0	0
	資源ごみ(古紙)		t/年	0	0	0	0	0
	計	t/年	31	31	31	30	30	
	事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	3,766	3,961	3,865	3,972
不燃ごみ			t/年	99	101	94	98	101
粗大ごみ			t/年	0	0	0	0	0
資源ごみ			t/年	133	141	145	149	152
資源ごみ(ビン)			t/年	121	129	132	136	139
資源ごみ(古紙)			t/年	0	0	0	0	0
資源ごみ(PET)			t/年	12	12	13	13	13
計		t/年	3,998	4,203	4,104	4,219	4,319	
直搬ごみ		可燃ごみ	t/年	156	176	170	171	173
		不燃ごみ	t/年	7	8	8	8	8
		粗大ごみ	t/年	25	27	26	27	27
		資源ごみ	t/年	2	2	2	2	2
		資源ごみ(ビン)	t/年	1	1	1	1	1
		資源ごみ(古紙)	t/年	1	1	1	1	1
	計	t/年	190	213	206	208	210	
排出量	家庭系ごみ計		t/年	12,847	12,794	12,696	12,589	12,494
	(資源ごみ含む)	g/人・日	642.9	635.4	622.0	607.9	595.9	
	(資源ごみ含む)	kg/人	235	232	227	222	217	
	(資源ごみ除く)	kg/人	202	198	190	185	180	
	事業系ごみ計		t/年	4,188	4,416	4,310	4,427	4,529
	(資源ごみ含む)	t/日	11.47	12.10	11.81	12.13	12.41	
	(資源ごみ含む)	t/事業所	2.51	2.65	2.58	2.65	2.71	
	(資源ごみ除く)	t/事業所	2.43	2.56	2.49	2.56	2.62	
	計(家庭系+事業系)		t/年	17,035	17,210	17,006	17,016	17,023
	t/日	46.67	47.15	46.59	46.62	46.64		
	g/人・日	852.5	854.7	833.2	821.7	811.9		
集団回収	ビン	t/年	3	4	4	4	4	
	古紙	t/年	77	79	80	82	84	
	缶類	t/年	32	36	37	38	38	
	廃食油	t/年	1	1	1	1	1	
	計	t/年	113	120	122	125	127	
		t/日	0.31	0.33	0.33	0.34	0.35	
	g/人・日	5.7	6.0	6.0	6.0	6.1		
総排出量 (家庭系+事業系+集団回収)		t/年	17,148	17,330	17,128	17,141	17,150	
		t/日	46.98	47.48	46.92	46.96	46.99	
		g/人・日	858.2	860.7	839.2	827.7	817.9	

(5)ごみ処理・処分の推計結果(排出抑制・再生利用の目標達成後)

目標達成後の本地域のごみ処理・処分の推計結果を 3-4-16 に示す。また、表 3-1-17 にごみ処理計画のまとめを示す。

表 3-4-16 本地域のごみ処理・処分の推計結果(排出抑制・再生利用目標達成後)

			単位	H25 実績	H27 計画初年	H31 中間目標	H36 中間目標	H41 計画目標	
施設搬入別内訳	焼却施設	家庭系可燃ごみ	焼却処理	t/年	10,310	10,212	9,892	9,759	9,636
		事業系可燃ごみ	—	t/年	3,922	4,137	4,035	4,143	4,239
		可燃物	焼却処理	t/年	3,916	4114	4011	4119	4,214
		紙類(可燃物以外)	資源化	t/年	6	23	24	24	25
	不燃・粗大処理施設	不燃ごみ+粗大ごみ	—	t/年	868	864	850	850	846
		可燃物	焼却処理	t/年	291	261	252	252	251
		不燃残渣	埋立処分	t/年	191	195	191	191	190
		金属類	資源化	t/年	356	365	364	364	362
		ガラス類	資源化	t/年	11	23	23	23	23
		乾電池・蛍光管	資源化	t/年	19	20	20	20	20
	ストックヤード	資源ごみ(ビン)	資源化	t/年	494	500	500	502	502
		資源ごみ(古紙)	資源化	t/年	1	1	1	1	1
		資源ごみ(PET)	—	t/年	172	174	179	178	178
		可燃物	焼却処理	t/年	19	22	22	22	21
		PET(可燃物以外)	資源化	t/年	153	152	157	156	157
ごみ処理内訳	焼却処理	—	t/年	14,536	14609	14177	14152	14,122	
	減量化量	—	t/年	12,777	12,830	12,451	12,429	12,402	
	焼却残渣(主灰・飛灰)	埋立	t/年	1,759	1,779	1,726	1,723	1,720	
	資源化	—	t/年	2,421	2,526	2,760	2,798	2,838	
	中間処理後資源化	資源化	t/年	1,040	1,084	1,089	1,090	1,090	
	直接資源化	資源化	t/年	1,268	1322	1549	1583	1,621	
	資源ごみ(古紙)【単独】	資源化	t/年	495	536	709	739	770	
	資源ごみ(草木)【単独】	資源化	t/年	714	727	781	786	793	
	資源ごみ(廃食油)【単独】	資源化	t/年	59	59	59	58	58	
	資源ごみ(古布)【単独】	資源化	t/年	0	0	0	0	0	
	集団回収	—	t/年	113	120	122	125	127	
	ビン	資源化	t/年	3	4	4	4	4	
	古紙	資源化	t/年	77	79	80	82	84	
	缶類	資源化	t/年	32	36	37	38	38	
	廃食油	資源化	t/年	1	1	1	1	1	
最終処分	—	t/年	1,950	1,974	1,917	1,914	1,910		
焼却残渣・処理飛灰	埋立	t/年	1,759	1,779	1,726	1,723	1,720		
不燃残渣	埋立	t/年	191	195	191	191	190		
リサイクル率=総資源化量÷総排出量			%	14.1%	14.6%	16.1%	16.3%	16.5%	
最終処分率=最終処分量÷総排出量			%	11.4%	11.4%	11.2%	11.2%	11.1%	

表 3-4-17 本地域のごみ処理計画のまとめ(排出抑制・再生利用目標達成後)

				年度					
				H25	H27	H31	H36	H41	
				実績	計画初年	中間目標	中間目標	計画目標	
行政区域内人口			人	54,746	55,165	55,919	56,735	57,445	
事業所数			事業所	1,669	1,669	1,669	1,669	1,669	
排出量	排出量	年間量	t/年	17,035	17,210	17,006	17,016	17,023	
		家庭系	年間量	t/年	12,847	12,794	12,696	12,589	12,494
	(うち、資源ごみ量)		t/年	1,800	1,854	2,082	2,113	2,148	
	原単位(資源含む)		g/人・日	642.9	635.4	622	607.9	595.9	
	原単位(資源含む)		kg/人	235	232	227	222	217	
	原単位(資源除く)		kg/人	202	198	190	185	180	
	事業系	年間量	t/年	4,188	4,416	4,310	4,427	4,529	
		(うち、資源ごみ量)	t/年	135	143	147	151	154	
		1日量	t/日	11.47	12.10	11.81	12.13	12.41	
		原単位(資源含む)	t/事業所	2.51	2.65	2.58	2.65	2.71	
		原単位(資源除く)	t/事業所	2.43	2.56	2.49	2.56	2.62	
	集団回収量	年間量	t/年	113	120	122	125	127	
総排出量	年間量	t/年	17,148	17,330	17,128	17,141	17,150		
	原単位(資源含む)	g/人・日	858.2	860.7	839.2	827.7	817.9		
再生利用量	直接資源化量	年間量	t/年	1,268	1,322	1,549	1,583	1,621	
		対排出量の割合	%	7.4%	7.7%	9.1%	9.3%	9.5%	
	集団回収量	年間量	t/年	113	120	122	125	127	
	処理後再生利用 (中間処理後資源化)	年間量	t/年	1,040	1,084	1,089	1,090	1,090	
		対排出量の割合	%	6.1%	6.3%	6.4%	6.4%	6.4%	
	総資源化量 (リサイクル率)	年間量	t/年	2,421	2,526	2,760	2,798	2,838	
		対総排出量の割合	%	14.1%	14.6%	16.1%	16.3%	16.5%	
	紙類	年間量	t/年	579	639	814	846	880	
		金属類	年間量	t/年	388	401	401	402	400
			年間量	t/年	508	527	527	529	529
		PET	年間量	t/年	153	152	157	156	157
		草木	年間量	t/年	714	727	781	786	793
		廃食油	年間量	t/年	60	60	60	59	59
		乾電池・蛍光管	年間量	t/年	19	20	20	20	20
古布		年間量	t/年	0	0	0	0	0	
熱回収量(年間の発電電力量)	年間量	MWh/年	-	-	-	-	-		
減量化量 (減量化率)	年間量	t/年	12,777	12,830	12,451	12,429	12,402		
	対排出量の割合	%	75.0%	74.5%	73.2%	73.0%	72.9%		
焼却処理量	年間量	t/年	14,536	14,609	14,177	14,152	14,122		
最終処分量 (最終処分率①)	年間量	t/年	1,950	1,974	1,917	1,914	1,910		
	対排出量の割合	%	11.4%	11.5%	11.3%	11.2%	11.2%		
(最終処分率②)	対総排出量の割合	%	11.4%	11.4%	11.2%	11.2%	11.1%		

## 2. 排出抑制・再生利用の目標達成による効果

排出抑制・再生利用の目標を達成した場合の効果を検証するため、ごみ総排出量、ごみ排出量原単位、総資源化量、最終処分量について現状対策時と排出抑制・再生利用目標を達成した場合の推計値を比較した。ごみ総排出量については表 3-4-18、図 3-4-2、ごみ排出量原単位については表 3-4-19、図 3-4-3、総資源化量については表 3-4-20、図 3-4-4、及び最終処分量については表 3-4-21、図 3-4-5 に示す。

表 3-4-18 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後のごみ総排出量の推計値の比較

単位:t/年

年度	実績	現状対策時				排出抑制・再生利用目標達成後			
	H25	H27	H31	H36	H41	H27	H31	H36	H41
家庭系ごみ量	12,847	12,794	12,696	12,589	12,494	12,794	12,696	12,589	12,494
事業系ごみ量	4,188	4,471	4,588	4,712	4,818	4,416	4,310	4,427	4,529
集団回収量	113	120	122	125	127	120	122	125	127
総排出量	17,148	17,385	17,406	17,426	17,439	17,330	17,128	17,141	17,150
排出抑制量	—	—	—	—	—	55	278	285	289

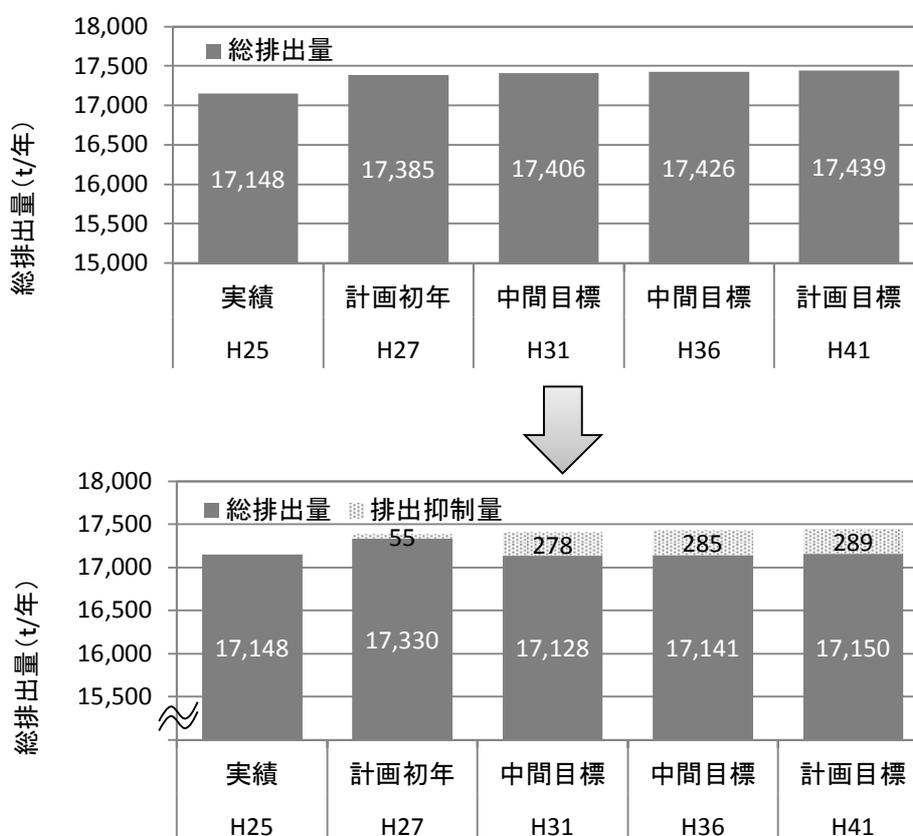


図 3-4-2 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後のごみ総排出量の推計値の比較

表 3-4-19 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後のごみ排出量原単位の推計値の比較

単位:g/人・日

年度	実績	現状対策時				排出抑制・再生利用目標達成後			
	H25	H27	H31	H36	H41	H27	H31	H36	H41
排出量原単位	858.2	863.4	852.8	841.5	831.7	860.7	839.2	827.7	817.9
排出抑制量	—	—	—	—	—	2.7	13.6	13.8	13.8

※1：排出量原単位＝ごみ総排出量÷人口÷年間日数（365日）

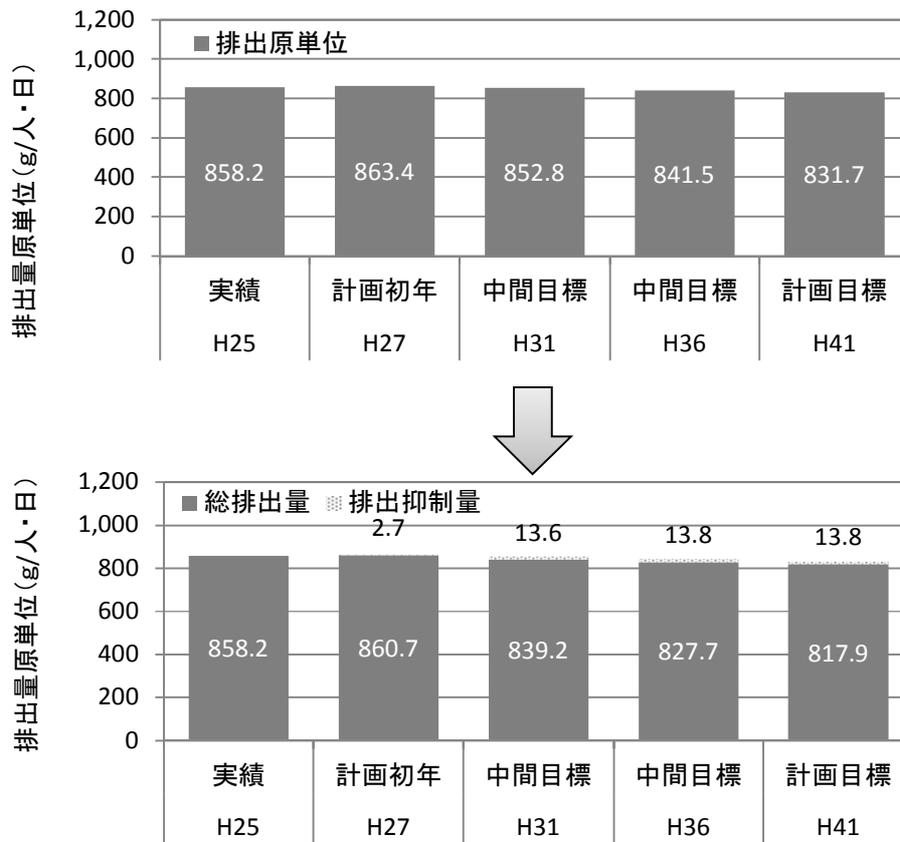


図 3-4-3 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後のごみ排出量原単位の推計値の比較

表 3-4-20 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後の資源化量の推計値の比較

単位:t/年

年度	実績	現状対策時				排出抑制・再生利用目標達成後			
	H25	H27	H31	H36	H41	H27	H31	H36	H41
総資源化量	2,421	2,464	2,455	2,445	2,437	2,526	2,760	2,798	2,838
資源化増加量	—	—	—	—	—	62	305	353	401
リサイクル率	14.1%	14.2%	14.1%	14.0%	14.0%	14.6%	16.1%	16.3%	16.5%

※1：リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量

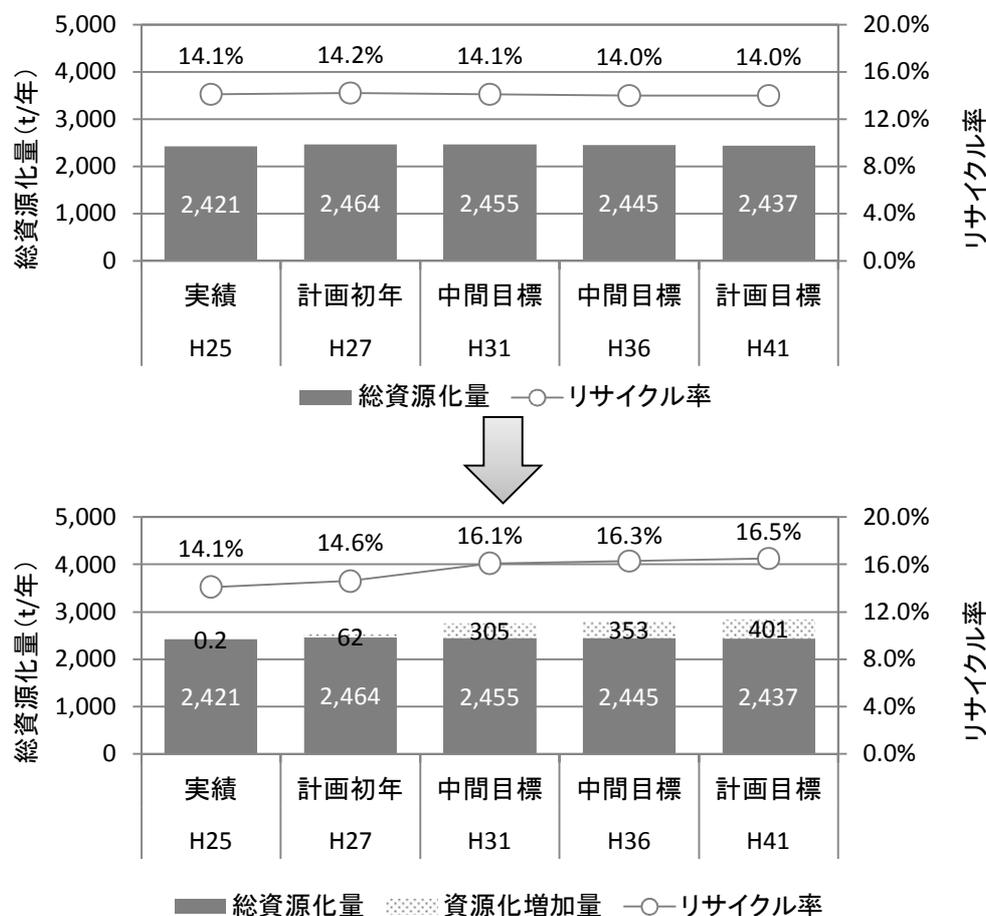


図 3-4-4 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後の資源化量の推計値の比較

表 3-4-21 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後の最終処分量の推計値の比較

単位:t/年

年度	実績	現状対策時				排出抑制・再生利用目標達成後			
	H25	H27	H31	H36	H41	H27	H31	H36	H41
最終処分量	1,950	1,988	1,992	1,995	1,997	1,974	1,917	1,914	1,910
最終処分削減量	—	—	—	—	—	14	75	81	87
最終処分率	11.4%	11.4%	11.4%	11.4%	11.5%	11.4%	11.2%	11.2%	11.1%

※1：最終処分率＝最終処分量÷総排出量

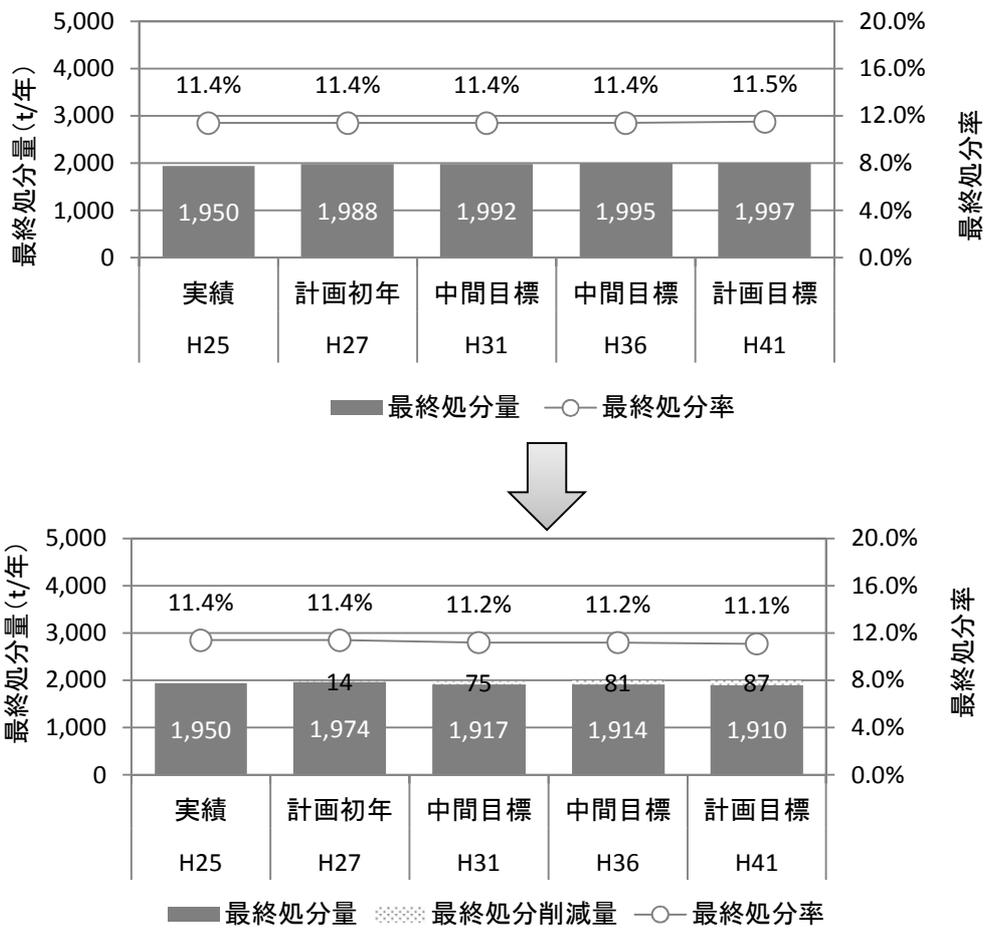


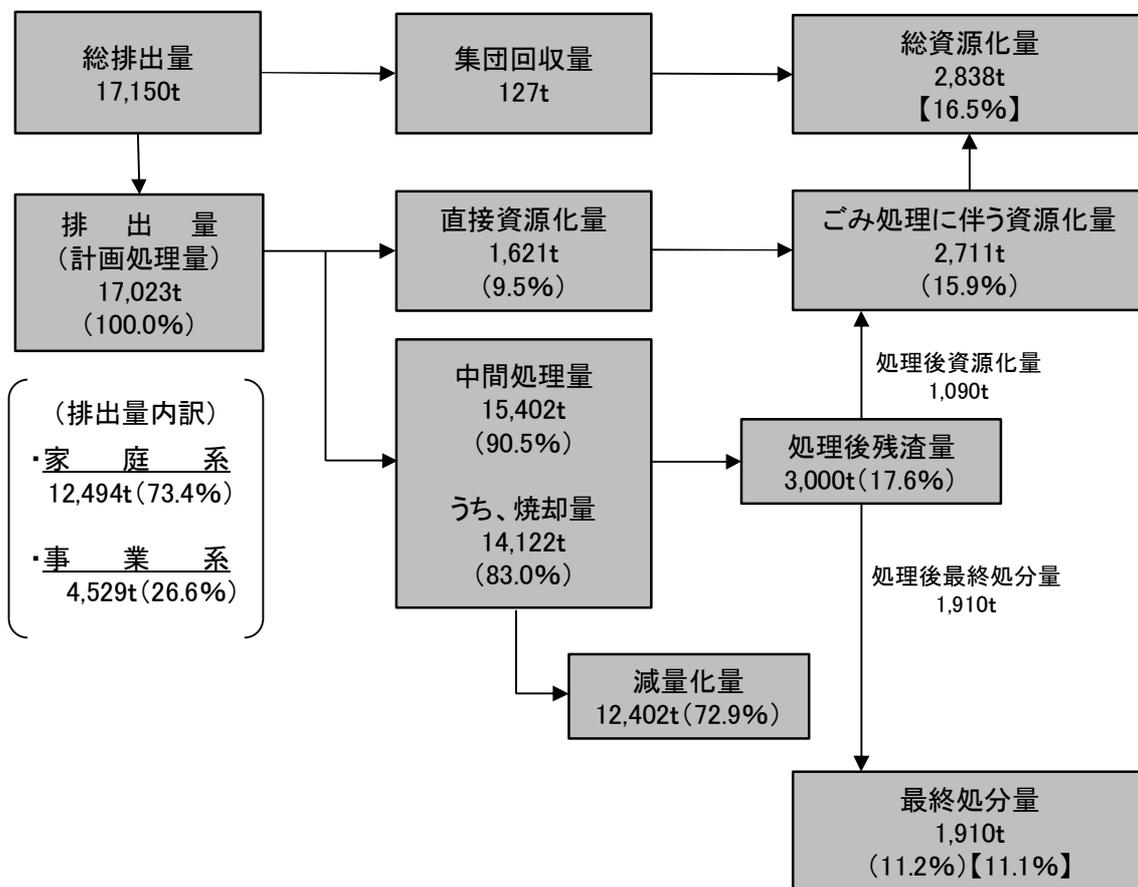
図 3-4-5 現状対策時と排出抑制・再生利用目標達成後の最終処分量の推計値の比較

### 3. 計画目標年次のごみ処理・処分フロー(排出抑制・再生利用目標達成後)

平成 41 年度の本地域のごみ処理・処分フローを図 3-4-6 に示す。

本計画で定めた目標を達成した場合、平成 41 年度の総排出量は、集団回収を含め、17,150 t であり、再生利用される総資源化量は 2,838 t、リサイクル率(総資源化量÷総排出量)は 16.5%となる見込みである。

また、中間処理による減量化量は 12,402 t の見込みであり、集団回収を除いた排出量の 72.9%が減量化される見込みである。また、総排出量の 11.1%に当たる 1,910 t が埋立処分される見込みである。中間処理量のうち、14,122 t が焼却処理される見込みである。



※1：( ) の割合 (%) は集団回収量を除いた排出量に対する割合を四捨五入しているため、内訳は合計と合わないことがある。

※2：【 】 の割合 (%) は総排出量に対する割合。

図 3-4-6 本地域の目標年度のごみ処理・処分フロー(平成 41 年度)

## 4. 施策の体系

本計画の施策体系図を図 3-4-7 に示す。

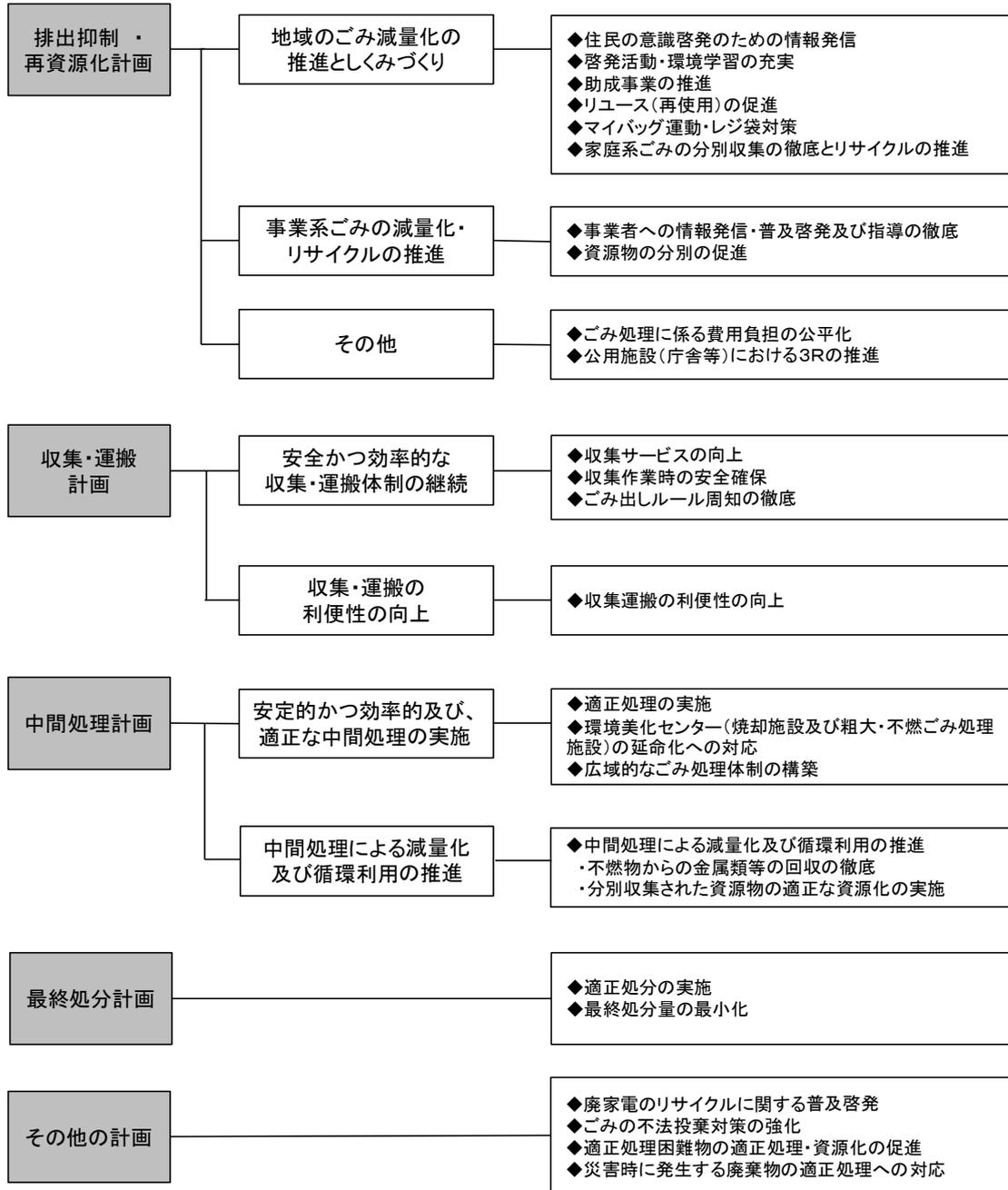


図 3-4-7 本計画の施策体系

## 5. 排出抑制・再資源化計画

### (1) 基本方針

#### 【排出抑制・再資源化に関する基本方針】

住民・事業者・行政が互いに連携し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を意識して、それぞれが役割と責任を果たしながらごみの排出抑制・資源化に取り組み、循環型社会の構築を目指す。

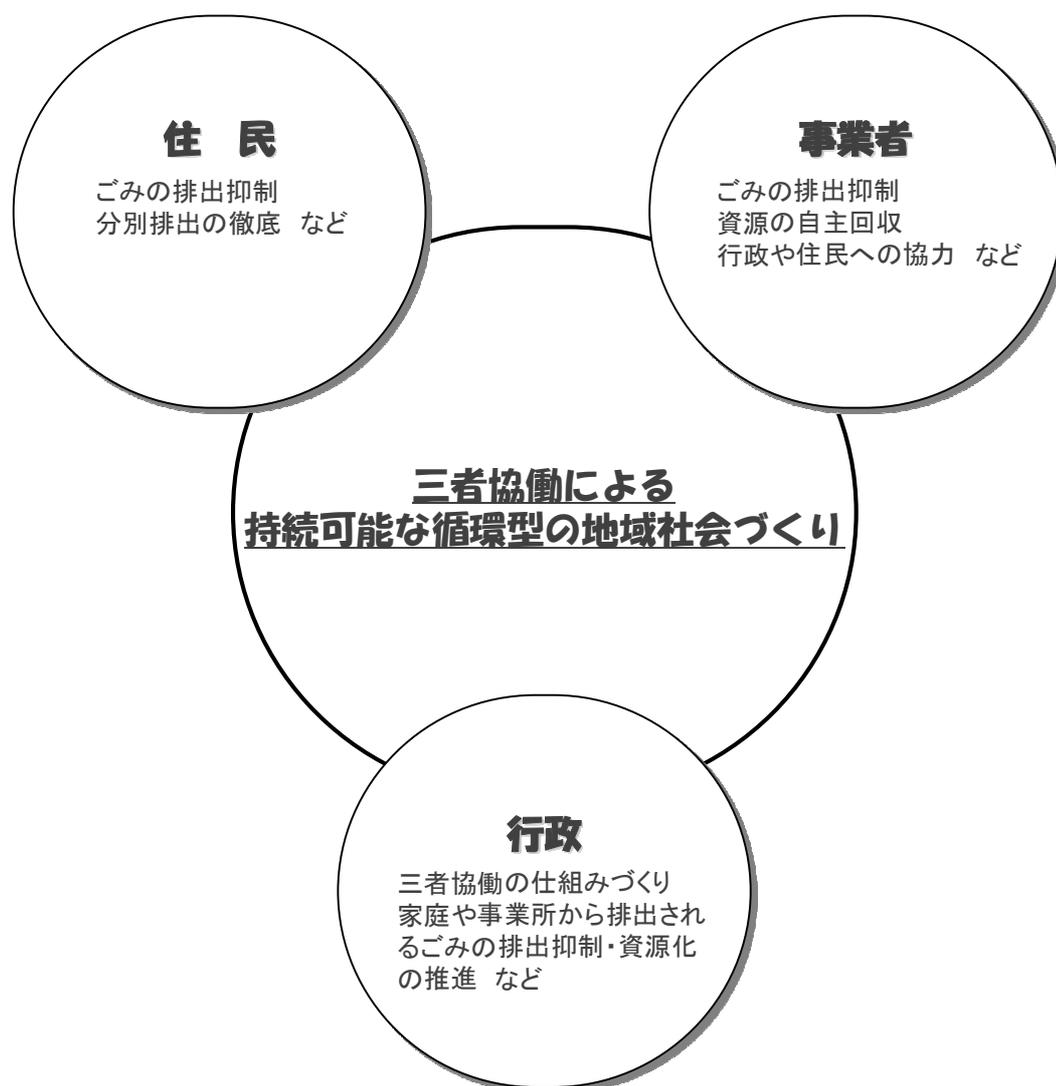


図 3-4-8 排出抑制・資源化を進めるための住民・事業者・行政の協働のイメージ

## (2) 排出抑制・資源化の取組(住民・事業者・行政)

ごみの排出抑制・資源化を進めるための取組は、住民・事業者・行政が、それぞれの役割を明確にした上で、お互いが様々な角度から連携し協力しながら取り組んでいかなければ実効あるものとはならない。ここでは、ごみのリデュース、リユース、リサイクルの取組いわゆる、「3R運動」を効果的なものとするために、それぞれが行うごみ減量化への具体的な取組を整理した。

### 【3R運動とは】

3R運動のRとは以下を意味する。

Reduce(リデュース:排出抑制)→ごみそのものを減らす

Reuse(リユース:排出抑制)→何回も繰り返し使う

Recycle(リサイクル:再資源化)→再び資源として利用するか余熱利用する

3R運動とは、3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会、いわゆる循環型社会をつくらうとするものである。

### ①住民の取組

住民はごみの排出者としての責任を自覚し、大量消費、大量廃棄の生活から3Rを意識し環境に配慮した生活スタイルを心がける。具体的な取組を以下に示す。

#### ◆3R意識の向上

地域で開催される環境啓発イベントや講習会、施設見学等の機会を積極的に活用し、ごみ問題に対する関心・理解を深める。

#### ◆家庭における3Rの推進

ごみを減らすために、一人ひとりが、日々の生活のなかで、できることから3Rを実施していく。

#### 【主な取組】

- ごみを出さない買い物行動(必要なものだけ購入する、過剰包装を辞退する、マイバッグを持参する等)を心がける。
- ものを無駄なく大事に使う(修理してできるだけ長く使う、必要な人へ譲渡する等)よう心がける。
- 生ごみは、家庭で堆肥化し利用したり、ごみとして排出する場合は水切りを徹底することで、排出抑制に努める。
- 家庭で不要になったものでリサイクル可能なものについては、店頭回収や集団回収などを積極的に利用する。また、資源物として排出する場合には、構成町村が定める分別排出のきまりを遵守する。

### ◆地域における3Rや環境美化の推進

地域におけるごみの減量・リサイクルや環境美化活動の取組に積極的に自主的、主体的に参加する。

## ②事業者の取組

事業者は社会的責任を認識し、3Rに重点を置いた、環境に負荷の少ないビジネススタイルへの転換を目指す。具体的な取組を以下に示す。

### ◆消費者の3Rの取組へ配慮した事業活動の推進

製品の生産に際しては、消費者に廃棄物を出させないように、設計・製造段階で再使用や資源化を考慮した製品づくりを行い、商品の流通・販売に際しては、簡易包装に努める。また、使用済み容器などの回収ルートや資源化システムの整備を進める。

### ◆事業者が排出するごみの適正処理・3Rの推進

「自己処理責任の原則」のもと、環境にやさしい事業者を目指し、適正処理を前提に発生抑制を優先した資源循環の取組を進める。

#### 【主な取組】

- 事務用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。また、可能な限り物を無駄にしないよう努める。
- 事業者は、排出するごみの資源化を推進するため、事業者は独自で資源化ルートを確認するよう努める。
- 多量排出事業者は、排出するごみの適正処理や3Rの取組を計画的に推進するために、自主的にごみの減量化計画等を策定する。また、設定したごみの減量化目標をもとに進行管理を行うことで、3Rに対する意識を向上させ、ごみの減量・リサイクルを着実に進めるよう努める。
- 小規模事業者は、排出抑制や資源物の分別の徹底を図るよう努める。

### ◆地域の循環型社会の形成への貢献

事業活動を通して、地域の循環型社会の形成に積極的に参画する。マイバッグ運動の推進や店頭回収の実施、再使用や資源化の方法のPRなど、家庭から出るごみの減量化につながる活動を自主的に主体的に行い、社会に貢献する。

また、住民団体や行政のによるごみ減量・リサイクルや環境美化活動などの取組に積極的に協力する。

### ③行政の取組

組合及び構成町村は、一般廃棄物の処理責任者として、一般廃棄物に関する適正処理及び3 Rへの取組を推進するとともに、住民、事業者に対しては、3 Rの取組が円滑に行われるよう各種施策を実施する。一方、事業者・消費者として、3 Rに重点を置いた環境負荷の少ない取組を率先する。

具体的な取組を以下に示す。

#### ◆地域のごみ減量化の推進としくみづくり

##### ○住民の意識啓発のための情報発信

ごみに関する住民の意識を高めるため、ごみ減量やリサイクルに取り組むために必要や知識や情報を積極的に発信していく。

##### 【主な取組】

- ホームページや広報誌等を活用した家庭でできる3 R運動等の情報発信
- ごみ問題や環境をテーマにした各種イベントの紹介
- 地域のリサイクル活動（集団回収等）や清掃活動などの取組紹介

##### ○住民への啓発活動・環境学習の充実

住民一人ひとりがごみ減量やリサイクルの重要性等に関心をもち、理解を深め、3 Rの取組を実施していけるよう、家庭や地域、学校、職場など様々な場所での啓発活動や環境学習の充実を図る。

##### 【主な取組】

- ごみ処理施設見学の積極的受入れ
- 学校での環境教育教材・副読本の活用
- ごみ問題や環境をテーマにした出前講座などの講習会の開催
- 地域で行われるリサイクル活動や美化活動・清掃活動の推進
- マイバッグ運動の実施

##### ○助成事業の推進

家庭から出るごみの自主的な減量化・資源化の支援制度として実施している、生ごみ処理機器等の購入設置や集団回収に対する助成事業を継続して実施する。

##### ○リユース（再使用）の促進

不用品については、フリーマーケットやリサイクルショップ及び修理店の利用を促し、まだ使えるものについて再使用を促進する。

##### ○マイバッグ運動・レジ袋対策

地域の商工会議所等と協力・連携してマイバッグ運動、レジ袋対策を推進する。

## ○家庭系ごみの分別収集の徹底とリサイクルの推進

### 資源物の分別の徹底

家庭系ごみのうち、可燃ごみの中には資源として再利用できる紙類やペットボトル、草木などが多く混入していることから、引き続き分別の推進を図る。

### 店頭回収等の推進

資源物の分別を進めるため、多様化していく住民の生活に合わせて、誰もが参加できるように集団回収、分別収集、拠点回収、店頭回収等の多様な選択肢を設けるなど、資源物を出しやすい環境づくりに努める。

## ◆事業系一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進

### ○事業者への情報発信・普及啓発及び指導の徹底

事業者には、自らごみを減量化・資源化し適正に処理する義務があることを周知・徹底する。特に、環境美化センターでは、焼却ごみ量の約3割を占める事業系ごみの減量・リサイクルは大変重要な課題となっていることから、ごみを多量に排出する事業者等に対し、適正処理及びごみの減量・リサイクルを促すために指導の徹底を図る。

### ○資源物の分別の促進

事業系ごみにの資源化の推進に向けて事業者への啓発活動を行うほか、業界団体や商工会議所等との事業者間の連携・協力を促進し、事業所から排出される資源物のリサイクルルートが確保できるよう支援する。

## ◆その他

### ○ごみ処理に係る費用負担の公平化

ごみ処理の負担の公平化、ごみ減量やリサイクルを推進する観点から、ごみの排出量の推移や周辺自治体（一部事務組合等含む）の動向を踏まえ、必要に応じてごみの処理手数料の見直しを検討する。

### ○公共施設(庁舎等)における3Rの推進

事業者・消費者として、ごみの排出抑制や適正分別に努めるとともに、事務用品などの庁用品や公共関与事業において、積極的な再生品利用（グリーン購入）を進める。

## 6. 収集・運搬計画(分別収集計画)

### (1) 収集・運搬の基本方針

#### 【収集・運搬に関する基本方針】

- (1) 安全かつ効率的で安定した収集・運搬体制の継続
- (2) 収集・運搬の利便性の向上

### (2) ごみの分別区分

構成町村の将来の分別区分を表 3-4-22 に示す。

ごみの分別区分については、当面は、現状の分別区分を維持するものとし、住民には分別の徹底を啓発することでリサイクルを推進する。

資源化可能な品目ごとの分別収集方針を表 3-4-23 に示す。現状において分別対象となっていない資源化対象物については、資源物として分別収集し資源化を行う可能性について調査・研究を行うなどの資源化を進めるための取組を行う。

表 3-4-22 構成町村の将来の分別区分(家庭系)

		嘉手納町	読谷村	
もやせるごみ(可燃ごみ)		○	○	
もやさないごみ(不燃ごみ)		○ (缶類含む)	○ (缶類含む)	
有害ごみ(蛍光灯・乾電池・体温計)		○	○	
資源ごみ	ビン	○ (スプレー缶含む)	○	
	ペットボトル	○	○	
	古紙	ダンボール・紙箱	○	○
		雑誌・本類	○	○
		新聞紙・チラシ	○	○
		紙パック	○	○
	草木	○	○ (自己搬入のみ)	
廃食油	○	○ (拠点回収のみ)		
粗大ごみ		○	○	

表 3-4-23 資源化可能品目ごとの分別収集方針

資源物品目		地域の分別区分	今後の対応
アルミ缶・スチール缶		もやさないごみ (不燃ごみ)	【継続】 :不燃ごみとして処理し、資源回収する。
ガラスびん		資源ごみ (ビン)	【継続】 :現行の分別区分で分別し、資源化する。
ペットボトル		資源物 (ペットボトル)	
プラスチック製容器包装(白色トレイ、 その他のプラスチック製容器包装)		もやせるごみ (可燃ごみ)	【継続・資源化】 :可燃ごみとして焼却処理する。ただし、資源ごみとして分別収集し、資源化を行う可能性について調査・研究を行う。
紙製容器包装(飲料用紙パック、 ダンボール、その他の紙製容器包装)		資源ごみ (古紙)	【継続】 :現行の分別区分で分別し、資源化する。
古紙類			
古布類		もやせるごみ (可燃ごみ) ※民間のリサイクル店舗等の活用を奨励	【継続】 :可燃ごみとして処理するが、民間のリサイクル店舗等の活用の促進を図る。
バイオマス資源	生ごみ	もやせるごみ (可燃ごみ)	【継続】 :可燃ごみとして焼却処理する。一方で、家庭における堆肥化による減量化を進める。
	廃食用油	資源ごみ (廃食用油)	【継続】 :現行の分別区分で分別し、資源化する。
	草木	資源ごみ (草木)	
乾電池・蛍光管		有害ごみ ※もやさないごみ(不燃ごみ)と併せて収集	
使用済小型電子機器等		もやさないごみ (不燃ごみ)	【継続・資源化研究】 :不燃ごみとして処理し、金属回収を行う。ただし、今後、分別収集し資源化を行う可能性について調査・研究を行う。

### **(3) 収集・運搬に関する施策**

#### **① 安全かつ効率的な収集・運搬体制の継続**

##### **◆ 収集サービスの向上**

分別品目の追加による収集体制の変更や再開発事業及び道路整備等に伴う収集ルートの変更など、状況に応じた収集・運搬体制の変更・追加を適宜行う。

##### **◆ 収集作業時の安全確保**

引き続き、ごみの分別徹底やごみ出しルールの指導を徹底することにより、危険物の混入防止を図り、収集作業時の安全確保に努める。

##### **◆ ごみ出しルール周知の徹底**

ごみ出しルールの徹底のため、ホームページや広報等により、住民に対する意識啓発を継続しする。ごみ出しルールを守らない地域や住民に対しては、直接指導を行う。また、転入者やごみ出しルールを守りにくいアパートなどの集合住宅に対するごみ出しルールの周知の徹底を図る。

#### **② 収集・運搬の利便性の向上**

生活介助を要する障害者や高齢者などがいる世帯に対する収集・運搬体制等、多様化する住民のニーズについて把握し、収集・運搬の利便性の向上に努める。

## 7. 中間処理計画

### (1) 中間処理の基本方針

**【中間処理に関する基本方針】**

- (1) 安定的かつ効率的及び、適正な中間処理の実施
- (2) 中間処理による減量化及び循環利用の推進

### (2) 中間処理の対象物及び方法

中間処理の対象物及び方法を表 3-4-24 に示す。

中間処理の対象物及び方法は、現行どおりとする。本地域で処理・処分困難物等になっている品目については、専門の業者や各取扱店等での引取り又は処理を誘導する。

表 3-4-24 中間処理の対象物及び方法

中間処理対象物	処理方法	処理施設等	
		一次処理	二次処理
もやせるごみ (可燃ごみ)	焼却	○環境美化センター (焼却施設)	焼却残渣 一般廃棄物最終処分場
もやさないごみ (不燃ごみ) 有害ごみ 粗大ごみ	破碎・選別	○環境美化センター (粗大・不燃ごみ処理施設)	可燃物 環境美化センター (焼却施設) 不燃残渣 一般廃棄物最終処分場 資源物 資源回収業者
資源ごみ	ビン	○環境美化センター (ストックヤード)	資源物 資源回収業者
	ペットボトル		
	古紙	直接資源化	
	廃食用油	直接資源化	
	草木	○(読谷村)草木資源化施設 ○(嘉手納町)民間資源化施設	資源物 チップ化し有効利用
	集団回収 (読谷村のみ)	直接資源化	

### (3) 中間処理に関する施策

#### ① 安定的かつ効率的及び、適正な中間処理の実施

##### ◆ 適正処理の実施

中間処理については、当面は現行体制を維持していくものとし、適正処理が実施されるよう、中間処理施設である環境美化センターの適正な維持管理、運転管理及び公害防止対策に努める。

##### ◆ 環境美化センター（焼却施設、粗大・不燃ごみ処理施設）の延命化への対応

環境美化センターの焼却施設は、これまで必要に応じて補修・整備等を実施しているが、稼働開始後 16 年（平成 25 年度末）、基幹改良後 7 年（平成 25 年度末）が経過し、設備・装置については損傷、劣化等が認められ、補修・整備等が必要な状況となっている。粗大・不燃ごみ処理施設についても稼働開始後 16 年（平成 25 年度末）が経過し、経年劣化等が認められることから補修・整備等が必要となっている。

今後もこれらの施設を継続利用していくことから長寿命化を図るために計画的な補修（基幹的設備改造等）や維持補修を実施していく。

##### ◆ 広域的なごみ処理体制の構築

「沖縄県ごみ処理広域化計画（平成 11 年 3 月）」において、本地域は中部ブロックの中部南ブロックに位置づけられている。ごみ処理広域化については、今後、関係自治体との調整を図っていくものとする。

#### ② 中間処理による減量化及び循環利用の推進

排出されたごみについては、中間処理段階で、できるだけ減量化及び循環利用を進めることで、最終処分量を削減し、環境負荷の低減を図る。中間処理段階の循環利用の主な取組を以下に示す。

##### 【中間処理段階の循環利用の主な取組】

- ・ 不燃物からの金属類等の回収の徹底
- ・ 分別収集された資源物の適正な資源化の実施

#### (4)中間処理施設の整備に関する検討

計画している施設整備事業の内容を表 3-4-25、事業実施工程（案）を表 3-4-26 に示す。

環境美化センター（焼却施設、粗大・不燃ごみ処理施設）の延命化を図るため、循環型社会形成推進交付金を利用して基幹的設備改造事業を行う。

平成 27 年度に長寿命化総合計画を策定し、平成 28 年度に基幹的設備改造工事の発注仕様書作成、そして平成 29 年度～平成 31 年度にかけて基幹的設備改造工事を行う計画とする。

表 3-4-25 計画している施設整備事業の内容

対象事業 (施設の種類)	要件等
廃棄物処理施設 基幹的設備改造 (焼却施設) (粗大・不燃ごみ 処理施設)	設置後原則として 7 年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したのものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業であって、沖縄県におけるものに限る。なお、環境美化センターの焼却施設は、前回の基幹的設備改造工事を実施してから平成 25 年度末で 7 年を経過している。粗大・不燃ごみ処理施設についても稼働開始から平成 25 年度末で 16 年を経過している。

表 3-4-26 事業実施工程(案)

	H26 (現状)	H27 (1 年目)	H28 (2 年目)	H29 (3 年目)	H30 (4 年目)	H31 (5 年目)	H32 (6 年目)
循環型社会形成 推進地域計画							
長寿命化総合計画 (交付金対象)							
発注仕様書作成 (交付金対象)							
基幹的設備 改造工事 (交付金対象)							
供用開始 (予定)							

## 8. 最終処分計画

### (1) 最終処分の基本方針

**【最終処分に関する基本方針】**

- (1) 適正処分の実施
- (2) 最終処分量の最小化

### (2) 最終処分の対象物及び方法

最終処分の対象物は、環境美化センターで中間処理した後に発生する焼却残渣及び不燃残渣とし、最終処分は、現有最終処分場で埋立処分する。

表 3-4-27 最終処分の対象物及び方法

最終処分対象物	最終処分方法	最終処分先
焼却残渣	埋立処分	比謝川行政事務組合 一般廃棄物最終処分場
処理飛灰		
不燃残渣		

### (3) 最終処分に関する施策

#### ① 適正処分の実施

当面は、現有最終処分場で埋立処分を継続していくことから、廃棄物処理法に基づいた維持管理基準を遵守し、周辺環境にも配慮した適正な維持管理を行い、安心・安全な埋立処分を継続する。

#### ② 最終処分量の最小化

ごみの排出抑制、分別の徹底、中間処理段階の資源回収の徹底により最終処分量をできるだけ少なくし、最終処分量の最小化と現有最終処分場の延命化を図る。

## 9. その他の計画

### (1) 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電等（家電4品目<sup>※1</sup>、パソコン）のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法及び資源有効利用促進法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力し、普及啓発を行う。

※1：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

### (2) ごみの不法投棄対策の強化

住民や事業者等のごみ排出者に対して、広報や不法投棄禁止の立て看板の設置等を通じて不法投棄防止の啓発に努める。また、住民、事業者、住民団体等と連携し、不法投棄が多い場所を中心に、巡回パトロールを強化する。

### (3) 適正処理困難物の適正処理・資源化の促進

本地域で処理・処分困難物等に指定している品目については、専門の業者又は各取扱店に引取り又は処理を依頼するよう、引き続き排出者への周知の徹底を図るとともに、専門業者や各取扱店との協力体制を強化する。

### (4) 災害時に発生する廃棄物の適正処理への対応

大規模な地震や風水害等の災害発生時には、通常どおりのごみ処理が困難となるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することが予測される。このため、普段から災害時のごみの適正な処理に係る広報や啓発活動を実施する。また、ごみ処理の広域的な連携体制を整備するなど、災害発生時のごみ処理が円滑に行えるように体制の確保に努める。

災害時の廃棄物処理については、構成町村が定める「地域防災計画」に基づいて、沖縄県、周辺市町村（一部事務組合等含む）のほか廃棄物処理業団体、建設業関係団体等の支援・協力を得ながら、迅速かつ円滑に除去するとともに可能な限り適正な処理処分を行う。また、また、災害廃棄物等の迅速かつ計画的な処理が行えるよう、「災害廃棄物対策指針（平成26年3月）」や関係機関との協議等を踏まえ、（仮称）災害廃棄物処理計画を策定することを検討する。

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現況及び課題

#### 1. 生活排水の処理体系

本地域の生活排水の処理体系を図 4-1-1 に示す。

本地域の生活排水は、公共下水道、合併処理浄化槽により適正処理を推進している。し尿及び浄化槽汚泥の処理は、嘉手納町、読谷村及びうるま市で構成される中南衛生施設組合のし尿処理施設「長尾苑」で行っている。

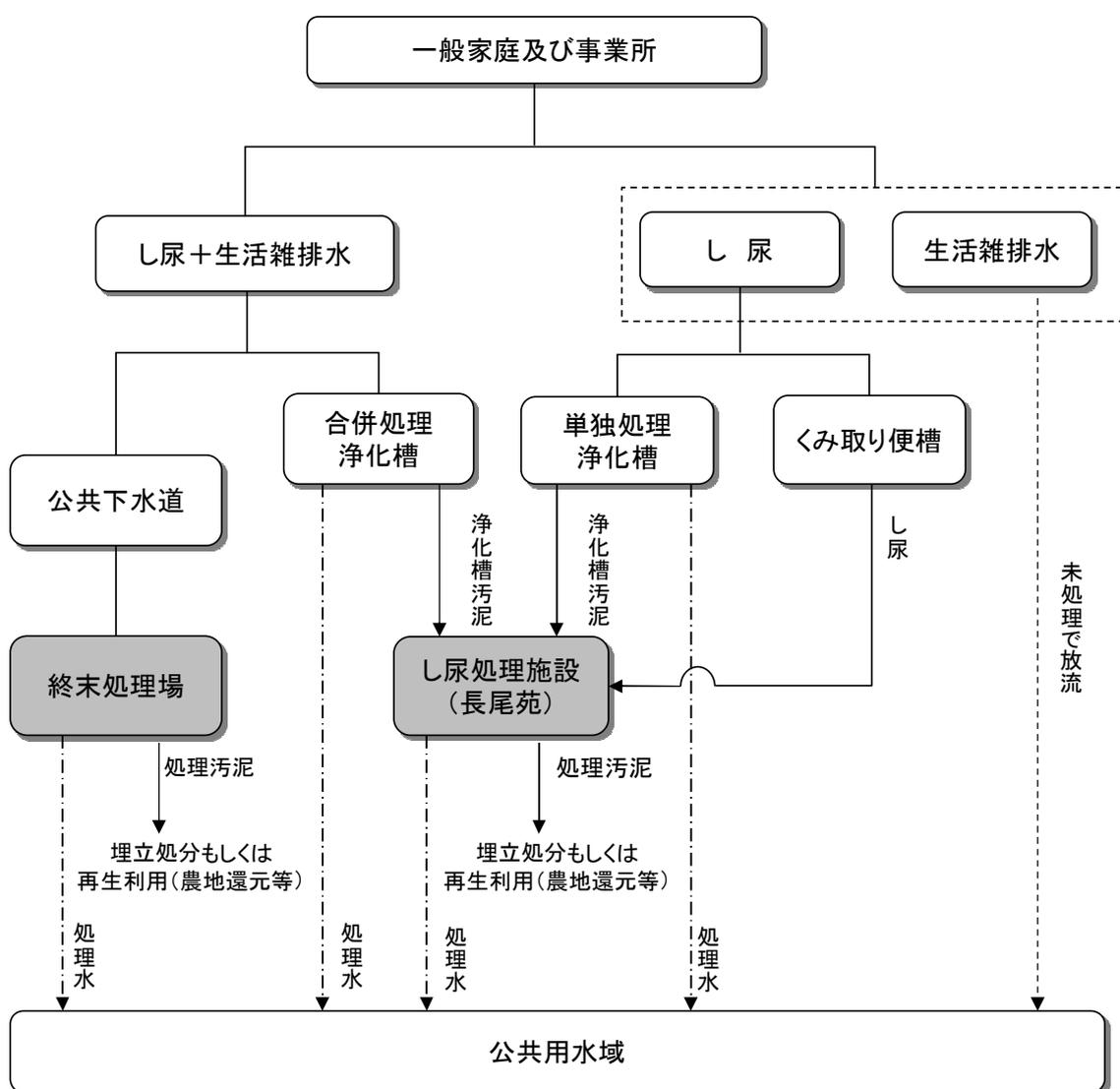


図 4-1-1 本地域(嘉手納町・読谷村)の生活排水の処理体系

## 2. 生活排水処理形態別人口及び汚水衛生処理率

嘉手納町、読谷村及び本地域の生活排水処理形態別人口の実績を表 4-1-1～表 4-1-3 に示す。なお、生活排水処理形態別人口は各年度 10 月 1 日の人口を 3 月 31 日末の住民基本台帳人口（外国人住民含む）に換算した値である。

表 4-1-1 嘉手納町の生活排水処理形態別人口の実績

		単位：人				
年度		H21	H22	H23	H24	H25
行政区域内人口※ <sup>1</sup>		13,927	13,957	13,898	13,819	13,801
1.計画処理区域内人口		13,927	13,957	13,898	13,819	13,801
2.水洗化・生活雑排水処理人口		13,544	13,515	13,611	13,584	13,534
(1)下水道人口		13,541	13,512	13,608	13,581	13,531
(2)農業集落排水施設人口		0	0	0	0	0
(3)合併処理浄化槽人口		3	3	3	3	3
(4)コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		36	36	32	30	35
4.非水洗化人口		347	406	255	205	232
(1)し尿収集人口		347	406	255	205	232
(2)自家処理人口		0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口		0	0	0	0	0
汚水衛生処理率※ <sup>2</sup>		97.2%	96.8%	97.9%	98.3%	98.1%

※1：行政区域内人口は各年 3 月 31 日の住民基本台帳人口（外国人住民含む）。

※2：汚水衛生処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口

表 4-1-2 読谷村の生活排水処理形態別人口の実績

		単位：人				
年度		H21	H22	H23	H24	H25
行政区域内人口※ <sup>1</sup>		39,835	40,284	40,673	40,758	40,945
1.計画処理区域内人口		39,835	40,284	40,673	40,758	40,945
2.水洗化・生活雑排水処理人口		18,129	19,881	19,897	23,815	23,773
(1)下水道人口		4,784	5,326	5,328	5,441	5,695
(2)農業集落排水施設人口		0	0	0	0	0
(3)合併処理浄化槽人口		13,345	14,555	14,569	18,374	18,078
(4)コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		20,619	19,360	20,650	16,821	17,052
4.非水洗化人口		1,087	1,043	126	122	120
(1)し尿収集人口		1,087	1,043	126	122	120
(2)自家処理人口		0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口※ <sup>2</sup>		0	0	0	0	0
汚水衛生処理率※ <sup>2</sup>		45.5%	49.4%	48.9%	58.4%	58.1%

※1：行政区域内人口は各年 3 月 31 日の住民基本台帳人口（外国人住民含む）。

※2：汚水衛生処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口

表 4-1-3 本地域の生活排水処理形態別人口の実績

単位:人

年度	H21	H22	H23	H24	H25
行政区域内人口 <sup>※1</sup>	53,762	54,241	54,571	54,577	54,746
1.計画処理区域内人口	53,762	54,241	54,571	54,577	54,746
2.水洗化・生活雑排水処理人口	31,673	33,396	33,508	37,399	37,307
(1)下水道人口	18,325	18,838	18,936	19,022	19,226
(2)農業集落排水施設人口	0	0	0	0	0
(3)合併処理浄化槽人口	13,348	14,558	14,572	18,377	18,081
(4)コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	20,655	19,396	20,682	16,851	17,087
4.非水洗化人口	1,434	1,449	381	327	352
(1)し尿収集人口	1,434	1,449	381	327	352
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口 <sup>※2</sup>	0	0	0	0	0
汚水衛生処理率 <sup>※2</sup>	58.9%	61.6%	61.4%	68.5%	68.1%

※1：行政区域内人口は各年3月31日の住民基本台帳人口（外国人住民含む）。

※2：汚水衛生処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口

### 3. し尿等の収集・処理状況

#### (1) 排出量の実績

嘉手納町、読谷村及び本地域のし尿等の排出量の実績を表4-1-4に示す。なお、し尿等に関する用語の定義を以下に示す。

(用語の定義)

- ・し 尿：くみ取り便槽からくみ取ったもの
- ・浄化槽汚泥：合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽からくみ取った汚泥

表 4-1-4 し尿等の排出量の実績

単位:kL/年

年度	H21	H22	H23	H24	H25	
嘉手納町	し尿	4	18	12	9	6
	浄化槽汚泥	1	0	25	43	9
	合計	5	18	37	52	15
読谷村	し尿	400	382	440	383	468
	浄化槽汚泥	3,828	4,050	5,447	7,283	7,434
	合計	4,228	4,432	5,887	7,666	7,902
本地域 (合計)	し尿	404	400	452	392	474
	浄化槽汚泥	3,829	4,050	5,472	7,326	7,443
	合計	4,233	4,450	5,924	7,718	7,917

## (2) 収集・運搬の状況

嘉手納町及び読谷村のし尿等の収集・運搬体制を表 4-1-5 に示す。

計画対象区域は、嘉手納町及び読谷村のそれぞれの行政区域内全域を対象とする。ただし、行政区域内の軍用地の範囲は処理区域外とする。

表 4-1-5 し尿等の収集・運搬体制

	嘉手納町	読谷村
収集区域	嘉手納町の全域	読谷村の全域
区分	収集・運搬	収集・運搬
形態	許可	許可
業者数	2	3
車両台数 (積載量)	—	ハ <sup>ク</sup> キューム :5台 (15kL)
収集頻度	随時	随時

資料：一般廃棄物処理実態調査（平成 24 年度）

## (3) 中間処理の状況

本地域から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、中部衛生施設組合が管理するし尿処理施設（長尾苑）で処理している。し尿処理施設の概要を表 4-1-6 に示す。

表 4-1-6 し尿処理施設の概要

施設名	中部衛生施設組合 長尾苑(し尿処理施設)
施設所管	中部衛生施設組合(構成市町村:嘉手納町、読谷村、うるま市 <sup>※1</sup> )
所在地	沖縄県うるま市字昆布 1844
工期	(着工)昭和 53 年 3 月 (竣工)昭和 55 年 6 月
処理能力	80kL/日
処理方式	標準脱窒素処理方式(高度処理;凝集沈殿、ろ過、オゾン)

※1：旧石川市の地域を除く。

## (4) 最終処分(再資源化)の状況

長尾苑では、し尿等の処理後に発生するし渣については、焼却処理を行い残渣を埋立処分している。余剰汚泥については、肥料化による農地還元等により、再生利用を行っている。

## 4. 生活排水処理施設の状況

### (1) 嘉手納町

嘉手納町の公共下水道事業の概要を表 4-1-7 に示す。

嘉手納町は、行政区域内全域が下水道整備計画区域であり、平成 25 年 3 月時点で人口整備率は 100%、接続率は 99.8%である。

表 4-1-7 嘉手納町の公共下水道整備状況(平成 25 年 3 月末)

	単位	整備状況(H25.3)
行政区域内人口(H25.3)(A)	人	13,837 人
全体計画区域内人口(H25.3)(B)	人	13,837 人
利用可能人口(C)	人	13,837 人
人口普及率(D=C/A)	—	100.0%
接続人口(E)	人	13,688
接続率(F=E/C)	—	98.9%
全体計画面積(G)	ha	1,132.9ha
認可面積(H)	ha	1,132.9ha
供用開始済面積(I)	ha	1130.9ha
計画面積整備率(J=I/G)	—	99.8%
認可面積整備率(K=I/H)	—	99.8%
人口整備率(L=C/B)	—	100.0%
(流域下水道事業の概要)		
○事業・処理区名: 中部流域下水道(伊佐浜処理区)		
○供用開始: 昭和 47 年 3 月 21 日、○全体計画目標年次: 平成 42 年度		

資料: 沖縄県下水道課(平成 25 年度下水道のあらまし)

### (2) 読谷村

読谷村の公共下水道事業の概要を表 4-1-8 に示す。

読谷村の下水道事業には、流域下水道事業と単独公共下水道事業がある。

事業全体でみると、行政区域内全域の約 56.7%(全体の全体計画区域内人口(H25.3) ÷ 利用可能人口(H25.3) = 23,151 人 ÷ 40,835 人)が下水道整備計画区域であり、平成 25 年 3 月時点で人口整備率は 39.6%、接続率は 60.2%である。

下水道処理区域外では公共用水域の汚濁の防止のため既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを行う住民に対する補助金の交付事業を行い、合併処理浄化槽の設置を進めている。

表 4-1-8 読谷村の公共下水道整備状況(平成 25 年 3 月末)

	単位	整備状況(H25.3)		
		流域下水道	単独下水道	全体
行政区域内人口(A)	人	—	—	40,835
全体計画区域内人口(B)	人	17,970	5,181	23,151
利用可能人口(C)	人	4,630	4,542	9,172
人口普及率(D=C/A)	—	—	—	22.5%
接続人口(E)	人	1,820	3,701	5,521
接続率(F=E/C)	—	—	—	60.2%
全体計画面積(G)	ha	642.3	83.0	725.3
認可面積(H)	ha	434.8	68.0	502.8
供用開始済面積(I)	ha	283.3	67.0	350.3
計画面積整備率(J=I/G)	—	44.1%	80.7%	48.3%
認可面積整備率(K=I/H)	—	65.2%	98.5%	69.7%
人口整備率(L=C/B)	—	25.8%	87.7%	39.6%
<p>(流域下水道事業の概要)</p> <p>○事業・処理区名: 中部流域下水道(伊佐浜処理区)</p> <p>○供用開始: 平成 14 年 5 月 1 日、○全体計画目標年次: 平成 42 年</p> <p>(単独公共下水道事業の概要)</p> <p>○事業・処理区名: 単独公共下水道(楚辺処理区)</p> <p>○供用開始: 平成 8 年 10 月 1 日、○全体計画目標年次: 平成 40 年</p>				

資料: 沖縄県下水道課(平成 25 年度下水道のあらまし)

## 5. 生活排水処理の課題の抽出

### (1) 生活排水処理施設の整備に関する課題

生活排水処理施設の整備については、読谷村と嘉手納町が主体となり実施しており、課題は以下のとおりである。

- ① 集合処理区域である公共下水道の処理区域については、本地域構成町村の施設整備計画に基づき、施設整備を推進し、整備が完了している処理区域については未接続の家庭の接続を推進する必要がある。
- ② 読谷村については、一部が下水道処理区域以外となることから、下水道処理区域外については、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

### (2) 生活排水処理対策の啓発

水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果や、発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策について啓発を行う必要がある。また、適切な浄化槽維持管理の必要性から、浄化槽の保守・点検・清掃及び検査の徹底を図るよう指導していく必要がある。

### (3) し尿等の処理に関する課題

本地域で発生するし尿等については、中部衛生施設組合が管理する長尾苑で処理している。今後も、当該施設で処理を継続するため、長尾苑を適正に補修・維持管理し、安定したし尿等の処理を行っていく必要がある。

## 第2節 生活排水処理の基本方針等

### 1. 生活排水処理に係る理念、目標

生活排水を適正に処理することにより、身近な公共用水域の水質改善を図るべく、生活排水処理に関する事業に取り組み、地域住民の理解と協力のもとに、生活環境により快適で豊かな水環境の形成に努めることを生活排水処理の目標とする。

### 2. 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理に係る理念、目標を早期に実現するため、具体的な行動指針となる基本方針を以下のとおり定める。

#### (1) 計画的な生活排水処理施設の整備及び普及・促進

生活排水処理施設の整備については、以下のとおり進める。また、整備については、構成町が主体となり実施していくものとする。

- ① 集合処理区域である公共下水道の処理区域については、嘉手納町・読谷村の施設整備計画に基づき、施設整備を推進する。また、整備が完了している処理区域については未接続の家庭の接続を推進する。
- ② 読谷村については、下水道処理区域外の地域があることから、下水道処理区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及促進を図る。現在、単独処理浄化槽を設置している家庭や事業所については、個別の状況等を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換の指導を行う。

#### (2) 生活排水処理に関する普及啓発の促進

生活排水処理対策として、住民が発生源である各家庭のトイレ、台所、風呂、洗濯機等からの生活排水に意識を傾けるよう、住民の生活排水に対する意識啓発と実践活動の促進を図る。

#### (3) し尿等の適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥の排出量や性状に応じた適正な処理体制の整備を図る。

### 3. 生活排水の処理主体

本地域における生活排水処理施設の種類の処理主体を表 4-2-1 に示す。

表 4-2-1 本地域における生活排水処理施設の種類の処理主体

	対象となる 生活排水の種類	処理主体
(1) 公共下水道	・し尿及び生活雑排水	・嘉手納町、読谷村
(3) 合併処理浄化槽	・し尿及び生活雑排水	・個人等
(4) 単独処理浄化槽	・し尿	・個人等
(5) し尿処理施設	・し尿及び浄化槽汚泥	・中部衛生施設組合

### 4. 計画対象区域

計画対象区域は、本地域の構成町村である嘉手納町及び読谷村のそれぞれの行政区域内全域を対象とする。ただし、行政区域内の軍用地の範囲は処理区域外とする。

### 5. 計画期間

計画期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 41 年度を計画目標年度とする 15 年間とし、5 年後の平成 31 年度と 10 年後の平成 36 年度を中間目標年度とする。

(計画目標年次)

初 年 度 :平成 27 年度

中間目標年度( 5 年後) :平成 31 年度

中間目標年度(10 年後) :平成 36 年度

目 標 年 度 (15 年後) :平成 41 年度

### 第3節 生活排水処理基本計画

#### 1. 生活排水処理施設等の整備計画

##### (1) 嘉手納町

嘉手納町の公共下水道事業の整備計画を表 4-3-1 に示す。

表 4-3-1 嘉手納町の公共下水道整備計画(平成 25 年 3 月末)

	単位	整備計画(H25.3)
行政区域内人口(H25.3)(A)	人	13,837 人
全体計画区域内人口(H25.3)(B)	人	13,837 人
全体計画面積(G)	ha	1,132.9ha
認可面積(H)	ha	1,132.9ha
(流域下水道事業の概要)		
○事業・処理区名: 中部流域下水道(伊佐浜処理区)		
○供用開始: 昭和 47 年 3 月 21 日、○全体計画目標年次: 平成 42 年度		

資料: 沖縄県下水道課(平成 25 年度下水道のあらまし)

##### (2) 読谷村

読谷村の公共下水道事業の整備計画を表 4-3-2 に示す。

表 4-3-2 読谷村の公共下水道整備計画(平成 25 年 3 月末)

	単位	整備計画(H25.3)		
		流域下水道	単独下水道	全体
行政区域内人口(A)	人	—	—	40,835
全体計画区域内人口(B)	人	17,970	5,181	23,151
全体計画面積(G)	ha	642.3	83.0	725.3
認可面積(H)	ha	434.8	68.0	502.8
(流域下水道事業の概要)				
○事業・処理区名: 中部流域下水道(伊佐浜処理区)				
○供用開始: 平成 14 年 5 月 1 日、○全体計画目標年次: 平成 42 年				
(単独公共下水道事業の概要)				
○事業・処理区名: 単独公共下水道(楚辺処理区)				
○供用開始: 平成 8 年 10 月 1 日、○全体計画目標年次: 平成 40 年				

資料: 沖縄県下水道課(平成 25 年度下水道のあらまし)

## 2. 生活排水処理形態別人口とし尿等の排出量の推計

嘉手納町、読谷村及び本地域の生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の見込みを表4-3-3～表4-3-5、及び表4-3-1～表4-3-3に示す。

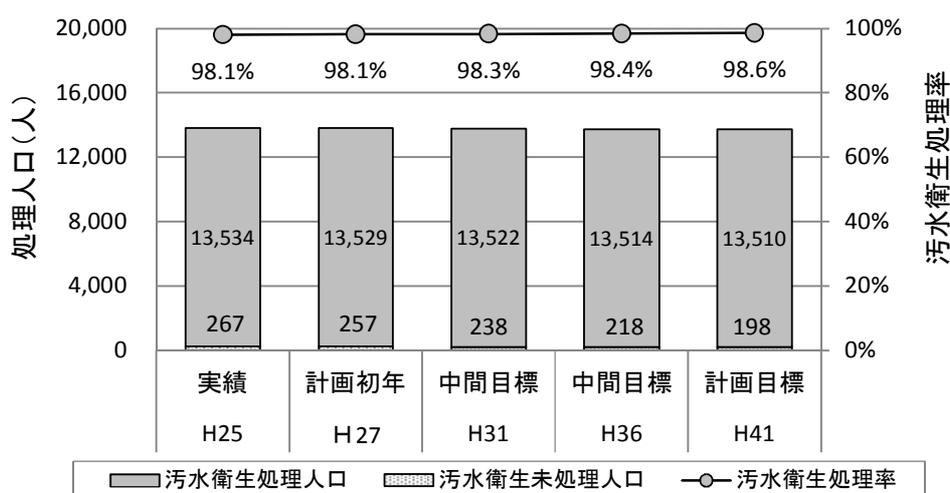
嘉手納町及び読谷村の生活排水処理施設の整備計画等に基づき生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の推計を行った。詳細は、「資料2 し尿等排出量の推計」に示す。

表 4-3-3 嘉手納町の生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の見込み

単位：人、kL/年

	年度	H25	H27	H31	H36	H41
		実績	計画初年	中間目標	中間目標	計画目標
行政区域内人口		13,801	13,786	13,760	13,732	13,708
1.計画処理区域内人口		13,801	13,786	13,760	13,732	13,708
2.水洗化・生活雑排水処理人口		13,534	13,529	13,522	13,514	13,510
(1)下水道人口		13,531	13,526	13,519	13,512	13,508
(2)農業集落排水施設人口		0	0	0	0	0
(3)合併処理浄化槽人口		3	3	3	2	2
(4)コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		35	34	31	29	26
4.非水洗化人口		232	223	207	189	172
(1)し尿収集人口		232	223	207	189	172
(2)自家処理人口		0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口		0	0	0	0	0
汚水衛生処理率 <sup>※1</sup>		98.1%	98.1%	98.3%	98.4%	98.6%
排出量	し尿	6	6	5	4	3
	浄化槽汚泥	9	8	7	7	6
	合計	15	14	12	11	9

※1：汚水衛生処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口



※：汚水衛生処理人口＝水洗化・生活雑排水処理人口

※：汚水衛生未処理人口＝水洗化・生活雑排水未処理人口＋非水洗化人口

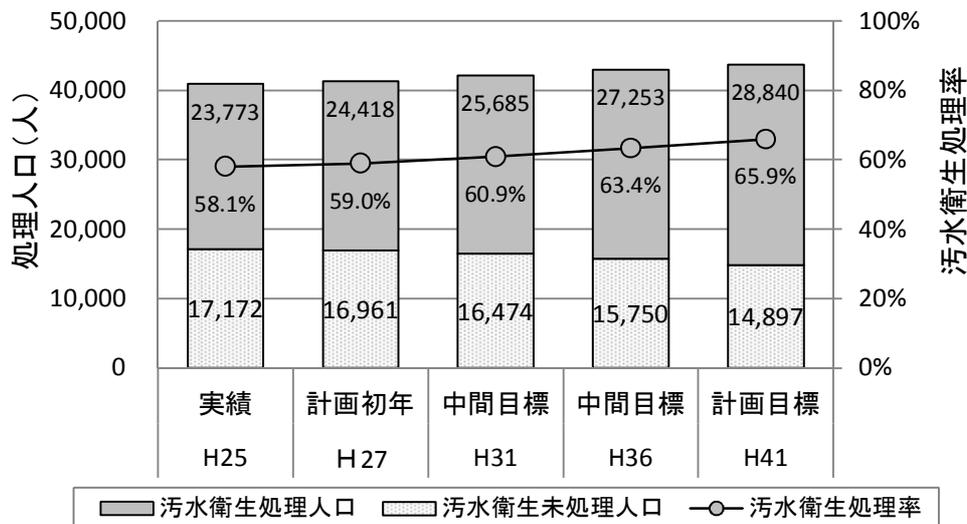
図 4-3-1 嘉手納町の生活排水処理形態別人口及び汚水衛生処理率の見込み

表 4-3-4 読谷村の生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の見込み

単位：人、kL/年

年度	H25	H27	H31	H36	H41	
	実績	計画初年	中間目標	中間目標	計画目標	
行政区域内人口	40,945	41,379	42,159	43,003	43,737	
1.計画処理区域内人口	40,945	41,379	42,159	43,003	43,737	
2.水洗化・生活雑排水処理人口	23,773	24,418	25,685	27,253	28,840	
(1)下水道人口	5,695	6,148	7,071	8,266	9,529	
(2)農業集落排水施設人口	0	0	0	0	0	
(3)合併処理浄化槽人口	18,078	18,270	18,614	18,987	19,311	
(4)コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0	
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	17,052	16,842	16,357	15,636	14,787	
4.非水洗化人口	120	119	117	114	110	
(1)し尿収集人口	120	119	117	114	110	
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0	
5.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	
汚水衛生処理率 <sup>※1</sup>	58.1%	59.0%	60.9%	63.4%	65.9%	
排出量	し尿	468	455	431	404	377
	浄化槽汚泥	7,434	7,433	7,404	7,329	7,218
	合計	7,902	7,888	7,835	7,733	7,595

※1：汚水衛生処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口



※汚水衛生処理人口＝水洗化・生活雑排水処理人口

※汚水衛生未処理人口＝水洗化・生活雑排水未処理人口＋非水洗化人口

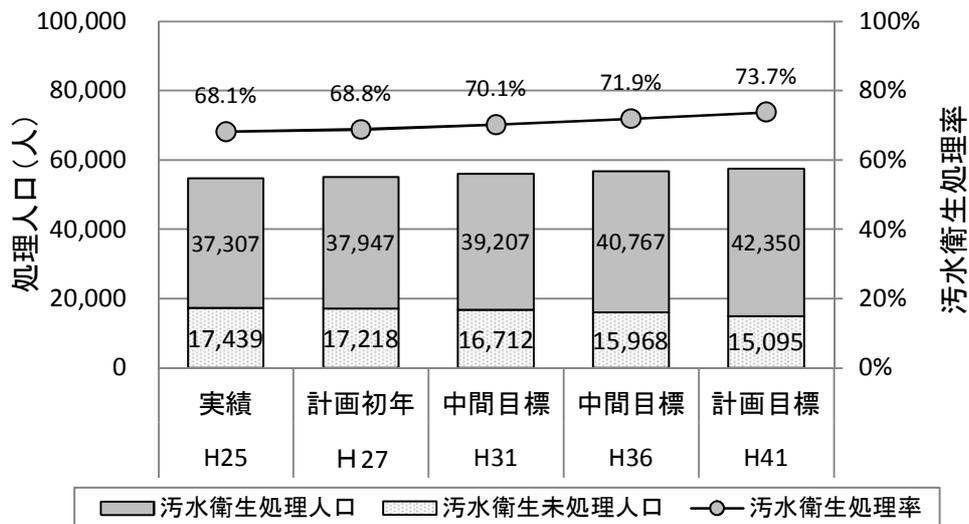
図 4-3-2 読谷村の生活排水処理形態別人口及び汚水衛生処理率の見込み

表 4-3-5 本地域の生活排水処理形態別人口及びし尿等排出量の見込み

単位：人、kL/年

年度	H25	H27	H31	H36	H41	
	実績	計画初年	中間目標	中間目標	計画目標	
行政区域内人口	54,746	55,165	55,919	56,735	57,445	
1.計画処理区域内人口	54,746	55,165	55,919	56,735	57,445	
2.水洗化・生活雑排水処理人口	37,307	37,947	39,207	40,767	42,350	
(1)下水道人口	19,226	19,674	20,590	21,778	23,037	
(2)農業集落排水施設人口	0	0	0	0	0	
(3)合併処理浄化槽人口	18,081	18,273	18,617	18,989	19,313	
(4)コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0	
3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	17,087	16,876	16,388	15,665	14,813	
4.非水洗化人口	352	342	324	303	282	
(1)し尿収集人口	352	342	324	303	282	
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0	
5.計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	
汚水衛生処理率 <sup>※1</sup>	68.1%	68.8%	70.1%	71.9%	73.7%	
排出量	し尿	474	461	436	408	380
	浄化槽汚泥	7,443	7,441	7,411	7,336	7,224
	合計	7,917	7,902	7,847	7,744	7,604

※1：汚水衛生処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口



※汚水衛生処理人口＝水洗化・生活雑排水処理人口

※汚水衛生未処理人口＝水洗化・生活雑排水未処理人口＋非水洗化人口

図 4-3-3 本地域の生活排水処理形態別人口及び汚水衛生処理率の見込み

### **3. し尿等の処理計画**

#### **(1) 排出抑制・再資源化計画**

生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、公共下水道や合併処理浄化槽の設置を促進する。さらに、水切りネットの使用、合成洗剤の使用抑制、風呂の残り湯の再利用など、家庭で出来る生活排水対策について啓発を行い、住民の自主的な取組を促進する。

#### **(2) 収集・運搬計画**

し尿等の収集・運搬の範囲及び体制については、現行どおり行う計画とするが、今後の公共下水道へ接続する人口の増加や人口減少等によるし尿等の収集・運搬量の減少等を十分考慮し、安定的かつ継続的な収集・運搬体制を築くよう努める。

#### **(3) 中間処理計画**

し尿等の処理については現行体制を維持するものとし、中部衛生施設組合が管理する長尾苑の補修・維持管理を計画的に行い、適正なし尿等の処理に努めることができるよう協力する。

#### **(4) 最終処分計画**

長尾苑において、し尿等を処理する際に発生するし渣については、現行と同様に焼却処理を行い残渣については埋立処分を行う。また、余剰汚泥については、肥料化した後、農地還元等による再生利用に努める。

## 4. その他

### (1) 住民に対する広報・啓発活動

適正な生活排水処理を行うには、地域住民の理解と協力を得ながら推進することが重要である。そのため、生活排水処理対策の重要性や浄化槽の維持管理の徹底等について、広報・啓発活動を図っていく。

### (2) 地域に関する諸計画との関係

嘉手納町及び読谷村の総合計画や生活排水処理施設の整備計画などと整合を図り、生活排水処理を適正化することで、水質汚濁の防止並びに水環境の保全を推進する。

### (3) 災害時に発生するし尿等の適正処理への対応

大規模な地震や風水害等の災害発生時には、被災住民が使用する仮設トイレのし尿処理や浸水地域における水没便槽、水没浄化槽からの速やかなし尿等のくみ取り、清掃、周辺の消毒等が必要となる。このため、普段から災害時のし尿等の対策に係る広報や啓発活動を実施する。また、し尿等の処理の広域的な連携体制を構築するなど、災害発生時のし尿処理が円滑に行えるように体制の確保に努める。

災害時のし尿等の処理については、構成町村が定める「地域防災計画」に基づいて、沖縄県、周辺市町村（一部事務組合等含む）のほか廃棄物処理業団体等の支援・協力を得ながら、迅速かつ適正に実施する。また、災害廃棄物等の迅速かつ計画的な処理が行えるよう、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」や関係機関との協議等を踏まえ、（仮称）災害廃棄物処理計画を策定することを検討する。